

# 大阪市環境基本計画(改定計画)(案)

－SDGs 達成に貢献する環境先進都市－

**2025－2030**

「大いなる一歩を踏み出す時が来た！」

※

## はじめに

大阪市では、市民の皆様が、将来にわたって安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献できるよう、1995 年 3 月に「大阪市環境基本条例」を制定するとともに、条例に基づき「大阪市環境基本計画」を策定し、様々な環境施策に取り組んでまいりました。

世界においては、温暖化や海洋汚染、野生生物種の減少など地球環境の悪化がますます深刻となる中、2015 年に、「持続可能な開発目標（SDGs）※」を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ※」や「パリ協定※」が採択されるなど、世界を巻き込む国際的合意がされました。

大阪市においても、2019 年 12 月に、SDGs の考え方を活用した「大阪市環境基本計画」（前計画）を策定し、2030 年度（＝SDGs のゴール）を目標年度として、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」をめざして取り組みを進めてきています。

SDGs は持続可能な、より良い世界をつくっていくために、政府だけでなく市民や事業者など多様な主体が参画・連携すること、環境・経済・社会の課題を統合的に解決していくこと、誰一人取り残さないことが大きな特徴です。

いま、「我々の地球は、気候変動※、生物多様性※の損失及び汚染という 3 つの世界的危機に直面している」（G7 広島首脳コミュニケ（2023 年 5 月））と述べられるなど、人類が深刻な環境危機に直面している中、国内外においては、持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しています。

大阪市は、基礎自治体として、環境・経済・社会を含む幅広い市民生活の領域全般にわたり、持続可能な社会の実現に向けて的確に対応するとともに、国際的な大都市としての役割・責任を果たしていくことが求められています。また、SDGs が達成された社会の実現をめざし、環境問題を含め様々な課題の解決に向けた取り組みが実施される大阪・関西万博の開催地として、SDGs 達成に向けた取り組みを強力に進めていくことが求められています。

計画の見直しにおいては、SDGs の考え方を活用した前計画を維持するとともに、国内外の動向を踏まえ、環境・経済・社会の調和のとれた持続可能な発展をめざしていきます。引き続き、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」の実現をめざしてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※表紙右下の「大いなる一步を踏み出す時が来た！」は、2019 年 12 月から翌月に実施した「小学生対象作文コンクール」において優秀作品の一つに選ばれた、都島小学校 5 年生（当時）による作文中のフレーズです。

## 目 次

### 第1章 計画の改定にあたって

|                |    |
|----------------|----|
| 第1節 計画改定の背景・意義 | 2  |
| 第2節 計画の位置付け    | 6  |
| 第3節 基本的な視点     | 7  |
| 第1項 前提となる考え方   | 7  |
| 第2項 基本的な視点     | 9  |
| 第4節 計画のコンセプト   | 10 |
| 第5節 計画期間       | 10 |

### 第2章 基本的な考え方

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第1節 取り巻く状況と課題       | 12 |
| 第1項 環境をめぐる国内外の動向    | 12 |
| 第2項 大阪市の現状と課題       | 15 |
| 第3項 直面している課題への対応    | 24 |
| 第2節 計画の方向性          | 24 |
| 第1項 ビジョン            | 24 |
| 第2項 目標              | 25 |
| 第3項 ビジョン、目標についての考え方 | 27 |

### 第3章 基本的な施策の体系

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1節 脱炭素社会の構築                   | 29 |
| 第1項 再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の活用     | 29 |
| 第2項 徹底した省エネルギーの推進              | 31 |
| 第3項 移動の脱炭素化                    | 32 |
| 第4項 脱炭素型のまちづくり                 | 33 |
| 第5項 CO <sub>2</sub> 吸収源に関する取組み | 35 |
| 第6項 気候変動への適応に関する取組み            | 36 |
| 第2節 循環型社会の形成                   | 38 |
| 第1項 2Rを優先した取組みの推進              | 38 |
| 第2項 分別・リサイクルの推進                | 39 |
| 第3項 環境に配慮した適正処理                | 40 |
| 第4項 ごみ収集体制を活かした安心なまちづくり        | 41 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第3節 快適な都市環境の確保                   | 44 |
| 第1項 自然との共生・生物多様性保全の推進            | 44 |
| 第2項 気候変動やヒートアイランド現象による暑熱環境悪化への対策 | 46 |
| 第3項 都市環境の保全・改善の取組み               | 47 |
| 第4節 地球環境への貢献                     | 52 |
| 第5節 すべての主体の参加と協働                 | 55 |
| 第1項 環境教育、啓発の推進                   | 55 |
| 第2項 環境影響評価による環境配慮の推進             | 57 |
| 第3項 大阪市が率先する取組み                  | 57 |

## 第4章 施策展開の戦略

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1節 施策展開にあたって                | 61 |
| 第2節 戦略の設定について                | 61 |
| 第1項 地域、市民、事業者との連携強化          | 61 |
| 第2項 環境、経済、社会の統合的な向上          | 64 |
| 第3項 持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用 | 65 |
| 第4項 国際展開の強化                  | 66 |
| 第5項 持続可能で効果的な行政運営            | 67 |
| 第3節 相乗効果の発揮                  | 68 |

## 第5章 計画の進行管理

|                |    |
|----------------|----|
| 第1節 計画の推進にあたって | 70 |
| 第2節 施策効果の検証    | 71 |

## 資料編

# 第1章

## 計画の改定にあたって

第1節 計画改定の背景・意義

第2節 計画の位置付け

第3節 基本的な視点

第4節 計画のコンセプト

第5節 計画期間

# 第1章 計画の改定にあたって

## 第1節 計画改定の背景・意義

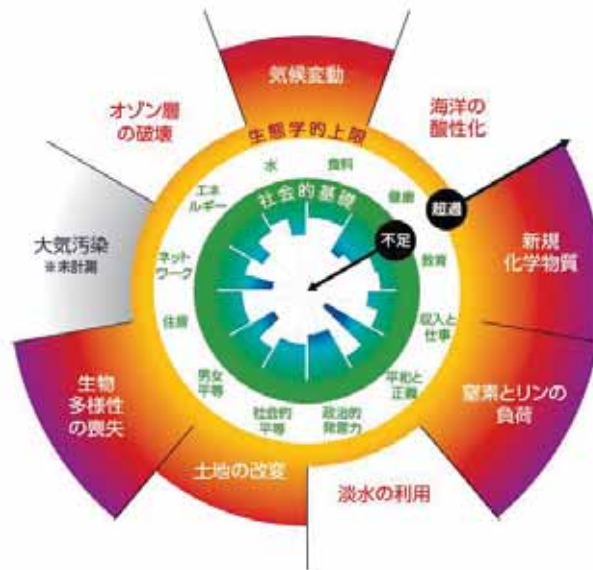
大阪市は、わが国を代表する大都市であり、人口及び都市機能が高密度に集積していることから、健康で安心した市民生活を確保していくことは、市政において極めて重要な課題です。

1995年3月には、「大阪市環境基本条例」を制定するとともに、条例に基づき「大阪市環境基本計画」を策定し、環境保全と経済発展の両立をめざす幅広い施策を推進してきたところであり、大気汚染や水質汚濁の改善など、都市環境は着実に改善してきました。

しかしながら、建築物中のアスベスト<sup>※</sup>や無害化处理が完了していないポリ塩化ビフェニル（PCB）<sup>※</sup>のほか、環境基準が非達成である光化学オキシダント<sup>※</sup>などの課題が依然として存在しており、産業発展に伴う多様な化学物質の管理も含め、都市環境の保全は、市民の健康や暮らしを守るうえで引き続き重要な課題となっています。

わが国では、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、今後、数十年間は総人口の減少が避けられません。大阪市においても、人口は減少に転じ高齢化がさらに進展すると見込まれており、地域コミュニティ<sup>※</sup>の弱体化や働き手の減少、高齢単身世帯の増加など、様々な影響が生じると想定されています。

世界では、「持続可能な開発目標（SDGs）<sup>※</sup>」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>※</sup>」や地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定<sup>※</sup>」が採択され（いずれも2015年）、持続可能な社会に向けた取組みが進められてきましたが、世界平均気温は上昇を続け、地球温暖化により引き起こされた気候変動<sup>※</sup>の影響により、自然災害が激甚化するとともに、かつてない速度で地球上の種が絶滅するなど、現代は「第6の大量絶滅時代」とも言われています。また、依然として、マイクロプラスチック<sup>※</sup>を含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性の有害化学物質による汚染が地球規模で深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。そうした状況の中、人類の活動は地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつあると指摘されており、プラネタリー・バウンダリーに関する2015年と2022年の研究結果を比べると、種の絶滅の速度と窒素・リンの循環に加え、新たに気候変動と土地利用変化、新規化学物質が不確実性の領域を超えて高リスクの領域にあるとされています。また、最近では、このプラネタリー・バウンダリーに、水、食料、ヘルスケア、住居、エネルギー、教育へのアクセスなど、人間にとって不可欠な社会的ニーズに関する最低限の基準の充足度を示した社会の境界（ソーシャル・バウンダリー）を加えた研究があります。プラネタリー・バウンダリーとソーシャル・バウンダリーの間の領域（ドーナツ内での生活）では、Well-being<sup>※</sup>に焦点を当てた経済が繁栄することができそうですが、人間活動が「ドーナツ内での生活」に収まるような持続可能なものとなるためには、環境・経済・社会の統合的向上を進めることが重要です。



注：Kate Raworth「Doughnut Economics」（2017）に基づく。

資料：ローマクラブ Sandrine Dixon-Declève ほか

「Earth for All: A SURVIVAL GUIDE for Humanity」より環境省作成

出典：環境省「令和5年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

こうしたことを背景に、国内外においては、カーボンニュートラル（脱炭素）※、サーキュラーエコノミー（循環経済）※、ネイチャーポジティブ（自然再興）※に係る取組みなど、持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しています。以前は「環境対策はコストである」という認識が根強くありましたが、環境問題への対応は、新たな経済社会システムを規定する要件として、いわば所与のものとして捉え、その対応のあり方が企業の競争力等に影響する、との考え方が広まってきており、わが国の企業においても、ESG投資※の拡大等の取組みが浸透し、環境問題を含む社会問題の解決を企業価値の創造につなげていく動きが活発化しています。また、国においては、2024年5月に第六次環境基本計画を策定し、あらゆる主体のパートナーシップにより、引き続き持続可能な社会としての「循環共生型社会」をめざすこととしました。

大阪市においても、2024年3月に、大阪市政全般に関する「大阪市未来都市創生総合戦略」を策定し、それまでの総合戦略に引き続きSDGs※を推進し、一人ひとりが多様な幸せ（Well-being※）を実感できる都市への成長・発展をめざしていくこととしました。環境面においても、SDGsの考え方を活用した「大阪市環境基本計画」（前計画）の策定（2019年12月）や、「SDGs未来都市※」及び「自治体SDGsモデル事業※」（2020年7月）の選定、これらに基づく取組みの推進など、すでに持続可能な社会の実現に向けて取り組んできていますが、今後、さらに取組みを加速させていく必要があります。

大阪市を取り巻く国内外の状況と課題は相互に関連・複雑化し、一人ひとりの暮らしや企業の経済活動と密接に関係しています。激甚な公害や廃棄物問題を克服してきた経験を活かしながら、DX※の取組みにより、将来の労働力不足などの社会課題や社会ニーズの変化にも対応しつつ、市民・事業者など幅広い関係者とのパートナーシップのもと、環境・経済・社会の統合的向上に取り組んでいく必要があることから、大阪市の環境施策のマスタープランである「大阪市環境基本計画」について、SDGs達成への貢献をめざす2025大阪・関西万博が開催されるタイミングにおいて、2030年のSDGs達成、さらにはその先の世界も見据えながら改定します。

## 「SDGs 未来都市※」及び「自治体SDGs モデル事業※」

2020年7月に、大阪市は大阪府と共同で国に提案していた「SDGs 未来都市」に選定されました。また、「SDGs 未来都市」提案の核となる事業である、「大阪発『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』推進プロジェクト」が「自治体SDGs モデル事業」に選定されました。

本プロジェクトでは、2019年6月のG20大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン※」達成に向けた道筋を示す『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』実行計画を策定するとともに、象徴的な取組みとして「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト」を確立し、家庭から排出されるペットボトルを、地域コミュニティ※と契約した事業者が有価物として回収・リサイクルし、売却益の一部を地域に還元させる仕組みにより、プラスチックの資源循環を促進しています。

この取組みにより、プラスチックごみを削減し、海洋プラスチックごみ問題のほか、CO<sub>2</sub>の削減、地域コミュニティの活性化など、複数課題の統合的な解決につなげ、環境、経済、社会の統合的な向上をめざしています。

### 大阪発「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」推進プロジェクト



### 区役所におけるSDGs※の取組み

大阪市では、SDGsの達成に向けた取組みの推進、SDGsの理念の普及や理解の促進に、全庁を挙げて取り組んでいます。区役所においても、国産木材を利用した庁舎整備や、区転入者向け提供物の包装材の変更（ポリエチレン製から紙製へ）のほか、障がい者スポーツの振興や、「やさしい日本語」のPRなどに取り組んでいます。また、エレベーターやトイレなど来庁者スペースにおいて、SDGsのアイコンの掲示による啓発などに取り組んでいます。

## 大阪・関西万博 ～「いのち会議」～

近代以降、科学と技術の発展により、産業は発展をとげ、消費生活は便利で豊かなものになりました。しかしながら、物質的な豊かさの追求は、人類やその他の生命体、あるいは地球そのものの「いのち」を脅かす様々な課題を生みしました。

このような中、国連において 2030 年をターゲットに「持続可能な開発目標（SDGs）※」が定められ、「誰一人取り残さない」をスローガンに、人類が協働して地球環境の破壊、自然資源の枯渇、エネルギーや食糧の不足、伝染病の蔓延、経済の停滞、格差や貧困、紛争や戦争など、様々な課題に立ち向かうことが約束されました。

2025 年に夢洲で開催される大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げ、SDGs 達成への貢献をめざしています。

大阪大学や経済界は、一体となって「いのち会議」事業を立ち上げました。「いのち会議」では、大阪・関西万博に向けて、SDGs の理念や実践状況を確認し、「誰一人取り残さない」社会を実現するための方策や科学技術が果たす役割を提示した上で、さらに SDGs 後に人類がめざすべき目標を議論するとともに、議論の結果を「大阪・関西万博」の場で「いのち宣言」の形にして世界に発信します。また、2025 年以降も「いのち会議」を万博のレガシーとして継続し、SDGs を推進し、SDGs の次のゴールを構想していくこととしています。



いのち会議のロゴ



2024 年 3 月 21 日、いのち会議キックオフ・シンポジウム

(出典：いのち会議ホームページ)

©いのち会議（予定）

いのち会議：<https://inochi-forum.org/>

## 第2節 計画の位置付け

大阪市では、市政全般に関する戦略・方針と整合を図りながら、分野別及び課題別に策定した各計画に沿って様々な施策・事業を展開しています。

「大阪市環境基本計画」は、「大阪市環境基本条例」に基づく環境施策のマスタープランであり、分野別及び課題別の各計画に位置付けられた施策・事業を洗い出し、環境という切り口で再整理しています。

計画の推進にあたっては、市長を本部長とする「大阪市地球温暖化対策推進本部」の枠組みを活用し、財源面を含め、環境面から横串を通す機能を強化しながら、全庁的に施策・事業を実施し、「持続可能な開発目標（SDGs）※」の達成に貢献していきます。



## 第3節 基本的な視点

### 第1項 前提となる考え方

本計画の前提となる考え方を次のとおり整理します。

#### ① SDGs<sup>※</sup>と大阪市の使命

今日の環境問題は一人ひとりのライフスタイルや事業者の経済活動と密接に関係していることから、環境施策の展開にあたっては、市民や事業者などあらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚し、環境対策を怠ったり、先送りしたりすることがリスクになることを認識したうえで、当事者意識をもって環境負荷の低減に取り組むことが重要となっています。

2015年9月に国連で合意されたSDGsは17のゴール（目標）と各ゴールに設定された169のターゲットから構成され、世界が直面している様々な問題を扱っており、次の3点が重要な特徴です。

#### 環境・経済・社会の課題を同時解決

環境、経済及び社会という三つの側面においてバランスがとれ、統合された形で持続可能な開発を達成すること

#### すべてのステークホルダー<sup>※</sup>の参画・連携

政府や地方公共団体だけでなく、市民や事業者・経済団体、環境NPO/NGOなど、あらゆるステークホルダーが参画し、連携すること

#### 誰一人取り残さない

マイノリティや社会的弱者など脆弱な立場におかれた人々を含む一人ひとりが、施策の対象として取り残されないこと

政府の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、各地方自治体に、各種計画等の策定や改訂にあたってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとしています。また、環境省では、17のゴール（目標）のうち、13のゴール（目標）が直接的に環境に関連しているとしており、本計画では、第3章において、施策の柱立てと環境に関連するゴール（目標）との対応関係について紐づけを行っています。

SDGsの17のゴール（目標）と環境・経済・社会の関係は、次のとおり図示されています。



大阪市は、基礎自治体として、市民の暮らしを守り、住民福祉のさらなる向上をめざし、誰もが健康で安心して生活できるよう取り組むとともに、意欲のある全ての人が能力を発揮できるよう努めていく必要があります。また、国際的な大都市として世界とともに発展していくことが期待されており、SDGs<sup>※</sup>の考え方を積極的に活用するとともに、その実現に貢献していく必要があります。

## ② 環境・経済・社会の統合的向上

私たちの暮らしや企業の経済活動は、環境という基盤のうえに成り立っています。環境は、大気、水、土壌、生物等の間を物質が循環し、生態系が均衡を保つことによって成り立っており、人間もまた、この環境の一部です。しかしながら、人間の経済活動に伴い、環境の復元力を超えて資源を採取し、また、環境に負荷を与える物質を排出することによって、この均衡が崩れつつあり、気候変動<sup>※</sup>や生物多様性<sup>※</sup>の損失という形で顕在化しています。

健全で豊かな恵みを生み出す環境を維持することなしに、経済・社会を発展させていくことはできません。そのため、環境面から対策を講ずることにより、経済・社会の課題解決にも貢献することや、経済面・社会面から対策を講ずることにより、環境の課題解決にも貢献するよう、施策をデザインすることが重要となっています。とりわけ、基礎自治体である大阪市は、幅広い市民生活の領域全般にわたりの確に対応する必要があり、縦割りではなく、統合的な観点に立って取り組むことが重要です。

## ③ 地域循環<sup>※</sup>・共生

少子高齢化の進展など地域コミュニティ<sup>※</sup>を取り巻く社会環境が変化し、個人のライフスタイルや価値観も多様化が進み、人と人とのつながりの希薄化がみられます。こうした中で、

地域・市民・事業者など多様な主体間のつながりという基礎自治体としての特徴を強みとして活かして資源の循環を進め、環境への負荷をできる限り低減しつつ、地域経済の循環も促進し、地域の活性化を図っていくことが求められています。

また、都市化の進展など人と自然とのつながりの希薄化がみられる一方で、人々の価値観は多様化し、一部では田園回帰の意識も高まっています。自然とのふれあいは健康の維持増進にも有用であるとされており、環境にやさしく、健康で質の高い生活への転換を図っていくことも必要です。

#### ④ 持続可能なイノベーション<sup>※</sup>の創出

経済成長や社会基盤の質の向上等を主たる目的とした取組みが、環境への負荷につながらないようにしていくうえで、イノベーションの創出は重要な鍵となります。国では、AI<sup>※</sup>、IoT<sup>※</sup>等のデジタル技術も活用しつつ、様々な課題の解決に資する革新的技術の開発を進め、培われた技術・システムを社会実装することで、めざすべき未来社会の姿「Society5.0<sup>※</sup>」の実現をめざすこととしています。急速に発展する技術革新の動向を踏まえるとともに、安全性や経済合理性の確保などを図りながら、経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点から持続可能なイノベーションの創出に取り組んでいくことが重要です。

## 第2項 基本的な視点

このような認識のうえに立ち、以下の5つを基本的な視点として設定します。

### ① 持続可能な開発目標（SDGs）実現の視点

SDGsは2030年に向けて世界が合意した目標であり、計画の策定・推進により、その実現に寄与することをめざします。

### ② 環境・経済・社会の統合的向上の視点

分野横断的な取組みを推進し、複数の異なる課題を統合的に解決することをめざします。

### ③ 一人ひとりの人間を大切にする視点

人口や都市機能が高密度に集積し、国内外への影響も大きい大都市において、全ての人が健康で安心して生活し、活躍できるまちをめざします。

### ④ 循環・共生の視点

資源を循環させて無駄なく活かすとともに、恵み豊かな自然と共生する循環・共生型の社会をめざします。

### ⑤ 持続可能なイノベーションの視点

経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点から、持続可能なイノベーションを創出することをめざします。

第4節 計画のコンセプト

本計画では、環境を切り口として第3章で整理する施策の体系を、第4章で設定するSDGs<sup>※</sup>の考え方を活かした5つの戦略によって、第5章の計画の推進体制に基づき総合的かつ効果的に展開し、経済・社会分野を含む様々な課題を統合的に解決していくことをめざします。



第5節 計画期間

目標年度は2030年度(=SDGsのゴール)とします。

## 第2章

### 基本的な考え方

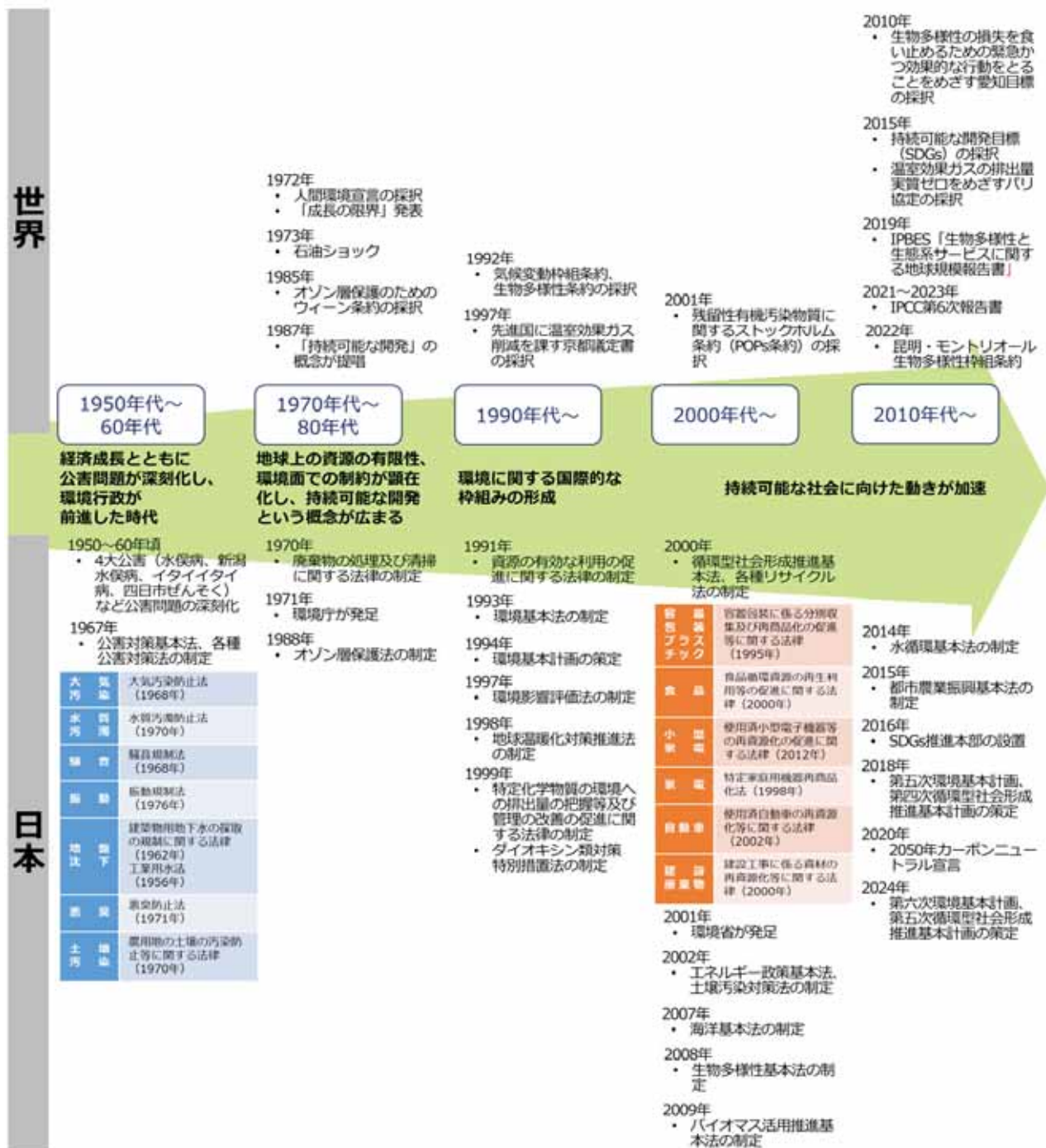
第1節 取り巻く状況と課題

第2節 計画の方向性

## 第2章 基本的な考え方

### 第1節 取り巻く状況と課題

#### 第1項 環境をめぐる国内外の動向



#### ① 国際的な動向

1972年に開催された国連人間環境会議では「人間環境宣言」（ストックホルム宣言）※が採択され、経済や社会の発展のためには環境保全の視点をもつことが重要であるという考え方が世界共通の認識となりました。同年には、人類の未来について「成長の限界」と題した研究報告書が発表され、1973年には、いわゆる石油ショックが起きるなど、地球上の資源の有限性や環境面での制約が明らかになりました。

1985年には、生物に有害な紫外線を吸収する機能を有するオゾン層を保護するため、オゾン層を破壊する原因となる物質を特定し、生産や消費などを規制するウィーン条約が採択され、1987年には、国連に設置された環境と開発に関する世界委員会において「持続可能

な開発」が提唱され、この理念が一般に定着するきっかけとなりました。「持続可能な開発」とは、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発を意味するとされています。

1992年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）では、「環境と開発に関するリオ宣言<sup>※</sup>」、「気候変動枠組条約<sup>※</sup>」、「生物多様性条約<sup>※</sup>」が採択され、持続可能な開発が世界の行動原則へと具体化されるとともに、気候変動<sup>※</sup>と生物多様性<sup>※</sup>に関する国際的な枠組みが形成されていく大きな1歩となりました。その後、気候変動については、温室効果ガス<sup>※</sup>の排出量について先進国に数値目標を課す枠組みとして、1997年に京都議定書が採択され、2015年には、先進国だけでなく開発途上国も含め温室効果ガスの排出量削減に取り組み、今世紀後半に排出量を実質ゼロにすることをめざす新たな枠組み「パリ協定<sup>※</sup>」が採択されました。2018年にIPCC<sup>※</sup>が公表した「1.5℃特別報告書」では、地球温暖化を1.5℃に抑制することには明らかな便益があること、そのためには、2050年頃にはCO<sub>2</sub>排出量を正味ゼロにする必要があることなどが示され、2021年の「第6次評価報告書第1作業部会報告書」では、「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と報告されました。わが国を含め多くの国と地域で2050年までのカーボンニュートラル<sup>※</sup>の実現に向けて取り組む表明が行われるなど、脱炭素化に向けた動きが加速しています。

生物多様性については、その損失を食い止めるための緊急的かつ効果的な行動をとることが2010年に合意され、そのための目標として「愛知目標<sup>※</sup>」が採択されましたが、2019年に公表されたIPBES<sup>※</sup>「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」によれば、世界的に生物多様性と生態系サービスは今なお劣化を続けており、現在は第6の大量絶滅期とも言われています。そうした中、2022年には、2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）<sup>※</sup>の実現や30by30目標<sup>※</sup>などを含む新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

2015年には、国連持続可能な開発サミットにおいて、SDGs<sup>※</sup>を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>※</sup>」が採択され、持続可能な社会に向けた動きが国際社会全体に広がっています。

2019年6月に開催されたG20大阪サミットでは、気候変動等と並ぶ地球規模の環境問題として、海洋プラスチックごみ問題がクローズアップされました。採択された「G20大阪首脳宣言」には、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン<sup>※</sup>」が盛り込まれ、深刻化する環境への影響に主要国が共同で取り組む意思が示されました。2022年からは、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉が進められてきました。

## ② 国内の動向

わが国では、1950年代から60年代にかけて、4大公害（水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく）をはじめとする公害問題が各地で深刻化しました。こうした問題を受けて、1967年の「公害対策基本法」制定を皮切りに、典型7公害である大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、土壌汚染について、関係法の整備が進められるとともに、1971年には環境庁が発足し、わが国の環境行政は大きく前進しました。

しかしながら、都市生活型の公害や膨大な廃棄物の処理、都市のアメニティなどのほか、

1 オゾン層の破壊や地球温暖化など、環境問題は多様化の様相を呈するようになりました。こ  
2 うした中で、1993 年には、わが国の環境政策の指針となる「環境基本法」が制定され、翌  
3 年には「環境基本計画」が策定されました。

4 2000 年には、「循環型社会形成推進基本法」が制定され、3R や廃棄物の適正処理など、  
5 循環型社会※形成に向けた基本的な枠組みが示されました。2001 年には環境省が発足し、そ  
6 の後「エネルギー政策基本法」や「生物多様性基本法」、「都市農業振興基本法」など環境に  
7 関連する基本法が次々と制定されています。

8 2019 年 5 月には、3R+Renewable※を基本原則とする「プラスチック資源循環戦略」  
9 が策定され、2020 年 7 月からはレジ袋が原則有料化されるとともに、2022 年 4 月には、  
10 プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理までのあらゆる主体  
11 におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチック  
12 に係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されています。

13 2020 年 10 月には、2050 年までに温室効果ガス※の排出を実質ゼロにする「2050 年カー  
14 ボンニュートラル※」が宣言されました。2021 年 4 月には、2030 年度に温室効果ガスを  
15 2013 年度から 46%削減することをめざすこと、さらに 50%の高みに向け挑戦することを  
16 表明し、同年 5 月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、「2050 年まで  
17 の脱炭素社会※の実現」が基本理念として位置付けられました。

18 2023 年 3 月には、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した「生物多様性国家  
19 戦略 2023–2030」が策定されました。同戦略は、長期目標である 2050 年ビジョン「自然  
20 と共生する社会」の達成に向け、2030 年までにネイチャーポジティブ（自然再興）※実現す  
21 ることを掲げています。

22 2024 年 5 月には、「第六次環境基本計画」が策定されました。同計画では、気候変動※、  
23 生物多様性※の損失、汚染という地球の 3 つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革  
24 を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循  
25 環共生型社会」の実現を打ち出しています。また、同年 8 月には、「第五次循環型社会形成推  
26 進基本計画」が策定され、循環経済への移行に国家戦略として取り組むことが示されました。

## 第2項 大阪市の現状と課題

### ① 環境の現状と課題

大阪市では、1995年に「環境基本条例」を制定するとともに、翌1996年には、この条例に基づき環境基本計画を策定し、各種施策を展開しています。

2019年12月に策定した「大阪市環境基本計画」は、【すべての主体の参加と協働】のもと、環境施策の3本柱として【低炭素社会の構築】【循環型社会<sup>※</sup>の形成】【快適な都市環境の確保】に取り組み、【地球環境への貢献】を果たしていくことによって、「SDGs<sup>※</sup>達成に貢献する環境先進都市」をめざしてきました。



低炭素社会の構築においては、温室効果ガス<sup>※</sup>の排出量削減に取り組んできたところです。市域の温室効果ガス排出量は、東日本大震災後の2012年度をピークに減少傾向に転じており、2021年度の排出量は、基準年度である2013年度の2,076万トン-CO<sub>2</sub>と比べ22.3%減の1,613万トン-CO<sub>2</sub>となりました。

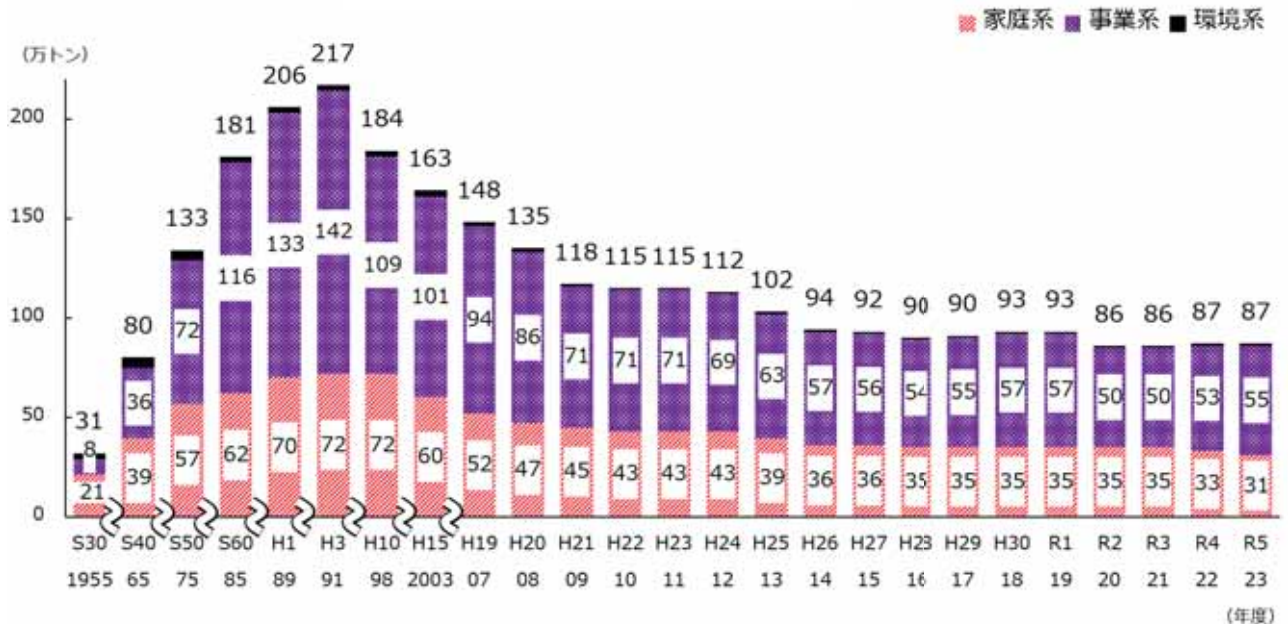
### 大阪市域からの温室効果ガス排出量



出典：大阪市環境局調べ

循環型社会<sup>※</sup>の形成においては、ごみ処理量の削減に取り組んできたところであり、2023 年度は、ピークとなった 1991 年度の 217 万トンと比べ 6 割減の 87 万トンとなりましたが、2020 年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大による事業系ごみの一時的な減少の影響もあると考えられることから、引き続き一層のごみ減量を推進する必要があります。

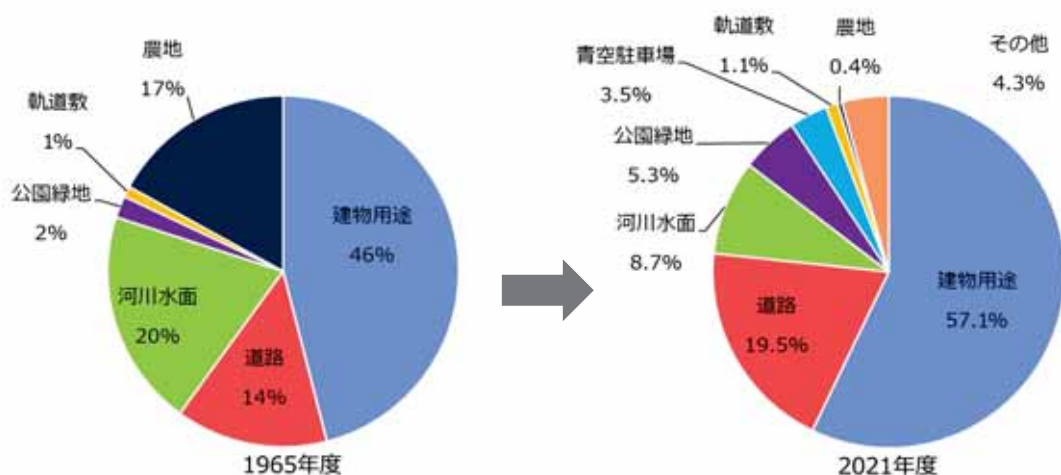
### 大阪市のごみ処理量（焼却量）の推移



出典：大阪市環境局調べ

快適な都市環境の確保においては、計画期間を 2030 年度までとする「大阪市生物多様性戦略」を 2021 年 3 月に策定し、生物多様性<sup>※</sup>の保全に向けた普及啓発やパートナーシップの仕組みづくりに取り組んでいます。大阪市では市街化の進行に伴って生き物の生息・生育空間となりうる河川水面や農地等が減少しています。大阪市内で個体数が少なく、保護すべきと考えられる在来種は 556 種にのぼっており、これらの生物種の減少・絶滅を食い止めていくことが必要となっています。

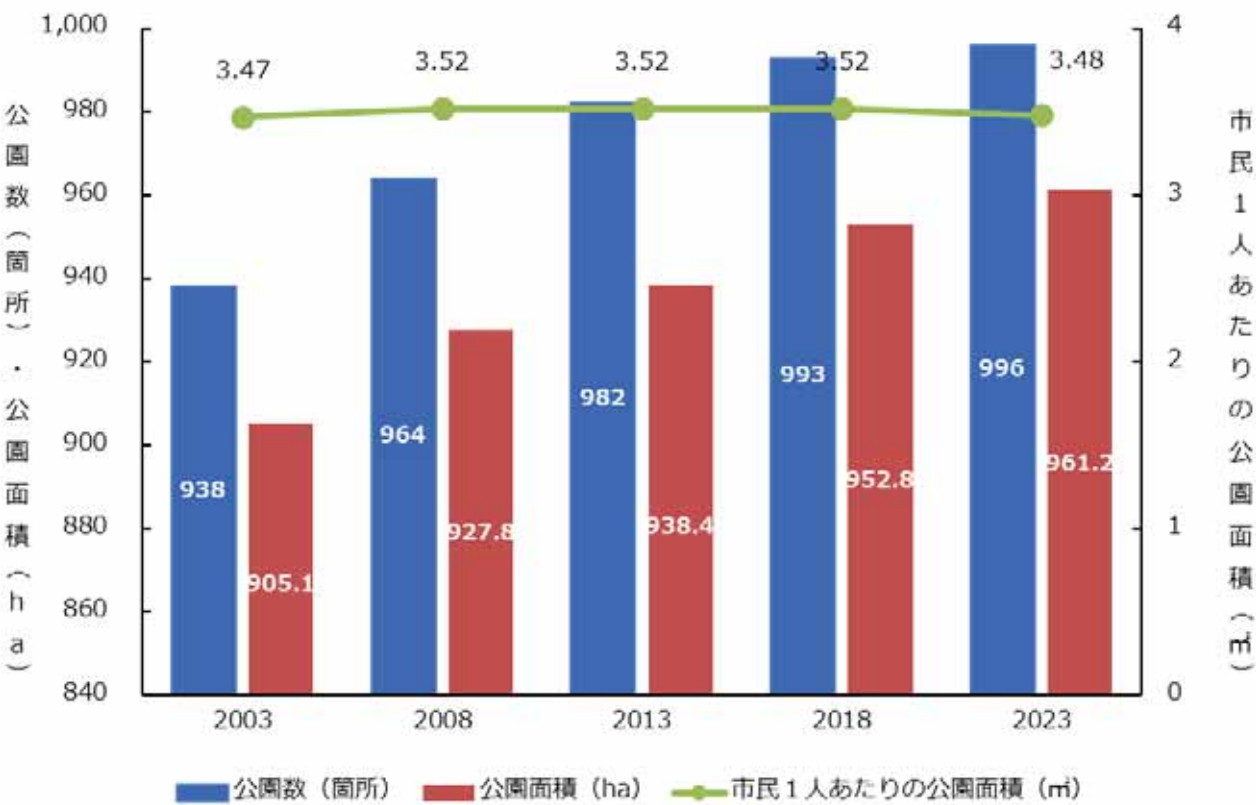
### 大阪市における土地利用の変遷



出典：「大阪市土地利用現況調査」より作成

また、公園数、公園面積は着実に増加するとともに、「新・大阪市緑の基本計画」における達成指標（みどりのまちづくりの中で行政がめざす目標的な指標）は、概ね横ばいで推移していますが、成果指標（みどりのまちづくりの成果としてめざす指標）は、目標を下回っており、人々の身近な緑に対する満足や実感につなげていく取組みが必要となっています。

公園数、公園面積、市民 1 人あたりの公園面積の推移



出典：「令和 5（2023）年度版大阪市環境白書」より作成

「新・大阪市緑の基本計画（平成 25 年 11 月改定）」における目標

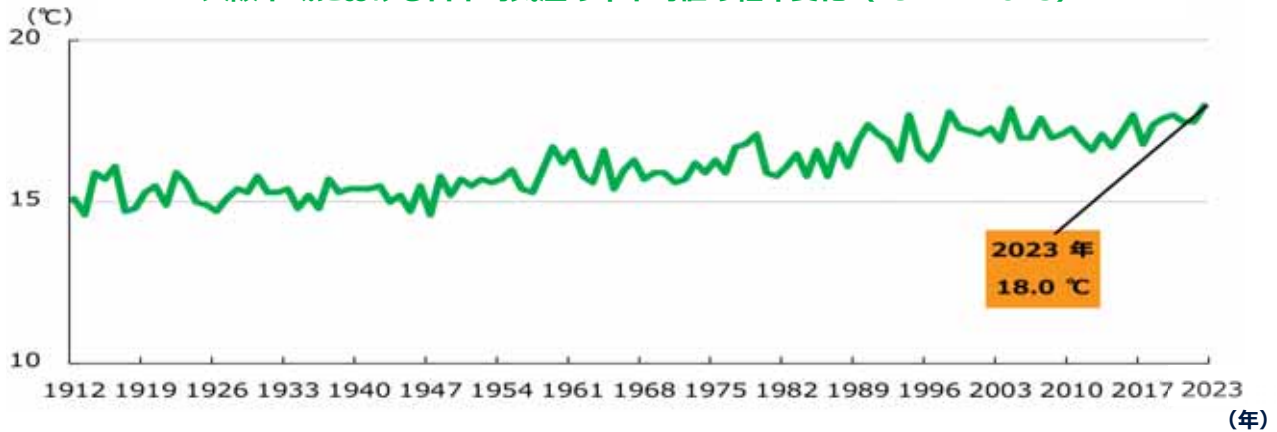
| 指標       |                                   | 策定時                          | 2025 末目標            | 進捗状況                          |
|----------|-----------------------------------|------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 成果指標     |                                   | 基準値                          | めざす割合               |                               |
| 身近な緑の満足度 | 身近な緑の満足度                          | 46.5%（2010.12）               | 約60%                | 37.8%（2024.3）                 |
|          | 緑が増えたと感じる人の割合                     | 28.1%（2010.12）               | 約33%                | 19.4%（2024.3）                 |
|          | 身近な公園の利用頻度<br>（週に1回以上公園を利用する人の割合） | 35.1%（2010.12）               | 約50%                | 21.1%（2024.3）                 |
| 達成指標     |                                   | 基準値                          | 目標値                 |                               |
| 緑被率      | 緑被率                               | 約10.4%（2012）                 | 現状以上                | —                             |
|          | 都市公園の市民一人あたり面積                    | 3.51m <sup>2</sup> /人（2012末） | 約4m <sup>2</sup> /人 | 3.46m <sup>2</sup> /人（2024.4） |

出典：第 12 回みどりのまちづくり審議会資料より作成

大阪市域では、100 年ほどの間で、年平均気温が約 2℃上昇したことが確認されており、気候変動※とヒートアイランド現象※が影響していると考えられます。2024 年の夏(6 月～8 月)の日本の平均気温は、2023 年の同時期と並び過去最高となり、また、近年は大阪市でも熱中症による救急搬送が多数発生するなど大きな影響が出ています。

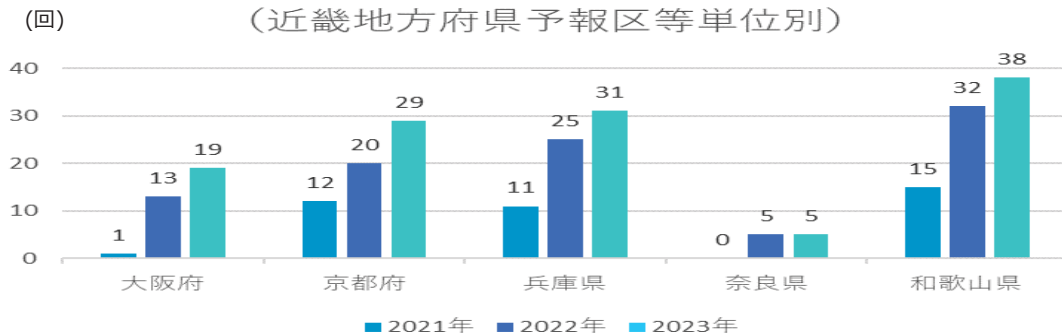
熱帯夜日数については、増加傾向が続く中、2000 年頃を境に傾向の転換が見られましたが、再び増加傾向にあり、熱帯夜日数削減の目標達成が難しい状況にあります。緩和策に加えて、「気候変動適応法」に基づく熱中症対策のさらなる推進といった適応策の強化が求められています。

大阪市域における日平均気温の年平均値の経年変化（1912～2023）



出典：大阪管区气象台資料より作成

2021～2023年熱中症警戒アラートの発表状況  
（近畿地方府県予報区等単位別）



出典：「環境省熱中症予防情報サイト」より作成

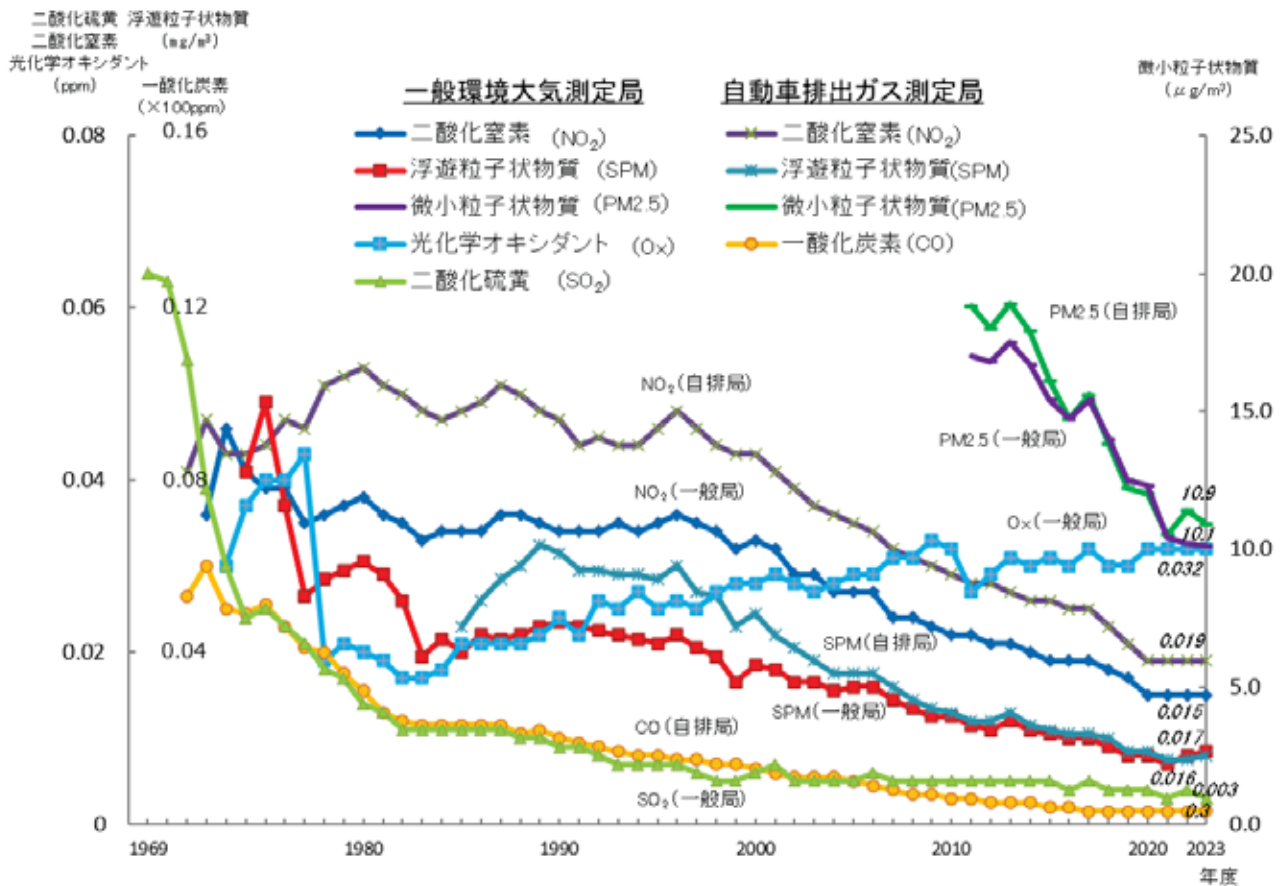
大阪市内の熱中症による救急搬送人数(6～9月)



出典：大阪市消防局調べ

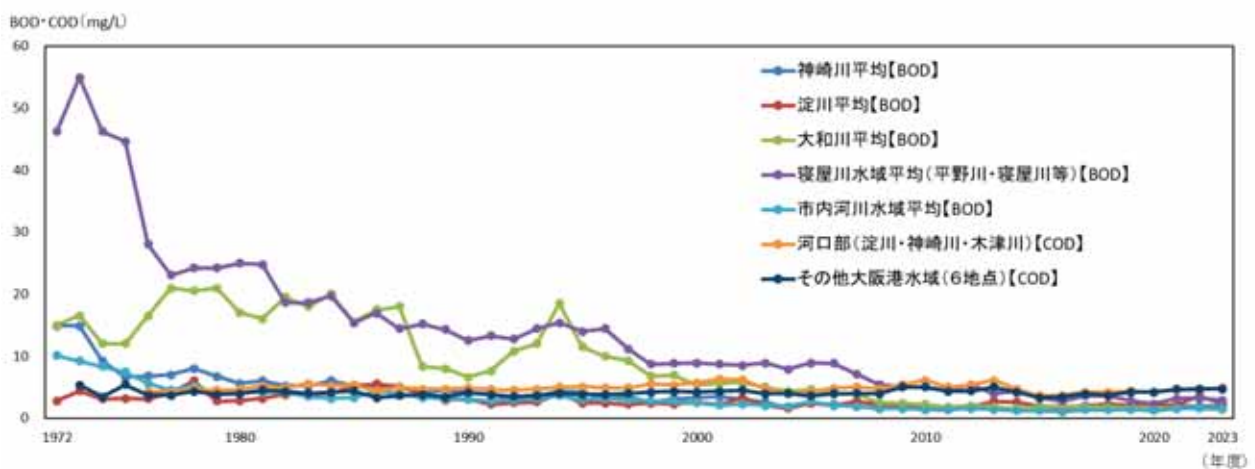
大気汚染や水質汚濁については改善の傾向が続いていますが、光化学オキシダント※や、河川水質・騒音の一部の調査地点において環境基準を超過しています。

### 大阪市域における主な大気汚染物質濃度の経年変化



出典：大阪市環境局調べ

### 大阪市内河川の水域別 BOD・COD（年平均値）の推移



出典：大阪市環境局調べ

## ② 社会・経済の現状と課題

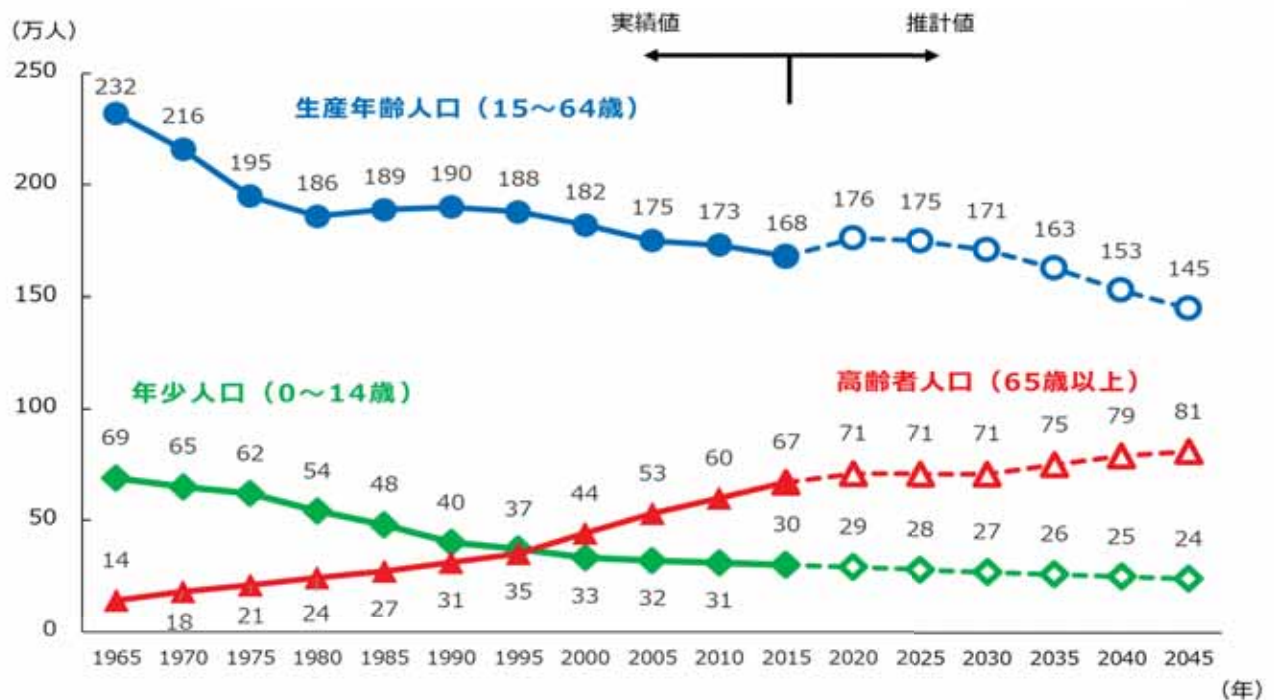
大阪市の人口は、近年増加傾向が続いていますが、今後は、少子化等の影響で減少に転じ、地域的な不均衡を伴いながら人口減少・高齢化が進展すると予想されています。人口減少・高齢化の進展に伴って、地域の経済やコミュニティの弱体化、災害弱者の増加など、経済・社会に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

人口総数の推移（全国・大阪府・大阪市）



出典：「大阪市人口ビジョン（令和2年3月）」より作成

年齢3区分別人口の推移（大阪市）



※実績値は、国勢調査結果における「年齢不詳」人口を除いているため、「人口総数の推移（全国・大阪府・大阪市）」のグラフの値と合わない。

出典：「大阪市人口ビジョン（令和2年3月）」より作成

大阪市の各区の総人口推移  
(2015 年→2045 年増減率)

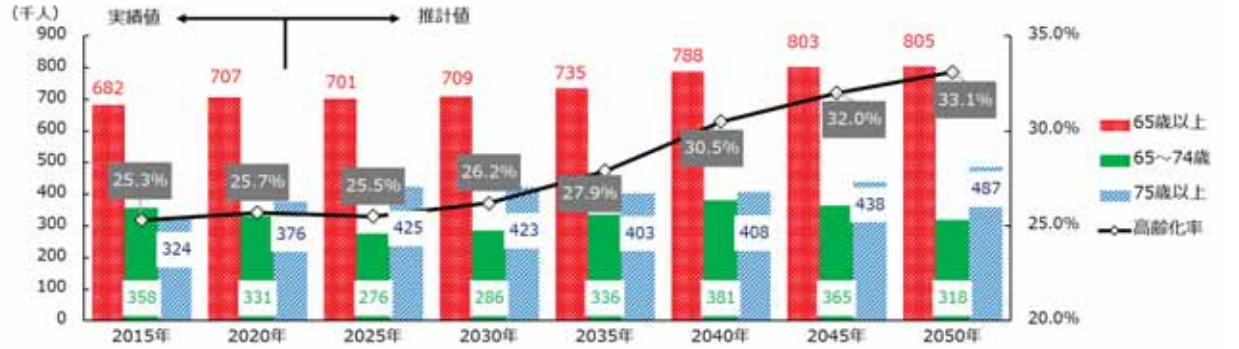


大阪市の各区の高齢化率  
(2045 年)



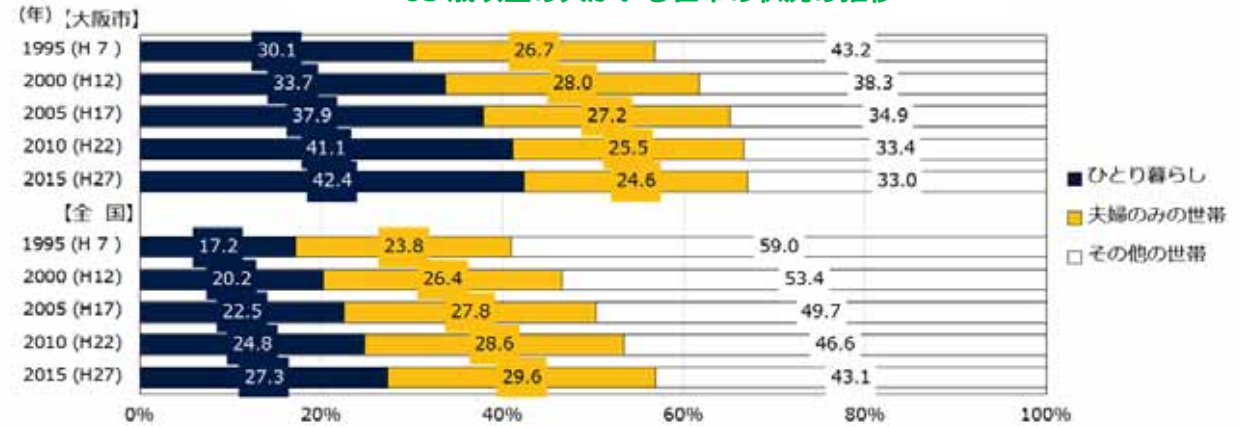
出典：「大阪市人口ビジョン（令和2年3月）」

大阪市の将来推計人口（高齢者）



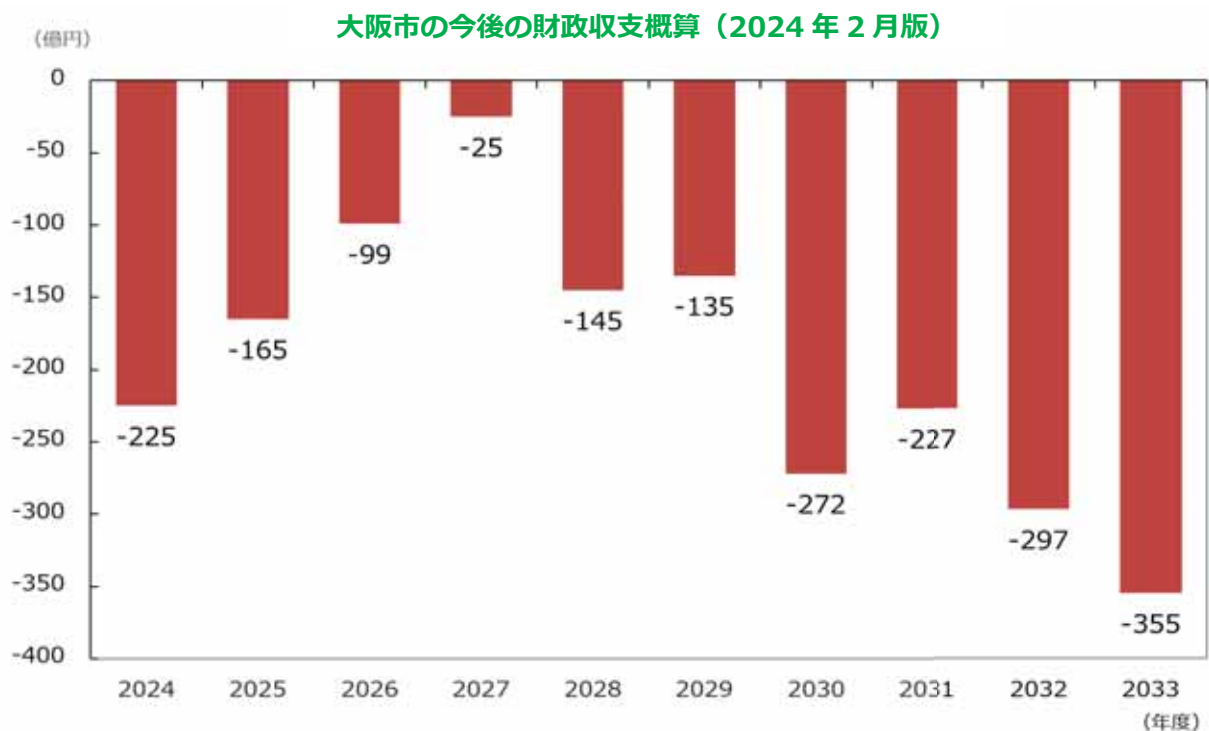
出典：「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
(2024 (令和6) 年度～2028 (令和8) 年度)」より作成

65 歳以上の人がある世帯の状況の推移

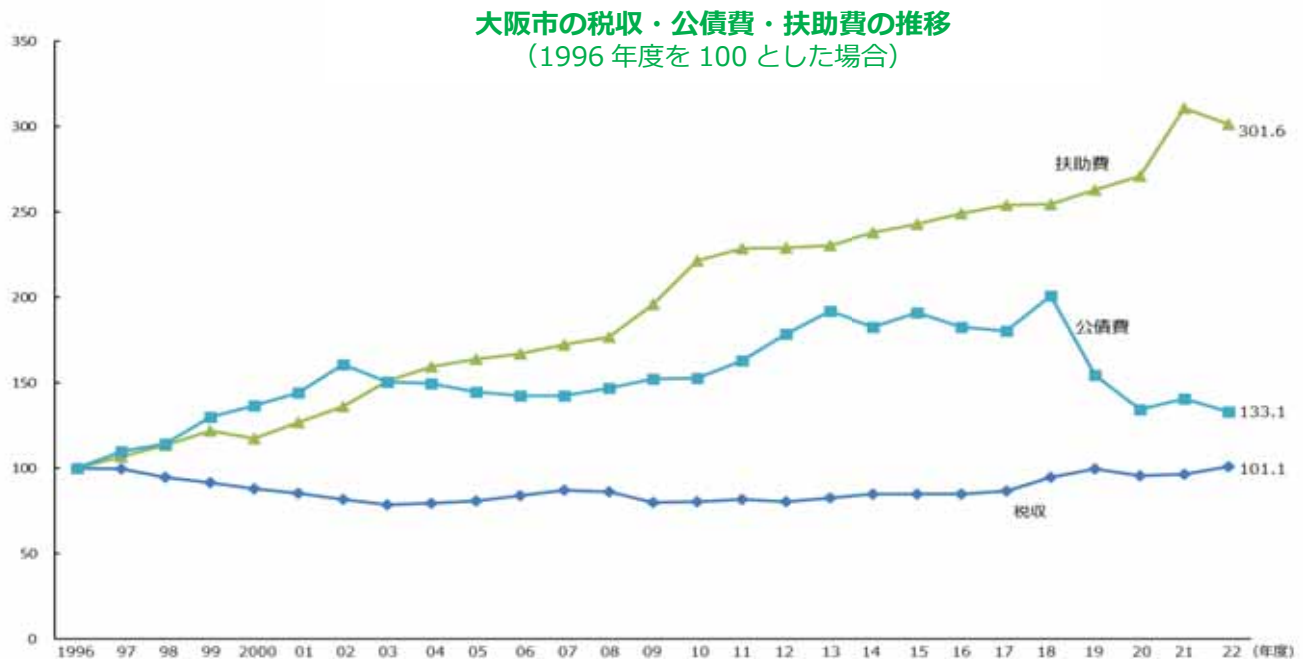


出典：「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
(2024 (令和6) 年度～2028 (令和8) 年度)」より作成

バブル崩壊後の長期の経済低成長に伴い、大阪市は、税収の落ち込みや市債残高の増加など、危機的な財政状況に陥りました。そのため徹底した市政改革を推進し、市債残高が実質的な比較で減少を続けるなど一定の成果をあげてきましたが、試算上、今後、再び、収支不足が生じることが見込まれています。

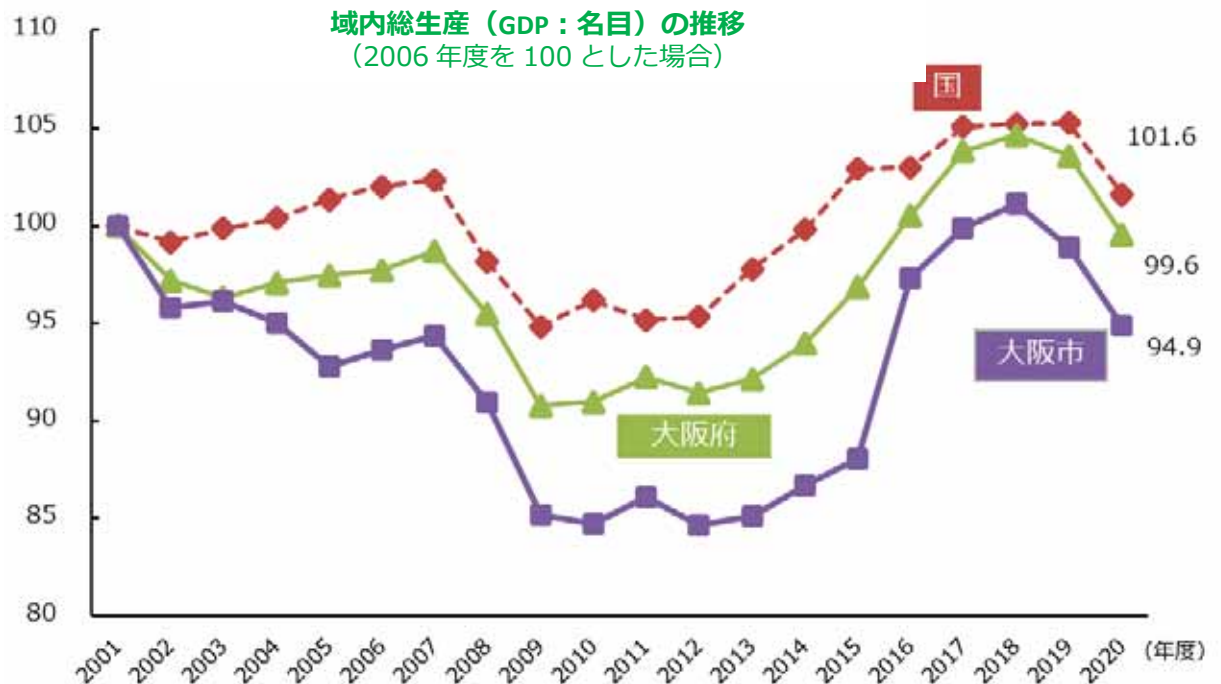


出典：大阪市「今後の財政収支概算（粗い試算） 2024（令和 6）年 2 月版」より作成



出典：大阪市「令和 6 年度 市政運営の基本方針」（令和 6 年 2 月）より作成

大阪経済は、全国シェア低下の傾向が続いています。また、新型コロナウイルス感染症拡大や、その後の、物価の高水準での推移により、経済や市民生活は影響を受けています。そうした中で、明るい材料としてはインバウンド※数が回復・増加しており、大阪経済をけん引しています。



出典：大阪市「令和6年度 市政運営の基本方針」（令和6年2月）より作成



出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」都道府県別外国人延べ宿泊者数推移表より

### 第3項 直面している課題への対応

大阪市では、温室効果ガス<sup>※</sup>排出量やごみ処理量の削減が進んできましたが、温暖化や海洋汚染など地球環境の悪化と「パリ協定<sup>※</sup>」など世界の動向を踏まえると、持続可能な社会の実現は容易ではなく、取り組みを更に強化していくことが不可欠です。

また、大気汚染や水質汚濁など都市環境は改善が進んでいますが、建築物中のアスベスト<sup>※</sup>や無害化処理が完了していないポリ塩化ビフェニル（PCB）<sup>※</sup>などの課題が依然として存在しているほか、海洋に流出したプラスチックごみによる生態系を含めた海洋環境の悪化や、景観への悪影響なども課題となっています。さらに、気候変動<sup>※</sup>とヒートアイランド現象<sup>※</sup>の影響が相まって、全国平均を上回る気温上昇が見られるなど、快適な都市環境の確保は引き続き重要な課題となっています。

さらに、大阪市では、うめきた2期区域のまちづくりや、なにわ筋線など鉄道ネットワークの充実、淀川左岸線延伸部など高速道路ネットワークの充実など、大規模な都市インフラ<sup>※</sup>の整備が目白押しとなっており、各事業において環境への配慮を図りながら、環境・経済・社会の統合的向上につなげていくことが重要となっています。

今後は、少子高齢化がさらに進み、人口も減少に転じると見込まれており、年齢構成や人口の増減で区ごとの格差が拡大していくと見込まれています。このような人口の動向は、高齢単身世帯の増加や、地域経済・コミュニティの弱体化、財政への影響など、経済や市民生活など様々な分野で、大きな影響を及ぼすものと考えられます。

大阪市は、国内外の動向と直面している諸課題に的確に対応し、環境・経済・社会の調和のとれた持続可能な発展をめざしていく必要があります。

## 第2節 計画の方向性

### 第1項 ビジョン

#### SDGs 達成に貢献する環境先進都市

SDGs<sup>※</sup>達成に貢献し、安心・快適な環境と活力ある経済・社会が好循環し、地球環境に貢献する環境先進都市



## 第2項 目標

【すべての主体の参加と協働】のもと、環境施策の3本柱として【脱炭素社会<sup>※</sup>の構築】【循環型社会<sup>※</sup>の形成】【快適な都市環境の確保】に取り組み、【地球環境への貢献】を果たしていくことによって、「SDGs<sup>※</sup>達成に貢献する環境先進都市」をめざします。目標のめざすところとその達成状況を分かりやすく示すものとして、下記の指標を設定します。

### 【脱炭素社会の構築】

- 2030年度の大阪市域からの温室効果ガス<sup>※</sup>排出量を2013年度比で50%削減。  
〔2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを達成した「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けて取り組むことから、本柱を従前の【低炭素社会の構築】から、【脱炭素社会の構築】に改める。〕

### 【循環型社会の形成】

- 2025年度の大阪市のごみ処理量を84万トンに削減<sup>†</sup>。
- 2025年度のワンウェイのプラスチック（容器包装等）を2005年度比で25%排出抑制（リデュース）する<sup>†</sup>。

### 【快適な都市環境の確保】

- 2030年度に自然や生き物を身近に感じる市民の割合を50%とする。
- 2025年度末の緑被率約10.4%（2012年度値）を維持もしくはそれ以上を達成<sup>†</sup>。
- 2025年の地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数を2000年より3割減らす<sup>†</sup>。
- 大気環境、水環境、ダイオキシン類<sup>※</sup>、騒音にかかる国の環境基準を達成。  
ただし、二酸化窒素については、環境基準の達成を維持し、さらに1時間値の1日平均値0.04ppm以下をめざす（国の環境基準を上回る大阪市環境保全目標を設定）。  
また、非メタン炭化水素については、午前6時から9時までの3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下をめざす（光化学オキシダント<sup>※</sup>の原因物質の一つである非メタン炭化水素について大阪市環境保全目標を設定）。
- 土壌については、土壌汚染による人への健康影響がないこと。

† 上記の目標はそれぞれの個別計画と整合させているため、†の目標については、個別計画の目標年度と同じ2025年度までの目標としている。これらについては、2026年度以降、それぞれ改定後の個別計画に定める目標をめざすこととする。

ごみ処理量、ワンウェイのプラスチック排出量：大阪市一般廃棄物処理基本計画

緑被率：新・大阪市緑の基本計画

地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数等：おおさかヒートアイランド対策推進計画

環境基本計画における目標

| 施策の体系      |                   | 目標項目                                                    |                                   | 目標水準             |                                         | 直近の状況※ <sup>1</sup> |                           | 目標を定めている計画等                           |                      |
|------------|-------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------|------------------|-----------------------------------------|---------------------|---------------------------|---------------------------------------|----------------------|
| 脱炭素社会の構築   |                   | 温室効果ガス排出量                                               |                                   | 2030年度           | 2013年度比で50%削減                           | 2021年度              | 約22%削減                    | 大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕                 |                      |
| 循環型社会の形成   |                   | ごみ処理（焼却）量※ <sup>6</sup>                                 |                                   | 2025年度           | 84万トン                                   | 2023年度              | 87万トン                     | 大阪市一般廃棄物処理基本計画                        |                      |
|            |                   | ワンウェイのプラスチック（容器包装等）排出量※ <sup>6</sup>                    |                                   | 2025年度           | 2005年度比で25%削減                           | 2023年度              | 21%削減                     | 大阪市一般廃棄物処理基本計画                        |                      |
| 快適な都市環境の確保 | 自然との共生・生物多様性保全の推進 | 自然や生き物を身近に感じる市民の割合                                      |                                   | 2030年度           | 50%                                     | 2023年度              | 30.0%                     | ・目標項目は、大阪市生物多様性戦略<br>・目標水準は、大阪市環境基本計画 |                      |
|            |                   | 緑被率※ <sup>6</sup>                                       |                                   | 2025年度末          | 2012年度の緑被率約10.4%を維持もしくはそれ以上             | —                   | —                         | 新・大阪市緑の基本計画                           |                      |
|            | ヒートアイランド現象の緩和     | 地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数（5年移動平均）※ <sup>2</sup> ※ <sup>6</sup> |                                   | 2025年（2023～2027） | 2000年（1998-2002）の46日より3割減らす             | 2021年（2019～2023）    | 41日                       | おおさかヒートアイランド対策推進計画                    |                      |
|            |                   | クールスポットの活用や創出による屋外空間における夏の昼間の暑熱環境の改善※ <sup>6</sup>      |                                   | —                |                                         | 2024年度              | クーリングシェルター238か所（2024.10末） | —                                     |                      |
|            | 都市環境の保全・改善の取組み    | 大気環境                                                    | 二酸化窒素                             |                  | 環境基準の達成を維持し、さらに1時間値の1日平均値0.04ppm以下をめざす。 | 2022年度              | 一般局※ <sup>3</sup>         | 11／11（100%）                           | 環境基本法に基づく国の環境基準      |
|            |                   |                                                         |                                   |                  |                                         |                     | 自排局※ <sup>3</sup>         | 10／11（91%）                            |                      |
|            |                   |                                                         | 浮遊粒子状物質                           |                  |                                         |                     | 一般局                       | 8／8（100%）                             | 大阪市環境基本計画（0.04ppm以下） |
|            |                   |                                                         |                                   |                  |                                         |                     | 自排局                       | 6／8（75%）                              |                      |
|            |                   |                                                         | 微小粒子状物質（PM2.5）                    |                  |                                         |                     | 一般局                       | 7／7（100%）                             | 環境基本法に基づく国の環境基準      |
|            |                   |                                                         |                                   |                  |                                         |                     | 自排局                       | 4／4（100%）                             |                      |
|            |                   |                                                         | 光化学オキシダント※ <sup>4</sup>           |                  |                                         |                     | 一般局                       | 6／6（100%）                             |                      |
|            |                   |                                                         |                                   |                  |                                         |                     | 自排局                       | 4／4（100%）                             |                      |
|            |                   | 非メタン炭化水素                                                |                                   | 一般局              | 0／12（0%）                                | 大阪市環境基本計画           |                           |                                       |                      |
|            |                   |                                                         |                                   | 自排局              | 0／1（0%）                                 |                     |                           |                                       |                      |
|            |                   | 水環境                                                     | 河川                                | 全河川のBOD          | 2022年度                                  | 環境基準を達成する。          | 35／38（92%）                |                                       | 環境基本法に基づく国の環境基準      |
|            |                   |                                                         | 海域                                | 海域のCOD           |                                         |                     | 9／9（100%）                 |                                       |                      |
|            |                   |                                                         | 人の健康の保護に関する環境基準達成状況※ <sup>5</sup> |                  |                                         |                     | 34／36（94%）                |                                       |                      |
| ダイオキシン類    | 大気                |                                                         | 2022年度                            | 環境基準を達成する。       | 3／3（100%）                               |                     | ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の環境基準  |                                       |                      |
|            | 水質                |                                                         |                                   |                  | 河川                                      | 21／21（100%）         |                           |                                       |                      |
|            |                   |                                                         |                                   |                  | 海域                                      | 2／2（100%）           |                           |                                       |                      |
|            | 底質                |                                                         |                                   |                  | 河川                                      | 20／21（95%）          |                           |                                       |                      |
|            |                   |                                                         |                                   |                  | 海域                                      | 2／2（100%）           |                           |                                       |                      |
|            | 地下水質              |                                                         |                                   |                  | 2022年度                                  | 1／1（100%）           |                           |                                       |                      |
| 土壌         |                   | 2／2（100%）                                               |                                   |                  |                                         |                     |                           |                                       |                      |
| 騒音         | 自動車騒音             |                                                         | 環境基準を達成する。                        |                  | 2022年度                                  | 93.6%               | 環境基本法に基づく国の環境基準           |                                       |                      |

※1 都市環境の保全・改善の取組みにおける状況の○／○は、目標水準達成地点数／測定地点数を表示しており、（）内は目標水準達成率を示している。

※2 5年移動平均とは、その年及び前後2か年を含めた5か年の平均値。

※3 一般局とは、一般環境大気測定局のこと。自排局とは、自動車排出ガス測定局のこと。

※4 全国的にも環境基準達成率が極めて低い水準（2022年度達成率は一般局で0.1%、自排局で0%）となっており、国は光化学オキシダントの改善傾向を評価するための指標の検討を行うとともに、越境大気汚染への対策や科学的知見の充実等を図ることとしている。大阪市は発生源対策を通じて環境濃度の改善をめざす。

※5 水環境（人の健康の保護に関する環境基準）については、自然的要因（例：海水の影響）による環境基準の超過は除く。

※6 上記の目標はそれぞれの個別計画と整合させているため、一部の目標については、個別計画の目標年度と同じ2025年度までの目標としている。これらについては、2026年度以降、それぞれ改定後の個別計画に定める目標をめざすこととする。

### 第3項 ビジョン、目標についての考え方

計画に掲げたビジョン、目標を実現・達成していくためには、大阪市行政の施策だけではなく、市民や事業者、国などによる取り組みも不可欠であり、このビジョン・目標を各主体と共有していきます。

計画の体系の概念図



## 第3章

### 基本的な施策の体系

第1節 脱炭素社会の構築

第2節 循環型社会の形成

第3節 快適な都市環境の確保

第4節 地球環境への貢献

第5節 すべての主体の参加と協働

# 第3章 基本的な施策の体系

## 第1節 脱炭素社会※の構築

主な SDGs のゴール



地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定※」がめざす「今世紀後半に温室効果ガス※排出量の実質ゼロ」を達成していくためには、CO<sub>2</sub>の排出量を大幅に削減していくことが必要です。

そのために、新たな技術や設備・機器の導入、ライフスタイルの変革などを促しながら、徹底した省エネ、再生可能エネルギー※や未利用エネルギー※等の活用を積極的に進めるとともに、移動の脱炭素化や脱炭素型のまちづくりを推進することにより、市域における温室効果ガス排出量の削減をめざすほか、CO<sub>2</sub>の吸収を増加させる対策として国産木材の利用拡大を図ります。

また、最大限の取組みを行ったとしても、当面は温暖化が進行すると予測されています。そのため、気候変動※による影響を回避、軽減する適応策についても着実に進めていきます。

2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを達成した「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けて取組みを進め、エネルギー利用の効率化や気候変動対策はもとより、経済成長や持続可能な新たなイノベーションにつなげ、SDGs※の達成に貢献します。

### 第1項 再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の活用

太陽光発電などの再生可能エネルギーを有効利用するほか、ごみ処理や下水処理に伴って発生する未利用エネルギーなどの活用を図ります。

#### ● 再生可能エネルギーの活用

太陽光は再生可能エネルギーの中でも潜在的な利用可能量が多いとされているため、太陽光発電設備の設置拡大に取り組みます。

また、温度差エネルギー※などその他の再生可能エネルギーの徹底活用に向けた検討を進めます。

さらに、大阪府と共同で設置した「おおさかスマートエネルギーセンター」において、創エネ・蓄エネに関する情報提供や相談・アドバイスをワンストップで行い、再生可能エネルギーの活用拡大を図ります。



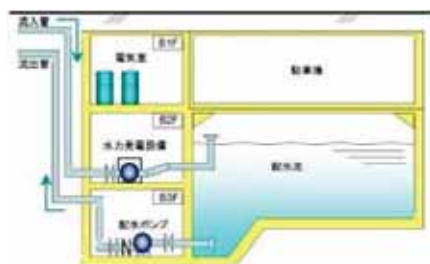
夢洲メガソーラー



屋上に設置した太陽光発電設備

● 都市インフラ※等における未利用エネルギー※の活用

革新的技術の活用により、ごみ焼却工場や下水処理場、河川、水道施設などの都市インフラ等における未利用エネルギーについて一層の活用を図ります。



小水力発電のイメージ



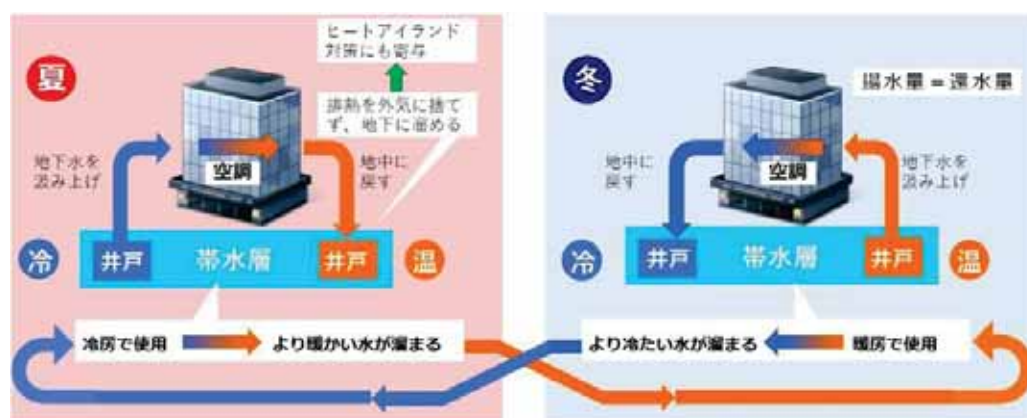
長居配水場の水力発電設備



津守下水処理場の消化ガス発電機設備

● 帯水層蓄熱※の活用

熱需要の高い建物が集中し、地下には豊かな帯水層に恵まれている大阪市の地域特性を活かし、帯水層蓄熱の活用を図ります。



帯水層蓄熱利用のイメージ

● 水素エネルギーの活用

水素・燃料電池関連産業の集積や一大需要地という大阪市の特性を踏まえて、産学官が連携し、需要拡大につながる新規プロジェクトの創出や、社会受容性向上のための啓発などを通じて、水素社会の実現に取り組めます。



水素エネルギーによる給電  
(OSAKA 光のルネサンス)



FCV（燃料電池自動車）試乗体験

## 第2項 徹底した省エネルギーの推進

エネルギー利用の効率化や電力需要の平準化に取り組むとともに、市民、事業者・経済団体、環境 NPO/NGO などのご協力のもと、省エネ<sup>※</sup>や CO<sub>2</sub>排出量の削減に向けた取組みを推進します。

### ● 事業者における省エネ対策

「おおさかスマートエネルギーセンター」を通じて、ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）<sup>※</sup>やコージェネレーション<sup>※</sup>システムの導入効果等、省エネ・節電に関する情報提供や相談・アドバイスをワンストップで行います。

また、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステム（EMS）<sup>※</sup>として環境省が策定したエコアクション21<sup>※</sup>の普及拡大に取り組むなど、事業者による自主的な省エネや CO<sub>2</sub>排出量の削減を促進します。



おおさかスマートエネルギーセンター  
による事業者向けセミナーの様子

### ● ライフスタイルの変革

国の「デコ活」<sup>※</sup>の推進や、「地球温暖化を防ぐため一人ひとりが取り組む脱炭素アクション」による普及啓発を進めるとともに、環境教育・学習を通じて環境に配慮したライフスタイルへの変革を促すほか、行動科学の知見を応用し、情報伝達等によって自発的な環境配慮行動を促進する手法（ナッジ<sup>※</sup>）について幅広く適用可能性を検討し、導入に向けて取り組みます。

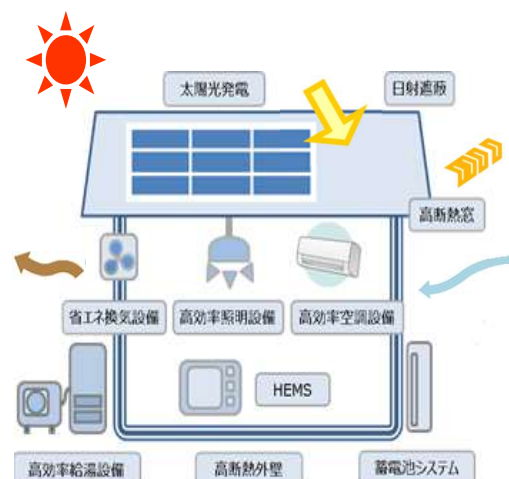


「脱炭素アクション」  
リーフレット

### ● 省エネ住宅、ZEB<sup>※</sup>・ZEH<sup>※</sup>の普及促進

住宅ストックの省エネルギー性能の向上を図るため、民間の既存住宅の所有者等に対し、開口部、躯体等、設備等の省エネ改修工事費の一部を補助しています。さらに、既存分譲マンションにおける勉強会などに専門家を派遣し、省エネ改修を促進します。

2030 年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB 基準の水準の省エネルギー性能の確保をめざす国のエネルギー基本計画を踏まえ、市設建築物においても ZEB 化に向けた取組みを進めるとともに、ZEH の普及を図ります。



ZEH のイメージ

### ● VPP の推進

点在する設備を IoT<sup>※</sup>により一括制御し、電力需給を調整することで、あたかも 1 つの発電所（仮想発電所）のように機能させる VPP（バーチャルパワープラント）の実用化に向けて研究に取り組みます。

### 第3項 移動の脱炭素化

運輸部門における CO<sub>2</sub> の排出削減を図るため、公共交通の整備拡充・利用促進に取り組めます。

- 公共交通の整備と利用促進

2031 年の開業をめざしてなにわ筋線の整備を進めるなど、鉄道の利便性の向上に取り組むほか、公共交通の整備を促進し、過度な自動車交通の抑制を図ります。

- 自転車の活用促進

環境負荷の低減や災害時の交通機能の維持等を目的とした「自転車活用推進法」を踏まえて策定した「大阪市自転車活用推進計画」に基づき、自転車通行空間の整備や駐輪場の確保などに取り組み、自転車の活用を促進します。



自転車通行空間の整備

- 次世代自動車※の普及促進

公用車への次世代自動車導入に取り組むとともに、市関連施設をはじめ市内における EV（電気自動車）用充電施設の設置拡大に取り組みます。

また、FCV（燃料電池自動車）についても、水素ステーションの設置拡大に向け、未利用地情報などを民間事業者などに情報提供するとともに、規制緩和や必要な財源措置などを国に働きかけます。



EV（青色防犯パトロール車）



EV 用充電施設（大阪役所）



FCV



水素ステーション© 岩谷産業株式会社

- エコドライブの促進

低燃費で安全なエコドライブを促進するため、関係機関と連携して普及啓発を行います。

- 道路交通の円滑化

自動車交通の円滑化に向けて道路の整備や改良を行うとともに、公営・民間の駐車場の情報提供など、官民連携による効果的な駐車対策を推進します。

## 第4項 脱炭素型のまちづくり

高密度に開発が進んだ都市において CO<sub>2</sub> の大幅な排出削減を進めていくため、街区レベルで再生可能エネルギー<sup>※</sup>・未利用エネルギー<sup>※</sup>の活用や高効率なエネルギー利用、エネルギーの最適利用などに取り組みます。また、オフィスや商業系ビルの建替え時をとらえ、大規模な省エネを図るほか、規制や誘導策・インセンティブを活かし、建築物の脱炭素化を促進します。

### ● 建築物の環境配慮

市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の良好な環境を確保するため、快適で環境に配慮した建築物の普及を図ります。

### ● 脱炭素型都市の拠点形成

「うめきた（大阪駅北地区）」、「中之島地区」、「夢洲・咲洲地区」、「御堂筋周辺地区」を脱炭素型都市に向けたモデルエリアと位置付け、地域の特性を活かした脱炭素型のまちづくりに取り組みます。

#### 〔うめきた（大阪駅北地区）〕

1 日約 250 万人が乗降する西日本最大のターミナルである立地特性を活かし、水都大阪を象徴する水と多様な緑のネットワークと先進の技術を取り入れ、大阪の顔となる都市環境を創出します。

帯水層蓄熱<sup>※</sup>の活用による冷暖房システムをはじめとした「未利用エネルギーの活用」、「超低炭素」、「BCP<sup>※</sup>連携拠点」など、大阪らしさを活かした創蓄省エネ<sup>※</sup>モデルの構築や、周辺地域をも支える強靱なエネルギーインフラ<sup>※</sup>の整備をめざします。



うめきた  
(提供：UR 都市機構)

#### 〔中之島地区〕

水・緑等の自然を有する特性を活かし、遊歩道の整備などを進めるとともに、地区内の主な企業により、効率的なエネルギーの活用やヒートアイランド現象<sup>※</sup>の緩和など環境に配慮したまちづくりが進められています。未利用エネルギーの活用を図るとともに、エリア全体のエネルギー最適化や、段階的な開発に対応する取組みを推進し、地域のさらなる環境性の向上に努めます。なお、2022 年に開館した大阪中之島美術館では、河川水利用の地域冷暖房と多様な熱源の組み合わせによって、省 CO<sub>2</sub> と防災力向上の両立を図っています。



中之島

〔夢洲・咲洲地区〕

メガソーラー発電事業など、「夢洲まちづくり構想」（平成 29 年 8 月 4 日・夢洲まちづくり構想検討会）に掲げる脱炭素の地産地消エネルギーシステムの具体化を図り、新たなエネルギービジネスの創出に取り組みます。

また、大阪港・堺泉北港・阪南港において、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を図り、府営港湾と一体となってカーボンニュートラルポートの形成を推進します。

〔御堂筋周辺地区〕

市内中心部の業務集積地区である特性を活かし、平時の省エネルギー・低炭素化と災害時のエネルギー安定供給確保を両立した業務継続地区の構築をめざして、自立分散型電源の導入と建物間を繋ぐネットワーク化によるエネルギーの面的利用<sup>※</sup>を促進します。また、国の選定を受けた「脱炭素先行地域」として、官民一体で 2030 年度までの民生部門の電力消費に伴う CO<sub>2</sub> 排出の実質ゼロをめざします。



御堂筋



脱炭素先行地域の概要

● 環境・エネルギー産業の振興

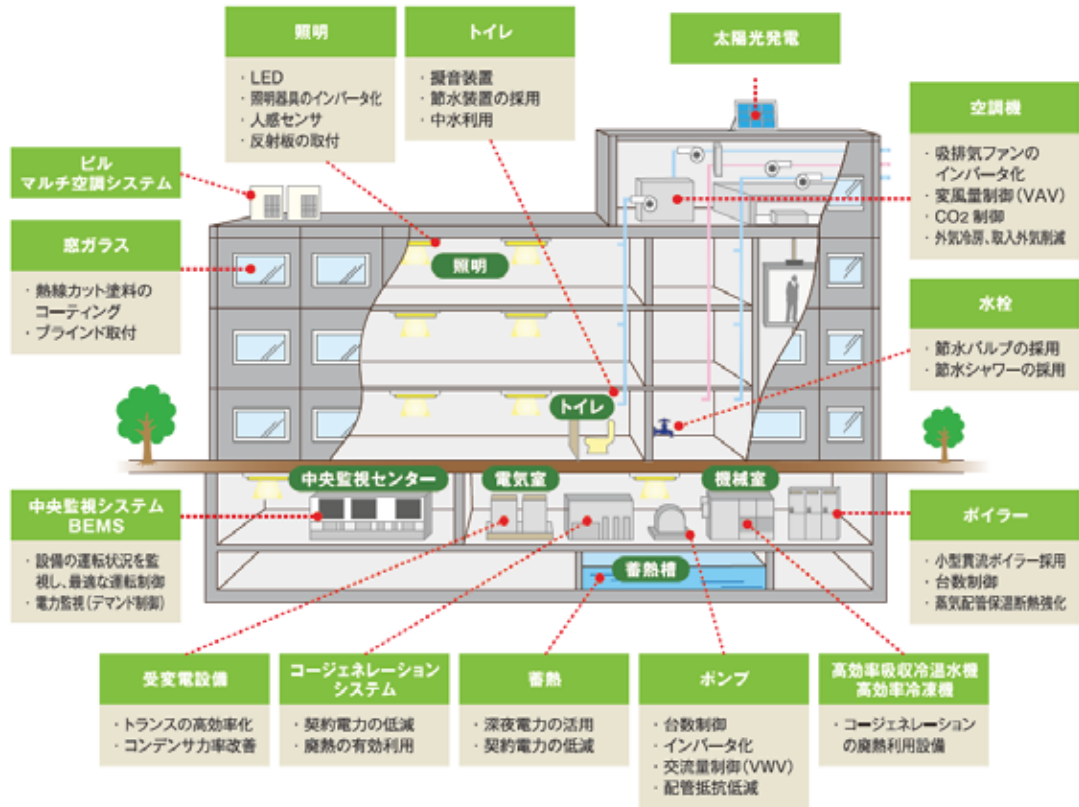
大阪市をはじめとする関西エリアには、公害対策やごみ処理・水処理などの環境対策を進める中で蓄積された様々な環境技術に強みをもつ企業が多く立地しています。このような特性を活かし、官民連携による環境技術の需要創出やショーケース化を進め、環境・エネルギー産業の振興を図ります。

また、今後の新たなエネルギー・脱炭素技術等の開発に向けては、AI<sup>※</sup>や IoT<sup>※</sup>をはじめ、これまで以上に多様な技術やバックグラウンドをもつ企業の交流・連携が重要となることから、ナレッジキャピタル<sup>※</sup>をはじめとしたオープンイノベーション<sup>※</sup>拠点の活用を図るとともに、今後の新たなエネルギー・脱炭素技術などの開発を推進します。

## ● 公共施設における対策の推進

屋上緑化等により、遮熱・断熱性能を高めるなど環境に配慮した公共施設の整備に努めるとともに、空調機の更新と合わせて比較的大規模な施設で実施している ESCO 事業※の導入を引き続き推進します。

### ●ビル設備のESCO例



出典：一般社団法人 ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会「新版 ESCO のススメ」(2017 年 1 月)

## ● 民間開発における環境配慮の促進

都市再生特別地区において、屋上緑化・エネルギーの面的利用※や省エネ・省資源など、地球環境に配慮した幅広い取組みを公共貢献要素として評価し、容積率等の緩和を認める都市計画手法を活用することにより、民間開発における環境配慮を促進します。

## 第5項 CO<sub>2</sub>吸収源に関する取組み

国の温室効果ガス※削減目標の達成や世界の温暖化対策に貢献するため、森林による CO<sub>2</sub> 吸収を増加させる対策に取り組めます。

## ● 国産木材の利用拡大

森林環境譲与税※を活用し、公共建築物等における国産木材の利用拡大に取り組めます。

## 第6項 気候変動※への適応に関する取組み

温室効果ガス※の排出を抑制する取組み（緩和策）が世界的に進められてきましたが、最大限の取組みが行われたとしても、当面は温暖化が進行すると予測されています。

そのため、気候変動により生じる、もしくはすでに生じている避けることのできない影響に対して、自然や社会のあり方を調整することで被害を回避、軽減する取組み（適応策）が重要であるとの認識が国際的に広がっており、大阪市においても適応策の取組みを進めます。

### ● 水環境や水資源に関する取組み

大阪市域の水環境のモニタリングを実施し、現状の把握と情報発信を行います。また、水道原水の水質に影響を及ぼさないよう、広域での水質のモニタリングを行うとともに、水道水の水質検査結果の信頼性を保証するための品質管理システムの運用を行います。



水質の調査

### ● 自然生態系に関する取組み

都市の緑や生物に関する調査・研究や、大阪市内の在来種への影響等の研究に取り組むとともに、それらの成果について市民等への情報提供に取り組みます。



天王寺動物園における企画展の様子

### ● 災害対応への取組み

浸水想定地域や避難に関する情報を市民・事業者提供するとともに、関係機関と連携して地下鉄や地下街など地下空間における浸水対策に取り組めます。



おおさか防災ネット（大阪市 HP）

### ● グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）※の推進

グリーンインフラの概念の浸透を図り、自然環境への配慮を行いつつ、浸水被害の防止・軽減やヒートアイランド現象※の緩和など自然環境が有する機能の活用拡大を図ります。

グリーンインフラの例



都市環境改善に資する緑化  
（うめきた公園）



都市環境改善に資する緑化  
（なんばパークス）  
（提供：南海電気鉄道株式会社）



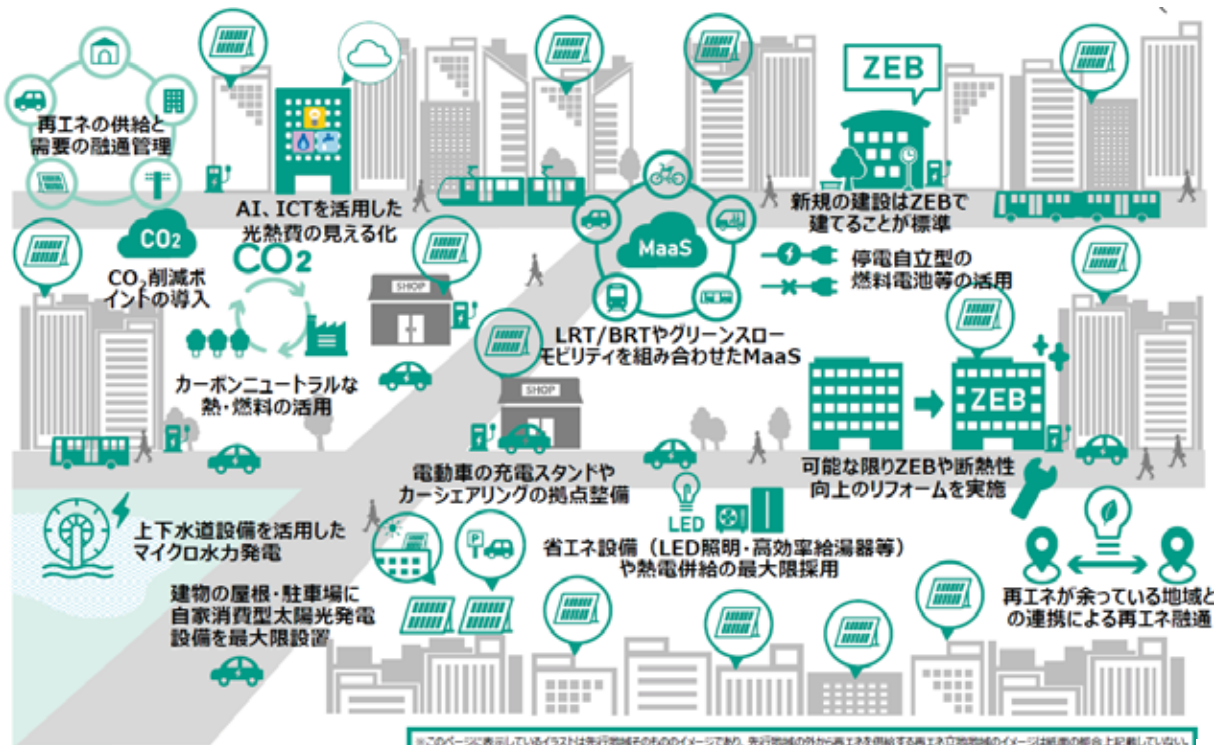
軌道敷緑化  
（阪堺電車）

## 「脱炭素先行地域」

大阪を代表する業務集積地区である御堂筋エリアにおいて、脱炭素先行地域の選定を受けて、2030年度までのエリア内のオフィスビルなどの電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出実質ゼロの実現に向け、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等を活用しながら、ビルのZEB<sup>※</sup>化やLED照明、高効率空調等の導入、ビルや市役所本庁舎の屋上などへの太陽光発電設備の設置などの取り組みを進めます。また、市内の小中学校等の屋根に設置した太陽光発電や下水道ガスを利用したバイオガス発電、市域の剪定枝を利用した木質バイオマス発電など地産の再生可能エネルギー<sup>※</sup>の供給や、一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会（FOURE）との連携による新たな再エネ調達スキームを活用した全国からの調達等により、再エネ確保が難しい大都市中心市街地での脱炭素化を推進します。さらに、大阪・関西万博や世界ストリート国際会議などの機会を通じて、「脱炭素先行地域」の取り組みを持続可能な都市の新たなモデルとして国際社会に発信することで、世界規模での都市間競争に打ち勝つブランド力を向上させるとともに、市域全体に展開することで、2050年の脱炭素社会<sup>※</sup>「ゼロカーボン おおさか」の実現をめざします。

### 脱炭素先行地域のイメージ

大都市の中心部の市街地（商店街・商業施設、オフィス街、業務ビル）



出典：国・地方脱炭素実現会議「地域脱炭素ロードマップ」（概要）

## 第2節 循環型社会※の形成

### 主な SDGs のゴール



大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動※問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性※の損失など様々な環境問題にも密接に関係しています。

大阪市では、過去のピーク時に比べると、ごみ処理量は大きく減少していますが、引き続き、ごみの発生そのものを抑制し、再使用・再生利用を促進して、さらなるごみ処理量の削減をめざすとともに、安心して効率的な行政サービスを提供していきます。また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、プラスチックの資源循環に積極的に取り組み、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン※」の実現へ貢献するとともに、循環型社会の形成を進め、SDGs※の達成に貢献します。

### 第1項 2Rを優先した取組みの推進

「持続可能な循環型社会」を形成するためには、3Rのうち、優先順位の高い2R（Reduce＝発生抑制、Reuse＝再使用）の取組みが重要です。

ごみの減量のためには、市民・事業者の自主的な取組みが必要であることから、各主体による取組みを促進するとともに、2R、なかでもごみの発生抑制を最優先に、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換をめざします。

#### ● 市民・事業者への普及啓発

大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー※）や地域と連携し、わかりやすい普及啓発を実施するとともに、ICT技術を活用した情報提供や環境教育の推進、事業者向けのセミナーの開催などを通じて、生ごみの減量をはじめ、エコバッグの携帯やマイボトルの利用等、ごみの発生・排出抑制に取り組めます。

また、シェアリング※やリユースは、資源を社会全体で有効活用することで、環境負荷の低減につながることから、普及啓発等の取組みを行います。



ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

● 生ごみの減量（食品ロス削減）

手つかず食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」を削減するとともに、食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、排出時の「水きり」を実践する「生ごみの3きり運動※」を推進します。

また、フードドライブ※を実施するとともに広報紙やホームページ等を活用した啓発活動を実施します。

さらに、「大阪市食べ残しゼロ推進店」の登録店舗拡大や、事業者との『「食べ残しゼロ」の推進に関する連携協定』に基づいて、飲食店等における食品ロスの削減を図るとともに、インバウンド※向け「食べ残し削減」の多言語メッセージカードを観光案内所（関西国際空港等）で配布することにより、外国人旅行者による食品ロス削減を図ります。



食べ残しゼロ推進店



メッセージカード

● 「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づく取組み

2019 年 1 月に大阪市・府で行った「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、市民・事業者と連携しながら使い捨てプラスチックのさらなる削減に取り組めます。

## 第2項 分別・リサイクルの推進

家庭系ごみの分別排出や事業系ごみの適正区分・適正処理のさらなる徹底を図るため、市民・事業者の皆さんとの連携・コミュニケーションの活性化に努めて、引き続きごみの分別・リサイクルの取組みを進めます。

● 家庭系ごみ対策

「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト」によるペットボトルの資源循環の一層の促進や、市民による資源集団回収※やコミュニティ回収※の活性化を図るとともに、ごみゼロリーダー※等と連携した普及啓発により、分別排出・リサイクルの徹底を図ります。

また、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括して分別収集するなど、プラスチックの資源循環に積極的に取り組めます。



「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト」実施に関する事業連携協定（2019 年 6 月）

## ● 事業系ごみ対策

事業者に対して、ごみ減量・リサイクルの推進、一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分・適正処理を求めるとともに、焼却工場へ搬入禁止となっている資源化可能物について、リサイクルルートへの誘導を行います。

さらに、多量の事業系廃棄物を生ずる建物（特定建築物）の所有者・管理者に対しては、立入検査による減量指導などを実施し、事業系ごみの削減を図るとともに、顕著な功績を上げている特定建築物の所有者・管理者に対して表彰等を実施します。



事業系ごみ適正処理ハンドブック

## ● 福祉施策との連携

使用済小型家電の再資源化にあたり、障がい者福祉施設と連携し、障がい者の就労に必要な能力の向上を図ります。

## 第3項 環境に配慮した適正処理

ごみ処理のあらゆる過程において、環境への負荷の低減を図ります。

## ● 産業廃棄物処理業者への適正指導

産業廃棄物の運搬・処分に関わる事業者に対して、法令等の規定に基づき、産業廃棄物の適正処理に向けた指導を行います。

## ● 廃棄物のもつエネルギーの活用や環境配慮

ごみの焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーを有効活用するとともに、適切な施設運営・整備による環境に配慮した処理体制を維持するよう、大阪広域環境施設組合との緊密な連携に努めます。

また、剪定枝等の民間施設でのリサイクルを進めるなど、焼却するごみの減量や、ごみ収集車に次世代自動車<sup>※</sup>を使用するなど、大気汚染の改善及び温室効果ガス<sup>※</sup>の排出抑制に努めます。



舞洲工場  
(提供：大阪広域環境施設組合)

## ● 3R+Renewable<sup>※</sup>の推進に係る検討

容器包装リサイクル制度及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく製品プラスチックの再商品化の実施について、「拡大生産者責任<sup>※</sup>」の原則を踏まえ、市町村の役割の見直し等、国等への働きかけを行うとともに、コストと効果のバランスを勘案したあり方について調査・研究を行います。

#### 第4項 ごみ収集体制を活かした安心なまちづくり

家庭ごみの収集に市域をくまなく回っている強みを活かし、安心なまちづくりにつなげます。

- 行政サービスの効率化

家庭系ごみ収集輸送業務については、引き続き民間委託の拡大を推進するほか、さらなる「経費の削減」、「市民サービスの向上」に取り組みます。

- きめ細かな行政サービスの提供

高齢者世帯や障がい者世帯を対象に、職員がご家庭までごみの収集に伺い、声をかける「ふれあい収集サービス」や、お約束した曜日にごみが出されていない場合には、あらかじめ登録いただいた連絡先に安否確認の通報を行うなど、きめ細かなサービスの提供に取り組みます。

- 災害廃棄物の処理体制の構築

大規模災害時に、環境事業センターが地域における廃棄物処理のコントロールタワーとしての機能を果たしつつ、適正かつ迅速に災害廃棄物を運搬・処分できる体制を、大阪広域環境施設組合等と連携して構築します。

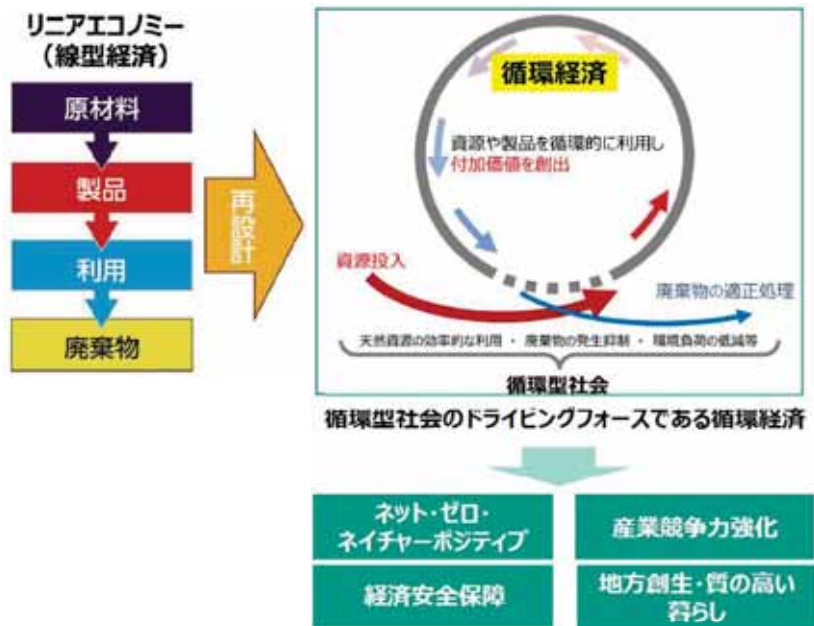


災害発生時ごみ処理リーフレット

## 1 サーキュラーエコノミー（循環経済）※

2       サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、資源や製品の価値を維持、回復又は付加すること  
3       とで、それらを循環的に利用する経済システムです。サーキュラーエコノミー（循環経済）へ  
4       の移行によって 3R+Renewable※をはじめとする資源循環の取組が進めば、製品等のライフ  
5       サイクル全体における環境負荷の低減につながり、カーボンニュートラル（脱炭素）※やネイ  
6       チャーポジティブ（自然再興）※

7       にも資することとなります。  
8       気候変動※をはじめとする環境問題の深刻化等を受け、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の一方  
9       通行型の線型経済から、持続可能な形で資源を利用するサーキュラーエコノミー  
10       （循環経済）への移行をめ  
11       ざすことが世界の潮流とな  
12       っています。



17       出典：令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書及び  
18       第五次循環型社会形成推進基本計画（概要版）を基に加工

## 21 海洋プラスチックごみ

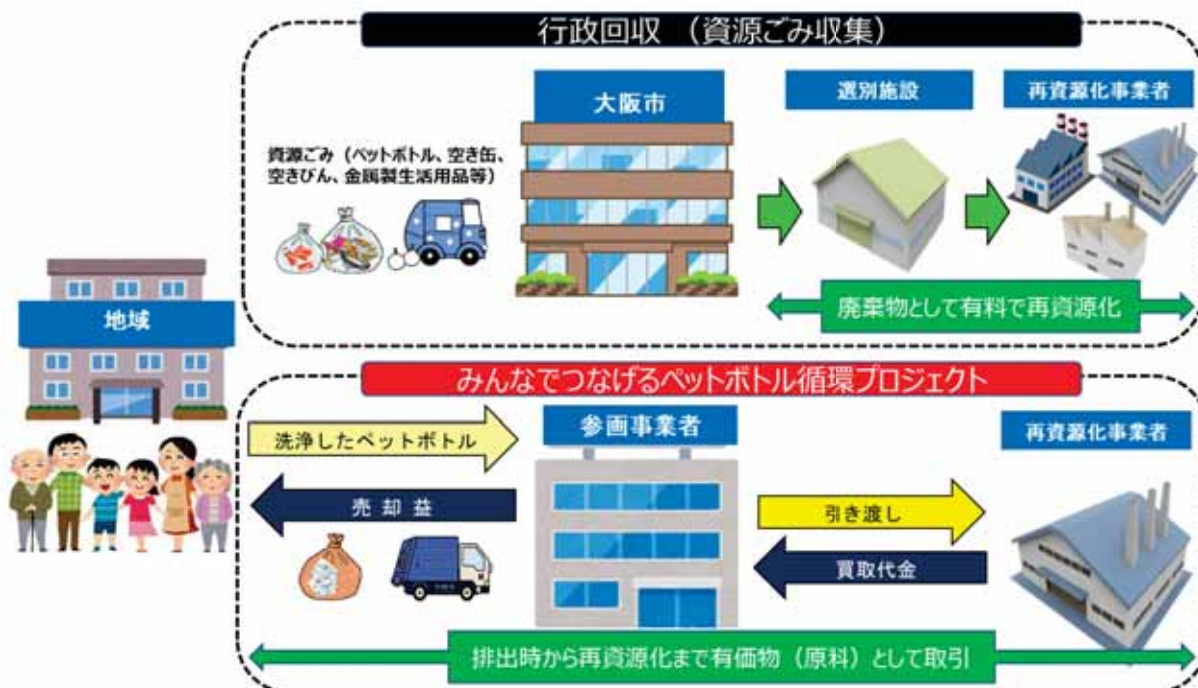
22       海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染が懸念される中、その削減に向けて、  
23       2019年6月のG20大阪サミットにおいて、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン※」が共有  
24       されました。さらに、2022年からは、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘  
25       束力のある国際文書（条約）の策定に向けて国際的な交渉・議論が進められてきました。

26       また、持続可能な形で資源を利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を進め  
27       ていく必要性が高まっており、特に、海洋プラスチックごみ問題を契機としてプラスチック資  
28       源循環への関心が高まっています。わが国で2022年4月に施行された「プラスチックに係る  
29       資源循環の促進等に関する法律」は、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまで  
30       のライフサイクル全般にわたって、3R+Renewableの原則にのっとり、あらゆる主体のプラ  
31       スチックに係る資源循環の促進等を図るためのものです。大阪市においても、容器包装プラス  
32       チックと製品プラスチックを一括して分別収集するなど、プラスチックの資源循環に積極的に  
33       取り組んでいきます。

## 「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト」

家庭から排出されるペットボトルを、地域コミュニティ※（地域活動協議会※等）と事業者が連携・協働して回収し、プラスチックの資源循環を推進します。

さらに、コミュニティビジネスの要素を取り入れることで、自律的な地域運営へ寄与し、活力ある地域社会づくりに貢献します。



※ペットボトルは、古紙・衣類等と異なり、廃棄物処理法上における「専ら再生利用の目的となる廃棄物」とならず廃棄物に分類されますが、この取組みでは、事業者が経済合理性に基づいた適正な対価をもって、地域コミュニティと有償で売買契約を締結することを条件としていることから、ペットボトルを廃棄物ではなく「有価物」として取り扱います。

### 第3節 快適な都市環境の確保

#### 主な SDGs のゴール



市民生活や都市活動が活発、かつ高密度に展開されている大阪市において、健康で安心した生活を送ることができる、快適な都市環境を確保していくことは常に重要な課題です。

大阪市では、これまで大気汚染や水質汚濁、地盤沈下などの公害対策や、ヒートアイランド現象<sup>※</sup>の緩和、緑化の推進など、快適な都市環境づくりを進めてきました。その結果、大阪市の環境は大きく改善されてきましたが、ダイオキシン類<sup>※</sup>やポリ塩化ビフェニル（PCB）<sup>※</sup>などの課題とともに、PFOS<sup>※</sup>、PFOA<sup>※</sup>などの状況把握や新たな化学物質の影響についても的確に把握し、そのうえでリスクを回避することが求められます。

また、私たちの暮らしは、安定した気候やきれいな空気・水、豊かなみどりなど自然や生き物の恵みによって支えられています。今後も快適な都市環境を確保していくために、生物多様性<sup>※</sup>の保全など自然との共生を進めるとともに、都市部の暑熱環境への対応や都市環境保全の取組みを進め、SDGs<sup>※</sup>の達成に貢献します。

#### 第1項 自然との共生・生物多様性保全の推進

都市において、最も身近に感じられる自然である水辺空間や緑地は、人々に潤いと安らぎを与える貴重な空間であるとともに、生き物の生息・生育空間となるほか、社会における様々な課題に対応したグリーンインフラ<sup>※</sup>としての機能も有しています。また、河川は、天神祭の船渡御が執り行われるなど、歴史的・文化的に重要な役割も果たしています。こうしたことから、水辺空間や緑地といった自然の保全と創造に取り組む必要があります。

また、都市化が高密度に進む大都市で暮らす私たちも多様な生き物の恩恵を受け、他の生き物とのつながりの中で生きていることから、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組みを進めていくことが必要です。

## ● 生物多様性※の保全

身近なところで自然体験や生物を発見する取組みを進めます。また、「生物多様性ホットスポット」等の市内の貴重な自然、都市公園、民有地の緑地など生き物が生息・生育する空間を保全する取組みを進めるとともに、これらをつなぐ河川や道路に沿ってみどりをつなげ、みどりの骨格の形成に努めるなど、生態系ネットワークの形成を図ります。



生き物調査の様子

また、生物多様性保全に配慮していることが確認されている認証製品の選択的購入や、食品ロスの削減、「なにわの伝統野菜※」などを用いた「食育」など、生物多様性に好影響を与える消費及び生産への変革をめざし、普及啓発などの取組みを進めます。

生物多様性保全に貢献している主な認証制度



MSC 認証制度※



国際フェアトレード認証制度※



RSPO 認証制度※



レインフォレスト・アライアンス認証※

## ● みどりの保全と緑化の推進、農地の保全

みどりは、潤いのある豊かな都市環境に不可欠であり、都市における生物多様性の保全や暑熱環境の改善などに資するものであることから、市民、事業者との連携及び協働により、みどりのまちづくりを総合的かつ計画的に進めます。

また、都市における貴重なオープンスペースである都市公園の整備に加え、開発等に合わせて屋上や壁面、中低層階など、様々な空間での民有地緑化を推進するなど、多様な手法を用いて緑化を進めます。また、健全で活力ある街路樹や公園樹の保全・育成に取り組みます。



都市公園

さらに、農地は、農産物の供給機能だけでなく、防災・減災、ヒートアイランド現象※の緩和や環境保全などにもつながることから、その保全に取り組みます。



農地

## ● 水辺空間の保全と創造

公共施設における雨水の有効利用や、下水高度処理水※のせせらぎへの活用等により、健全な水循環を構築します。水辺に親しめるよう遊歩道を整備するなど水都の再生を図り、魅力あるまちづくりの中核として水辺環境づくりを総合的に推進します。



大野下水処理場のせせらぎの里

大阪港の水際線沿いにおいて、ウォーターフロントの特性を活かすことにより、市民や港を訪れる人々が憩い、集い、自然を感じることで魅力ある港湾地域づくりに取り組みます。

また、水質の浄化や生物多様性<sup>※</sup>の保全、二酸化炭素の吸収など多面的な機能を有する干潟の重要性を周知し、保全を図ります。



十三干潟

## ● 都市景観の保全と創造

良好な景観の形成を図るため、地域特性に応じたきめ細かな景観形成を図るとともに、市民や事業者による地域主導の景観まちづくりに取り組みます。

## ● まちの美化の推進

道路清掃や不法投棄ごみの処理など清潔で美しいまちづくりを推進するとともに、路上喫煙対策に取り組みます。

## 第2項 気候変動<sup>※</sup>やヒートアイランド現象<sup>※</sup>による暑熱環境悪化への対策

都市部においては、気候変動とヒートアイランド現象の影響が相まって、全国平均を上回る気温上昇が見られ、熱中症リスクの増大など市民生活への影響が顕在化していることから、人工排熱の低減、建物・地表面の高温化抑制等の「緩和策」に取り組むとともに、すでに深刻化している夏の昼間の都市部の暑熱環境に対応するため、人への影響を軽減する「適応策」を進めます。

## ● 気温上昇抑制を目的とした「緩和策」の推進

公共施設や民間建築物における省エネ・省CO<sub>2</sub>化や再生可能エネルギー<sup>※</sup>の活用を進め、建物からの排熱低減に取り組むとともに、次世代自動車<sup>※</sup>の普及促進やエコドライブの促進などにより自動車からの排熱の低減に取り組みます。また、建物表面や地表面の緑化、道路等の舗装の改善など、建物や地表面の高温化を抑制するとともに、熱の滞留による気温上昇を防ぐために風通しに配慮した取組みを推進します。

## ● 暑熱環境による人への影響を軽減する「適応策」の推進

健全で活力ある街路樹や公園樹等の保全・育成や緑のカーテン・カーペット等による日射の遮蔽のほか、打ち水など人への熱ストレスの影響を軽減する取組みを進めます。対策効果の高い場所へのクールスポット<sup>※</sup>の創出・ネットワーク化や、「気候変動適応法」に基づくクーリングシェルター<sup>※</sup>を指定します。

暑熱による生活への影響を軽減する取組みの推進として熱中症予防を図るため、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等について、市民・事業者への情報提供を行うほか、短期的に効果が現れやすい人の健康への影響等を軽減する取組みを推進します。



### 第3項 都市環境の保全・改善の取組み

大阪市ではこれまで、安全で健康かつ快適な都市環境を確保するため、大気や水環境等における環境基準の達成に向けて取り組んできた結果、市内の大気汚染や河川・海域の水質汚濁は改善されましたが、環境基準が非達成の項目も残されています。また、騒音や悪臭など身近な生活環境に関する苦情は年間 1,400～1,500 件程度寄せられています。さらに、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン<sup>※</sup>」の実現に向け、海洋プラスチックごみを削減する取組みを進める必要があります。引き続き、都市環境の保全・改善に取り組めます。

#### ● 大気汚染対策

工場等の固定発生源においては、法令等に基づき窒素酸化物や硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、揮発性有機化合物などの大気汚染物質の排出抑制対策を推進するとともに、自動車排出ガス対策についても関係機関と連携して推進します。

また、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気環境の常時監視を行うとともに、微小粒子状物質（PM2.5）<sup>※</sup>と光化学オキシダント<sup>※</sup>については、いまだ生成過程が解明されていないところもあるため、詳細調査を実施し、国との連携のもと、生成機構の解明及び総合的対策の検討に取り組めます。

#### ● アスベスト<sup>※</sup>対策

アスベスト使用の可能性のある建築物の解体・改修工事が 2028 年頃をピークに全国的に増加すると予想されていることから、法令の規定等に基づき、これらの建築物の解体工事等における飛散防止対策を推進するとともに、大気環境中のアスベストについて環境モニタリングを実施します。

さらに、大規模災害に備え、アスベスト使用建築物の情報把握に取り組めます。

#### ● 水質汚濁対策

下水の高度処理に取り組むとともに、工場等の排水規制を行い、市内の主要な河川及び海域において、水質の監視を行います。

また、淀川水系をはじめ、神崎川や大和川水系において流域ごとに設置されている関係自治体との協議会を通じて、上流域における生活排水対策や下水道整備など上下流一体となった取組みを進めるとともに、瀬戸内海や大阪湾の水質を保全し、豊かな海をめざしていくため、各種協議会を通じて取組みを推進します。

地下水汚染については、「水質汚濁防止法」の規定に基づく調査のほか、PFOS<sup>※</sup>、PFOA<sup>※</sup>の調査を実施します。

さらに、より良い水環境をめざすため、啓発活動などに取り組めます。



清掃活動の様子



「水環境学習会」の様子



「出前講座」の様子  
(パックテストで水質調査)

1 ● 地盤環境の保全

2 地盤沈下の未然防止と地下水・土壌汚染による環境リスクの低減に取り組みます。土壌  
3 汚染については、基準を超えた土地を区域指定するなど、健康被害に繋がらないよう適切  
4 な管理を指導します。

5  
6 ● 騒音・振動、悪臭対策

7 工場・事業場や建設作業から発生する騒音や振動については法令に基づく届出により公  
8 害の未然防止を図ります。また、市民から寄せられる生活環境に関する苦情のうち騒音、  
9 振動、悪臭に関するものが約 80%を占めており、苦情解決のため発生源に対する規制指  
10 導を行います。

11 自動車騒音をはじめとする交通騒音については、関係機関と連携して対策に取り組みま  
12 す。

13  
14 ● 化学物質対策

15 ダイオキシン類<sup>※</sup>については、法令等で規定された基準の遵守や、施設の適正な維持管  
16 理について規制指導を行うとともに、事業者から報告された測定結果を公表します。

17 ポリ塩化ビフェニル（PCB）<sup>※</sup>については、法令で定める処分期間内に処分が終了する  
18 よう、PCB 廃棄物を保管する事業者等に適正処理を求めています。

19 その他の有害性のある化学物質については、法令等に基づく届出により、事業者による  
20 自主的な管理の促進を図るなど、環境への排出抑制を進めます。また、排出量等の公表や  
21 啓発事業の実施などにより、化学物質に関する市民の理解を広げます。

22  
23 ● 公害健康被害の救済

24 公害健康被害の認定更新や補償給付等を行うとともに、大気汚染と健康状態との関係を  
25 定期的・継続的に観察する環境保健サーベイランス調査に引き続き参画します。

## 民間事業者による生物多様性※の保全等の取組みの促進

国の「生物多様性国家戦略」では、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）※」を掲げ、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする30by30目標※を位置付けています。

大阪市においても、屋上緑化・壁面緑化の推進や、「うめきた公園」など都市公園の整備等に取り組んでいますが、市域のほとんどが市街化された大阪市においては、行政の取組みだけで生物多様性やみどりなどを保全・創出することは困難です。一方、大阪市内では、多くの事業者や団体が様々な活動を行っていることから、生物多様性の保全等においても、そうしたパートナーシップを活かした取組みを進めることが重要です。

市内の各地域では、事業者や団体が、様々なネットワークやノウハウを活かし、独自に生物多様性の保全等の取組みを展開しています。大阪市としても様々な枠組みを通じてこれらの取組みを支援・促進することで、市域の生物多様性の保全や快適な都市環境の確保につなげます。

### ☆自然共生サイト※

環境省の「自然共生サイト」として認定された区域は、保護地域との重複を除き、「OECM※」として国際データベースに登録され、30by30目標の達成に貢献します。

大阪市においても、環境省の「生物多様性民間参画ガイドライン」をホームページなどで紹介し、事業者による生物多様性保全の自主的な取組みを促進します。



新梅田シティ 新・里山



新ダイビル堂島の杜

### ☆生物多様性の保全に向けたネットワーク

2050年のめざすまちの姿「生物多様性の恵みを感じるまち」の実現に向け、市民・環境NPO／NGO・民間事業者・研究機関・教育機関等との情報共有・意見交換するための会議を行い、多様な主体との連携を進めていきます。

### ☆おおさか生物多様性パートナー協定制

大阪府と連携して「おおさか生物多様性パートナー協定制※」のPRや、事業者との連携強化に取り組めます。



レモンの樹による  
みどりの回廊作り  
(一般社団法人テラプロジェクト)

### ☆種から育てる地域の花づくり

市民の皆さんが自分たちの手で種から花を育て、その花を公園、道路、区役所、学校などに植えることで、きれいな暮らしやすいまちにし、愛着を深めながら、潤いのある美しいまちづくりを進めていこうとする運動を支援しています。

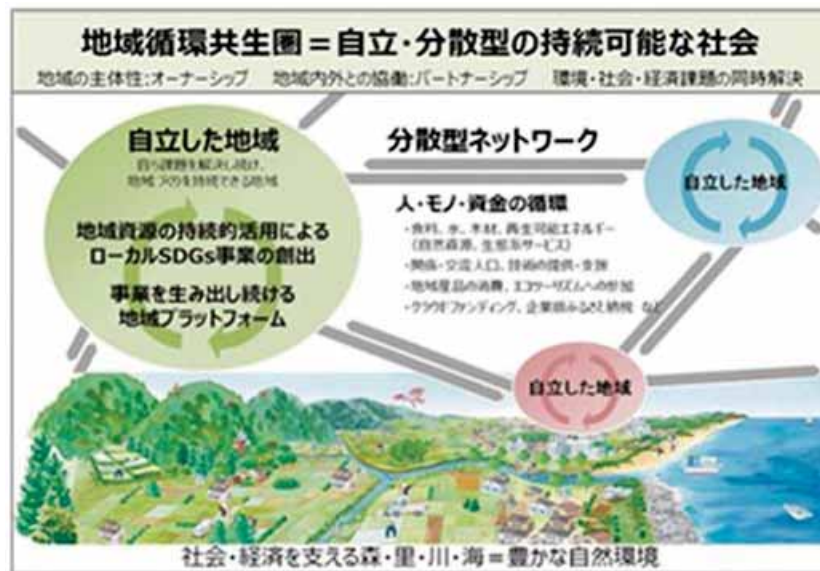


地域の花づくりロゴマーク

## 「地域循環共生圏」※

国の環境基本計画で示されている「地域循環共生圏」は、地域の主体性を基本として、地域資源を持続的に活用して環境・経済・社会を統合的に向上していく事業（ローカルSDGs※事業）を生み出し続けることで、地域課題を解決し続ける「自立した地域」をつくとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域どうしが支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」の実現をめざすものです。

例えば生物多様性※について、高密度に市街化された大阪市では生物多様性との関わりは少ないと考えられがちですが、消費活動における資源の採取、運搬、商品の生産、流通などの過程で国内外の生物多様性に様々な影響を及ぼします。自然資源を大量に消費する大都市として、生物多様性の保全や持続可能な利用を促進するための施策を展開する必要があります。



出典：令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

## 地産地消・食育



大阪ゆかりの「なにわの伝統野菜」※や魚介類などを活用した地産地消を進めていくことは、身近な地域の風土への関心を高め、食をはじめ生物多様性の恵みに感謝する気持ちを育むほか、輸送に必要なエネルギーの削減により環境への負荷低減にもつながります。そのため、日常生活の中から消費を見直していくことをめざし、「なにわの伝統野菜」などを用いた「食育」などに取り組みます。



なにわの伝統野菜（大阪市）



淀川産（よどがわもん）

## 自然を活用した解決策（NbS）

自然を活用した解決策（NbS : Nature-based Solutions）とは、自然が有する機能を持続的に利用し、多様な社会課題の解決につなげる考え方であり、国連では、「自然を活用して気候変動※や自然災害を含む社会的課題に対応し、人間の幸福と生物多様性※の両方に貢献するもの」と定義されています。

NbS は、グリーンインフラ※やEco-DRR※、EbA※等も含む比較的新しい包括的な概念であり、自然の有する機能性を活かすことで、気候変動や生物多様性、社会経済の発展、防災・減災や食料問題など複数の社会課題の同時解決をめざすアプローチとして注目されています。

また、自然による癒しや人の健康への好影響等の波及効果も期待されています。



出典：令和 5 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

## 第4節 地球環境への貢献

### 主な SDGs のゴール



地球温暖化や海洋ごみなど、地球規模の環境問題を解決するには、国、地方自治体、事業者、環境 NPO/NGO など、様々なレベルでの連携や支援が必要です。

大阪市は、深刻な公害問題を克服する中で培われた経験と環境技術を活かして、大阪で唯一の国連機関である国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）※や事業者との連携による国際協力を推進し、開発途上国等の環境問題の解決や環境産業の発展に取り組めます。

また、食品ロスの削減や環境に配慮した製品の選択的購入など、普段の生活の中で実施できる変革を広げていくとともに、地球環境に貢献する事業活動を積極的に応援することによって、世界の環境保全に好影響を与えていきます。

#### ● 国連機関等への協力、支援

UNEP-IETC は、開発途上国等における廃棄物管理を中心とした環境上適正な技術の移転促進のため、公益財団法人地球環境センター（GEC）等と連携し、大阪での国際会議や海外での現地ワークショップ等を実施しています。このような UNEP-IETC の活動を支援するとともに、国や国際協力機構（JICA）等に協力して環境技術や知見の移転を図り、開発途上国等の環境問題の解決に貢献します。



ごみゼロをめざす  
国連環境計画国際イベント  
(2022 年 10 月 3 日開催)

#### ● 都市間協力の推進

ベトナム国ホーチミン市やフィリピン国ケソン市をはじめアジア諸都市等への都市間協力を推進し、気候変動※マスタープランの策定支援や二国間クレジット制度（JCM）※等を活用した脱炭素化プロジェクトの創出などアジア諸都市等の脱炭素都市形成を支援します。

## 二国間クレジット制度（JCM）※プロジェクトの実現例



アルミホイール製造工場への屋根置き  
太陽光発電システムの導入



ショッピングセンターへの高効率チラー及び  
調光型高効率 LED 照明導入

### ● 官民連携による海外展開

産学官連携プラットフォームの「Team OSAKA ネットワーク※」の活動を通じて、在阪企業の海外展開を促進するとともに、アジア諸都市等における省エネ・省 CO<sub>2</sub> 等を実践します。

「大阪 水・環境ソリューション機構（OWESA）※」の構成団体による相互協力関係の一層の強化と海外友好都市等との信頼関係のもと、官民連携による水・環境分野の技術協力に取り組み、海外の水・環境問題の解決、大阪・関西経済の活性化をめざします。



官民連携による低炭素等プロジェクトの  
創出に向けた現地ニーズの把握 等

### ● 賢い消費者（スマートコンシューマー）への変革促進

食品ロスの削減や環境に配慮した製品の選択を市民に呼びかけるなど、環境に配慮した賢い消費者（スマートコンシューマー）としての行動を促進します。

### ● 地球環境に貢献する事業活動の促進

サプライチェーン※全体で環境負荷の低減に取り組む事業者や、優れた環境技術を活かして開発途上国等の環境問題の解決に貢献する事業者を表彰するなど、地球環境に貢献する事業者等を積極的に応援します。

## ライフスタイルの変革

今日、私たちの日常生活に起因する環境負荷が増大する中であって、私たちのライフスタイルを持続可能なものに転換していくことが必要です。このため、私たちは、自己の行動への環境配慮の織り込みに努め、日常生活に起因する環境への負荷の低減に努めることが必要です。特に消費者としての立場においては、量的・価格価値を重視する価値観から、質的・高付加価値を重視する価値観へと転換していくことが重要です。国では、国民・消費者の意識変革や行動変容を促し、ライフスタイルの変革を後押しするため、「デコ活<sup>※</sup>」を展開しています。大阪市においては、「デコ活」の推進など、消費者の意識変革や行動変容につながる情報の提供や様々な主体と連携協働した普及啓発を実施します。



## 環境側面からの企業価値

SDGs<sup>※</sup>が浸透するにつれて、気候変動<sup>※</sup>問題をはじめとする地球規模の環境問題に対応するべく、市場・社会からの環境配慮要請が急速に高まっており、それに伴って、環境に配慮した製品・サービスを求める市場が拡大しています。環境配慮の観点を欠いた事業活動は、企業価値を毀損するリスクをはらみ、社会的な承認を維持できなくなります。

また、企業評価の判断評価基準として、売上や利益などの財務情報が一般的に用いられてきましたが、近年は、企業の環境面への配慮を重要な投資判断の材料の一つとして捉える動きが主流化しつつあります。一方、企業においても、ESG投資<sup>※</sup>の拡大、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）<sup>※</sup>、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）<sup>※</sup>等の取組みが浸透し、環境問題を含む社会課題の解決を企業価値の創造につなげていく動きが活発化しています。

このように、消費者の意識変革・行動変容や、環境問題を含むサステナビリティな課題に取り組む企業の姿勢に対する投資家等の評価は、企業行動の変容を促します（消費行動と企業行動の共進化）。また、このような社会的動向を踏まえた企業の的確な対応は、企業価値の向上や競争力の強化につながるとともに、こうした動向は都市の「都市格」や競争力にも影響します。

国においては、投資家等に対し ESG 情報等の理解促進や、環境情報の開示に取り組む企業の拡大を図るなど、グリーンな経済システムの構築等に取り組むこととしており、大阪市においても、環境に配慮した製品・サービスの選択を呼びかけるなどにより、企業の環境に関する取組みの状況に目を向けてもらえるよう、普及啓発を行います。

## 第5節 すべての主体の参加と協働

### 主な SDGs のゴール



今日の環境問題には市民生活や企業活動が密接にかかわっており、環境問題を解決していくためには、市民、事業者・経済団体、環境 NPO/NGO、行政などが各々の役割を主体的かつ積極的に果たしていくことが重要です。

そのため、学校から地域、大阪市全体へと環境に対する興味の輪を広げていくことによって全ての主体が環境問題について関心をもち、正しく理解し、意識を高めるとともに、環境問題の解決に向けた行動を実践することをめざした取組みを進め、各主体とのパートナーシップの確立を図り、SDGs<sup>※</sup>の達成に貢献します。

### 第1項 環境教育、啓発の推進

持続可能な社会を構築していくうえで、その担い手を育む ESD<sup>※</sup>（持続可能な開発のための教育）は極めて重要であり、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」や「大阪府環境教育等行動計画」を踏まえ、様々な機会を利用して、環境教育や啓発を行います。また、様々なツールを活用して正しい情報をわかりやすく提供することにより、市民・事業者の環境に対する関心を高め、正しい行動へとつなげます。

#### ● 環境教育

小中学校で大阪市独自の副読本「おおさか環境科<sup>※</sup>」による環境教育に取り組み、地球温暖化や生物多様性<sup>※</sup>などについての理解を深めるとともに、幼児期指導者や小学校教諭に対する環境教育研修の充実に取り組みます。

また、生涯学習分野における環境教育として、大阪市の環境学習関連施設のほか、身近な地域の中で環境学習講座などを展開するとともに、環境 NPO/NGO や各種団体等が実施する環境学習事業を支援します。



ESD の概念図  
出典：文部科学省 HP



おおさか環境科

## ● 情報発信、普及啓発

環境白書のほか、インターネットや SNS 等を活用し、様々な情報をわかりやすく提供するとともに、ごみ焼却工場等における施設見学の受け入れや、環境に関わるイベントなども活用し、普及啓発を進めます。



大阪市環境白書



環境学習ポータルサイト



ECO 縁日 (イベント) の様子

## ● 担い手の育成、パートナーシップの強化

大阪市エコボランティアなど、市民や事業者による環境保全活動のリーダーとなる人材の育成に取り組みます。

なにわエコ会議等を通じて、市民、事業者・経済団体、環境 NPO/NGO、学識経験者とのパートナーシップを強化し、地球温暖化防止活動をはじめ、環境問題の解決に向けた様々な活動を協働で推進します。

大阪市エコボランティアの活動の様子



「地域の環境講座」における  
講師 (紙芝居で説明)



自然体験観察園における  
「お米作り連続講座」運営サポート



「地域の生き物調査」における  
調査活動

なにわエコ会議による「出前講座」の様子

ビオトープ



エコライフセミナー



手回し発電機の体験



喜連北小学校

## ● 環境貢献者の表彰

環境保全に関し顕著な功績のあった個人、団体等及び学校園を表彰するとともに、好事例を積極的に PR することにより、環境に対する意識高揚を図り、環境に配慮した活動を促進します。

## 第2項 環境影響評価※による環境配慮の推進

大阪市では、1995年7月から環境影響評価の手続きを実施してきましたが、1997年6月の「環境影響評価法」の制定を機に、1998年4月に大阪市環境影響評価条例を制定し、1999年6月から施行しています。

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、市民や専門家等の意見を踏まえて、事業の計画段階から適切な環境配慮がなされるよう、条例等による環境影響評価制度を適正に運用します。

## 第3項 大阪市が率先する取組み

本計画では、「脱炭素社会※の構築」や「循環型社会※の形成」をめざし、市域からの温室効果ガス※排出量やごみ処理量の削減を目標に掲げていますが、大阪市自身が、多量の温室効果ガス及び廃棄物を排出する事業者でもあることから、環境に配慮した行動を率先的に実践します。

### ● 大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕※に基づく取組み

大阪市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの削減を図るため、公共施設における省エネルギー・省CO<sub>2</sub>化、再生可能エネルギー※の導入拡大の推進、職員による環境マネジメントの徹底などの取組みを進めます。

### ● 大阪市庁内環境管理計画※に基づく取組み

大阪市独自の環境マネジメントシステム（EMS）※に基づき、不要な照明の消灯や資源化可能な紙ごみの分別・リサイクルのほか、ペーパーレスの推進や冷暖房負荷の低減等に取り組み、省エネや廃棄物の減量につなげます。

### ● グリーン購入※の推進

大阪市施設において再生品など環境負荷の低減につながる物品や役務の調達を進めます。

### ● 市設建築物における環境配慮の推進

大阪市施設におけるESCO事業※の実施や照明のLED化のほか、小中学校の校舎や体育館の屋上を民間事業者へ貸し出し、災害時の非常用電源としても活用が可能な太陽光発電設備を設置する「屋根貸し事業」の実施などにより、環境配慮に努めるとともに、さらCO<sub>2</sub>の排出削減を図るため、ZEB※の実現に取り組みます。

### ● 次世代自動車※の率先導入

「大阪市次世代自動車普及促進に関する取組方針」に基づき、次世代自動車を公用車に率先して導入するとともに、市関連施設へのEV（電気自動車）用充電施設の設置拡大や情報発信に取り組みます。

## 大阪・関西万博 ～環境面における取組み～

2025 年に夢洲で開催される大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をメインテーマとし、「未来社会の実験場」というコンセプトの下、会場を多様なプレイヤーによる共創の場とし、イノベーションの誘発や社会実装が推進されます。

環境面においても、万博を契機として様々な取組みが行われます。

### 【博覧会協会の取組み（EXPO2025 グリーンビジョン（2024 年版）より）】

☆駅シャトルバス等のバス停の屋根へペロブスカイト太陽電池※を設置するなど、新しい技術を実装・展示します。



ペロブスカイト太陽電池実装イメージ  
（出典：積水化学工業株式会社）

☆会場内空調において帯水層蓄熱※設備を導入し、万博をきっかけに日本における再生可能エネルギー※としての帯水層蓄熱の導入が進むよう展示等で発信します。

☆レストランやキッチンカーでのリユース食器の導入に取り組むほか、給水機の設置などマイボトルの使用環境の整備に取り組みます。

☆来場者数の予測に応じた食材の調達量のコントロールや、食べきれる量やサイズのメニューの提供等により食品ロス削減に取り組めます。

☆人々の環境意識を向上させ、環境配慮行動を促す「EXPO グリーンチャレンジ※」に取り組めます。



「EXPO グリーンチャレンジ」  
（出典：博覧会協会ホームページ）

### 【大阪市の取組み】

☆EV バス及び FC バスを府内に導入する事業者に対して経費を一部補助することにより、万博会場へのアクセスを担うバスの脱炭素化を促進します。

☆修学旅行等を対象に、サステナブルな「脱炭素化ツアー※」で万博を楽しんでいただく取組みを実施します。

☆市内全域での路上喫煙対策に取り組めます。



EV バス（EV モーターズ・ジャパン製）



FC バス（トヨタ製）



脱炭素化ツアー

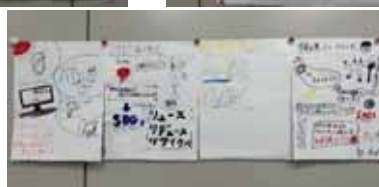
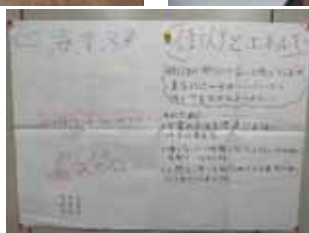
世界中から多くの方が訪れる大阪・関西万博では、環境問題の解決に向けた様々な取組みが実施されます。持続可能な社会を実現していくためには、「未来社会の実験場」である大阪・関西万博での取組みや成果とともに、万博をきっかけに醸成された、人々の環境意識や環境配慮行動もレガシーとして未来へつないでいくことが重要です。

## 「環境サミット」

大阪市では、大阪市環境基本計画（改定計画）を策定するにあたり、2024年11月9日に、市内中学生による「環境サミット」を開催しました。この企画は、2023年8月の「おおさか子ども市会-中学生市会-」において提案を受けたもので、公募で集まった15名の中学生が、環境に対する思いや意見などについて、グループに分かれて議論し、発表しました。

環境問題を解決していくためには、あらゆる主体が環境問題を自分事として捉えて、環境に配慮した行動をすることが大切であり、将来を担う若い人たちに環境問題について考えてもらうきっかけとして、また、環境に対する若い人たちの声を聴く場として、開催しました。国の第六次環境基本計画等においても、持続可能な社会づくりに向けて、将来を担う若者世代の意見は重要であるとされています。

「環境サミット」では、「地球温暖化対策としてごみを減らすため、3Rの取組みが大切」、「クーラーは、熱中症に気をつけながら適切に使用する」、「節電をする」、「スーパーでの買い物では、「手前どり」や必要な量だけ購入する」、「水筒を使う」、「シャンプーは詰替え商品を使う」、「プラスチックの使用を少しずつ減らす」、「海や川をきれいにするためにポイ捨てをしないよう呼びかける」など多くの提案がありました。



## 第4章

### 施策展開の戦略

第1節 施策展開にあたって

第2節 戦略の設定について

第3節 相乗効果の発揮

## 第4章 施策展開の戦略

### 第1節 施策展開にあたって

この計画がめざす持続可能な社会を実現していくためには、市民、事業者・経済団体、環境NPO/NGO、行政など各主体を構成する一人ひとりが、環境と自らの関係について理解を深めて責任を自覚するとともに、環境対策を怠ったり、先送りしたりすることをリスクとして認識し、個人・家庭・地域コミュニティ※・事業者など各単位で、それぞれの役割を果たしていくことが重要となっています。

また、地球環境の悪化やわが国における人口減少・少子高齢化の進展、科学技術の飛躍的な進歩など大阪市を取り巻く国内外の状況と課題は、相互に連関・複雑化し、一人ひとりの暮らしや企業の経済活動と密接に関係しているため、環境面から対策を講ずることにより、経済・社会の課題解決にも貢献することや、経済面・社会面から対策を講ずることにより、環境の課題解決にも貢献していくことが重要となっています。

このような中で、大阪市は、基礎自治体として、環境への負荷は昼間の滞在人口による影響が大きいことにも注意しながら、幅広い市民生活の領域全般にわたりの確に対応するとともに、国際的な大都市としての役割・責任を果たしていくことが求められています。

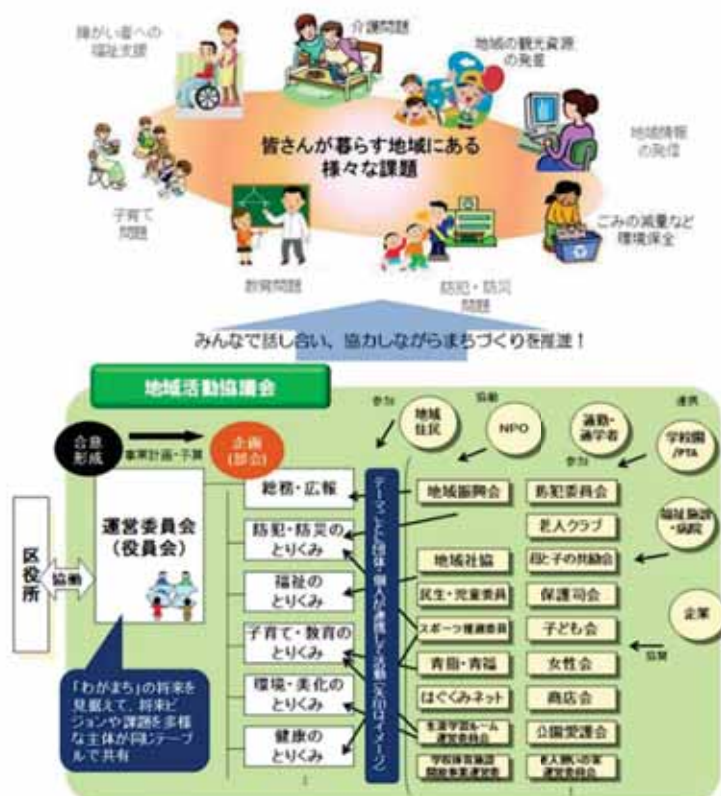
### 第2節 戦略の設定について

大阪市には、公害や廃棄物問題を地域、市民、事業者と共に克服してきた歴史があります。また、各区では、市民による自律的な地域運営の実現をめざして、地域のまちづくりを推進する枠組みとして地域活動協議会※の形成・運営を支援するとともに、環境問題をはじめとした、様々な地域課題の解決に向けた活動に協働して取り組んできました。

#### 参考1 地域社会の将来像

地域活動協議会の形成  
平成24年度から

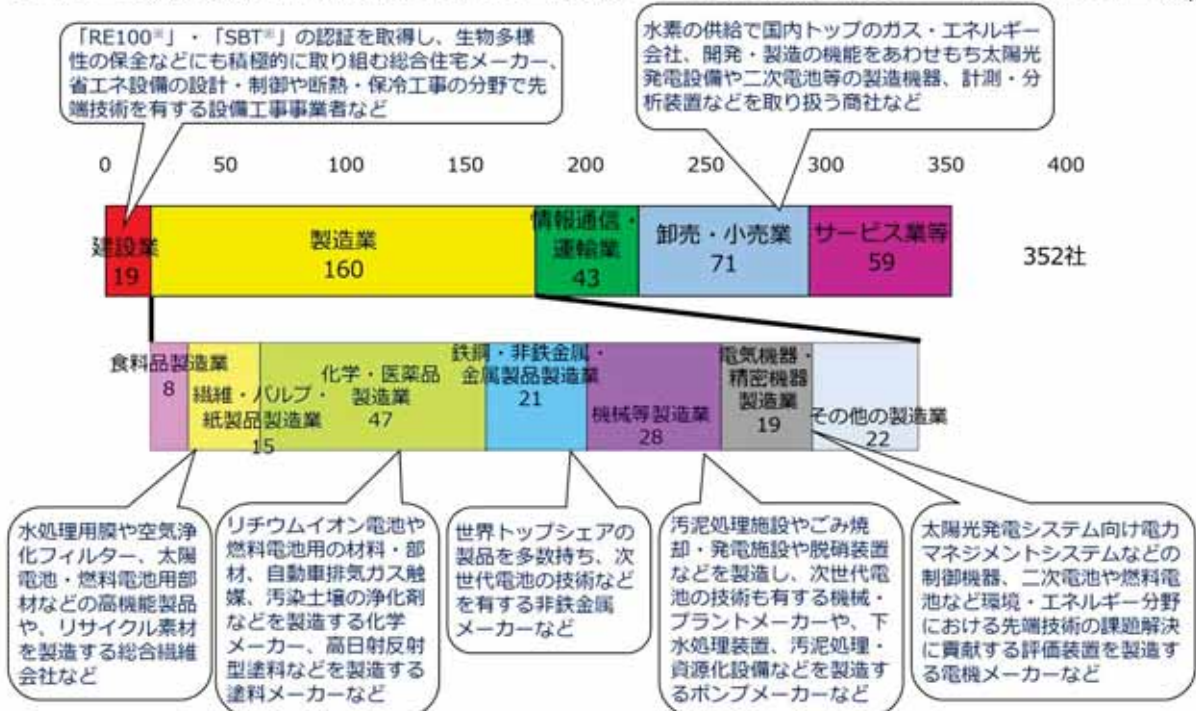
地域活動協議会  
おおむね小学校区326団体  
(R6.4現在)



出典：大阪市「豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針」

また、大阪には、優れた環境技術を有する事業者や地球環境保全に積極的に取り組む事業者が多く集積し、事業者の海外展開の促進のため立ち上げた産学官連携プラットフォームの「Team OSAKA ネットワーク※」参加団体も毎年増加しています。

## 参考2 大阪市域に本社をおく上場企業（東証プライム、東証スタンダード、東証グロース）



出典：大阪市環境局調べ（2024.10.1 現在）

## 参考3 海外展開の強化に向けた産学官によるネットワークの充実・促進



出典：大阪市環境局調べ

これらを強みとして活かしながら、市民に最も身近な総合的な行政主体として、縦割りでなく、統合的な観点に立って施策を展開していきます。

また、地球環境問題や日々の生活における健康や安全安心など、様々な課題を踏まえ、環境教育・啓発を推進するとともに、世界が合意した SDGs※を旗印として掲げ、各主体を構成する一人ひとりに、日頃の小さな選択が未来を大きく変えていくことを効果的に訴えかけ、それぞれの具体的な行動に結びつけていきます。さらに、市民や事業者・経済団体、環境 NPO/NGO 等との間の相互信頼を確立してパートナーシップを強化しながら、資源の循環や、持続可能なイノベーション※の創出・活用、地球環境問題への貢献に取り組むとともに、人口減少・高齢化の進展にも耐えうる持続可能で効果的な行政運営に努め、行政としての役割を果たしていきます。

こうした考え方にに基づき、以下のとおり5つの戦略を設定し、施策を展開していきます。

## 第1項 地域、市民、事業者との連携強化

戦略

①

個人・家庭・地域コミュニティ※・事業者などそれぞれの単位で、ライフスタイルや経済活動、さらには社会の仕組みを環境に配慮したものへと変革していく動きを加速化し、環境の課題解決だけでなく、地域コミュニティの活性化や人口減少・高齢化への対応など社会的課題の同時解決をめざします。

大阪経済の主要な担い手である中小企業など事業者にとっても、環境保全に資する製品やサービスを提供することによって、新たなビジネスや市場拡大のチャンスを得ていくことが期待されます。

そのために、的確かつ効果的な情報提供と対話、環境教育や啓発などを通じて、「もったいない」など一人ひとりの環境意識の向上を図るとともに、市民や事業者、環境 NPO/NGO 等と良好なパートナーシップを確立して資源の循環を進め、環境への負荷をできる限り低減しつつ、地域経済の循環も促進し地域の活性化を図るなど、連携を強化します。

### 《具体的な取組み例》

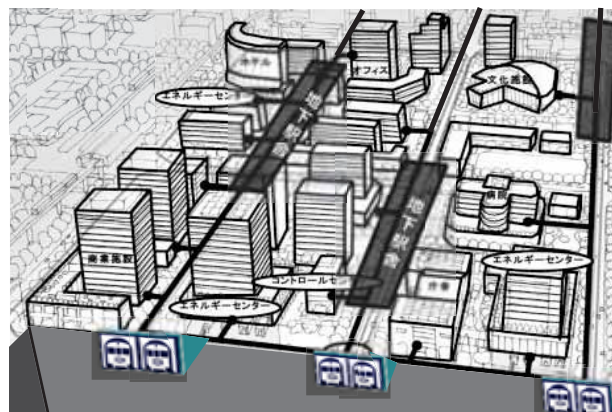
- 国の「デコ活※」の取組みに賛同し、待機電力や不要照明等の電気の無駄遣い削減や、環境負荷の少ない製品やサービスの選択など、環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を促進します。
- 「なにわエコ会議」や「おおさか環境ネットワーク※」、「生物多様性の保全に向けたネットワーク」などの活動を推進し、市民や環境 NPO/NGO、事業者等と連携・協力しながら、地球温暖化防止や生物多様性※の保全など、環境問題の解決に向けた様々な活動に取り組めます。
- 市民、地域と連携し、「混ぜればごみ、分ければ資源」を徹底し、ごみの分別排出・資源化を進めます。
- 地域のごみゼロリーダー※と連携し、「ごみ減量アクションプラン・市民の行動メニュー」の啓発を行うとともに、地域での自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進し、一層のごみ減量を図ります。
- プラスチックごみ削減に向け、ワンウェイの容器包装プラスチックやプラスチック使用製品の不必要な使用・廃棄の抑制と、詰替え製品や代替品等の使用を促進し、環境への配慮について普及し啓発します。また、「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト」により、ペットボトルの資源循環をより一層推進します。
- コミュニティ回収※の活性化を図り、ごみ減量を推進するとともに、地域コミュニティの活性化につなげます。
- 生ごみの3きり運動※やフードドライブ※など、地域と連携した取組みを進めるとともに、「大阪市食べ残しゼロ推進店」の登録店舗を拡大し、食品ロスの削減を図ります。
- 環境 NPO/NGO 等と連携し、中小事業者も取り組みやすい環境マネジメントシステム(EMS) ※であるエコアクション 21※の普及に取り組めます。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36
- 37
- 38
- 39
- 40
- 41

## 戦略②

そのために、健康で安心・快適な市民生活と活発な企業の経済活動を支える都市としての機能の向上を図ります。また、まちのレジリエンス※の向上や、先進的なエネルギーシステムの導入、市民の健康・福祉の増進などの課題と環境問題を同時に解決する施策を積極的に推進します。

- 地域特性を活かして帯水層蓄熱※の活用を進めるとともに、エネルギーを面的に融通しあうなど効率的かつ安定的に利用できる高セキュリティ、低コストのエネルギーシステムの開発、実用化を進め、CO<sub>2</sub>の排出抑制とヒートアイランド現象※の緩和、都市としての機能向上とエネルギーコスト削減、脱炭素型産業の振興を図ります。



地下空間を活用したエネルギー面的利用※のイメージ

- 公共交通の整備や利用を進めるとともに、自転車の活用やモーダルシフト（自動車貨物輸送から海上輸送等への転換）を促進するなど自動車交通を抑制するほか、次世代自動車※の普及を促進することによって、CO<sub>2</sub>排出量を削減するとともに、健康な社会の形成につながります。
- 公園や緑地など都市の緑は、ヒートアイランド現象※の緩和や生物多様性※の保全など環境面の機能に加え、防災・減災や景観など、グリーンインフラ※として多面的な機能を有しており、これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるように、緑の適切な保全と良好な都市環境の形成をめざします。



大阪城公園



勒公園



御堂筋のイチョウ並木

- 64

### 第3項 持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用

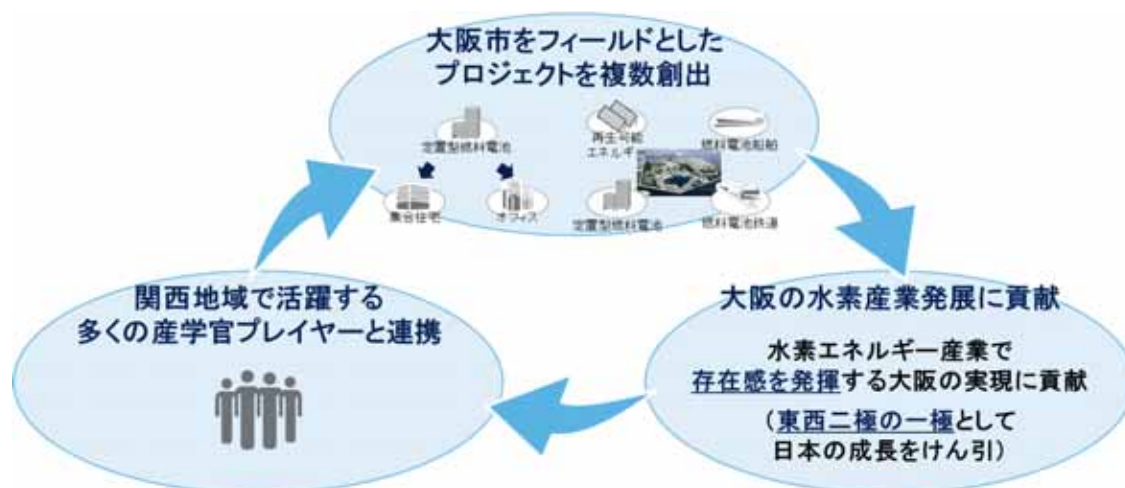
新しい技術やイノベーションは、環境問題の克服やコストの削減、人々の生活の質の向上を可能とし、経済の発展を牽引する原動力となる可能性を秘めています。大阪市が AI<sup>※</sup>、IoT<sup>※</sup>など新しい技術やイノベーションの実用化のフィールドとなって、事業者や経済団体と連携し安全性や経済合理性を確保しながら、開発や普及を進めていきます。



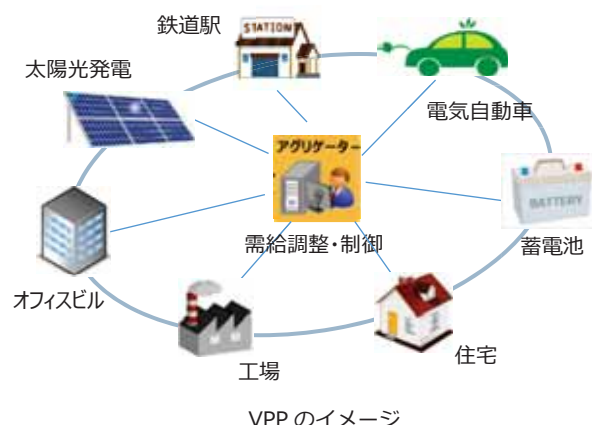
大阪・関西万博は、世界各地から英知を集め、新しい価値観や社会・経済システムを共創していくための実験の場と位置付けられており、万博を契機として、持続可能な社会の実現に向けたイノベーションの創出・活用を図ります。

#### 「具体的な取組み例」

- 地域特性を活かして帯水層蓄熱<sup>※</sup>の有効活用やエネルギーの面的利用<sup>※</sup>に関する技術の開発・実用化を進めます。
- 水素は、発電時に CO<sub>2</sub>を発生せず、また太陽光発電等の出力変動を吸収する役割も期待されており、次世代のエネルギーとして有望とされていることを踏まえ、将来の水素社会の実現に向けて、官民連携して普及に取り組みます。



- 太陽光発電やコージェネレーション<sup>※</sup>等の分散型電源、蓄電池などの点在する設備をIoTにより一括制御し、電力供給の調整を行うことで、あたかも1つの発電所のように機能させ、区域内のエネルギー利用を効率化するVPP（バーチャルパワープラント）の構築により、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギー<sup>※</sup>導入拡大を図ります。



- 将来の労働力不足などの社会課題や社会ニーズの変化に対応し、将来にわたり大阪市の持続的な発展・成長とSDGs<sup>※</sup>の達成に貢献していくため、環境施策におけるDX<sup>※</sup>の取組みを進めます。

## 第4項 国際展開の強化

「パリ協定<sup>※</sup>」やSDGs<sup>※</sup>の採択を受けて、事業者においてはサプライチェーン<sup>※</sup>全体で環境負荷を低減していく動きが加速しており、優れた環境技術に対する需要の拡大、環境ビジネスのグローバル展開が期待されています。

環境分野における日本の国際的な役割に貢献し、国際競争に勝ち抜くために、国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）<sup>※</sup>や公益財団法人地球環境センター（GEC）、事業者などステークホルダー<sup>※</sup>との連携を図り、「オール大阪」で国際協力・国際貢献を強化していきます。

戦略

4

### 「具体的な取組み例」

- UNEP-IETC の活動を支援し、開発途上国等の環境問題の解決に積極的に貢献していきます。
- ホーチミン市やケソン市などアジア諸都市等の脱炭素・低炭素都市形成を支援するため、脱・低炭素を推進する基盤制度の構築支援、脱・低炭素技術の導入を推進します。
- 「Team OSAKA ネットワーク<sup>※</sup>」や「大阪 水・環境ソリューション機構（OWESA）<sup>※</sup>」の活動を通じて、企業の海外進出の機会を提供するとともに、アジア諸都市等における低炭素化等プロジェクトの創出を図ります。
- UNEP-IETC、GEC や経済団体など多様なステークホルダーと協働して、環境分野における市民や事業者のSDGsの先進的な取組みを海外に移転します。
- 国際会議の場やUNEP-IETC等のネットワークの活用により、大阪市の環境施策や国際協力を国内外に積極的に発信し、環境先進都市大阪をアピールします。

### 脱炭素・低炭素都市形成の実現に向けた覚書の締結



ベトナム・ホーチミン市  
2016年9月6日締結



フィリピン・ケソン市  
2018年8月30日締結



タイ・東部経済回廊  
2022年2月24日締結



インド・マハラシュトラ州  
2022年12月23日締結  
(写真は2023年8月24日の政策対話のもの)

### アジア諸都市等との都市間協力



現地調査や環境課題の把握



環境保全や気候変動<sup>※</sup>対策  
に関する政策支援



能力開発（研修・視察等）

1

2  
3  
4

5  
6  
7  
8

9  
10

## 12

- 13  
14  
15  
16  
17  
18



34

- 36  
37  
38  
39  
40  
41



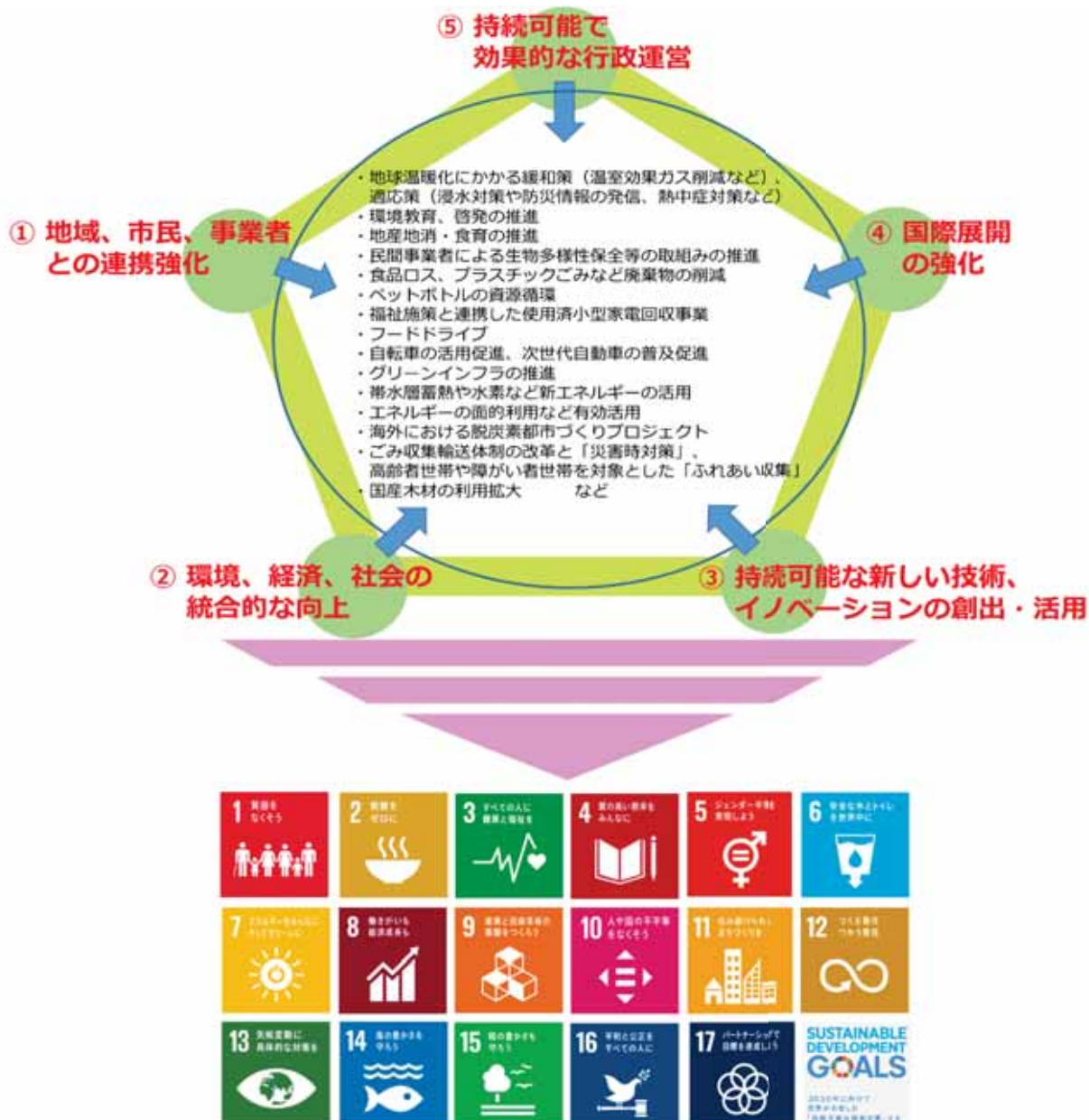
「ふれあい収集」のイメージ

# 第3節 相乗効果の発揮

本計画では、個別の環境施策の相乗効果を発揮させるとともに、SDGs<sup>※</sup>の考え方を活用し、相互に関連する環境・経済・社会の課題を統合的に解決していくことをめざします。

そのために、施策・事業を、相乗効果が生まれるよう施策・事業群として連携させ、総合的に推進していきます。

例えば、ペロブスカイト太陽電池<sup>※</sup>や水素エネルギーの利活用技術、帯水層蓄熱<sup>※</sup>利用など優れた新しい技術をもつ事業者との連携を強化し、これらの普及によりカーボンニュートラル<sup>※</sup>の実現をめざすとともに、国内外へ発信し、関連産業の振興、大阪の成長につなげます。また、フードドライブ<sup>※</sup>の実施においては、事業者との連携を強化し、福祉団体等への寄附を通じて支援を必要とされる方へ届けるとともに、食品ロス削減にもつなげます。さらに、自然との共生の取り組みを、地球温暖化の緩和、人の健康への効果等、自然が有する多様な機能に留意して進めます。このような、環境・経済・社会の課題を同時に解決する施策を、5つの戦略を重ね合わせながら強力かつ効果的に展開し、持続可能な社会の実現に向けた動きを加速していきます。



# 第5章

## 計画の進行管理

第1節 計画の推進にあたって

第2節 施策効果の検証

## 第5章 計画の進行管理

### 第1節 計画の推進にあたって

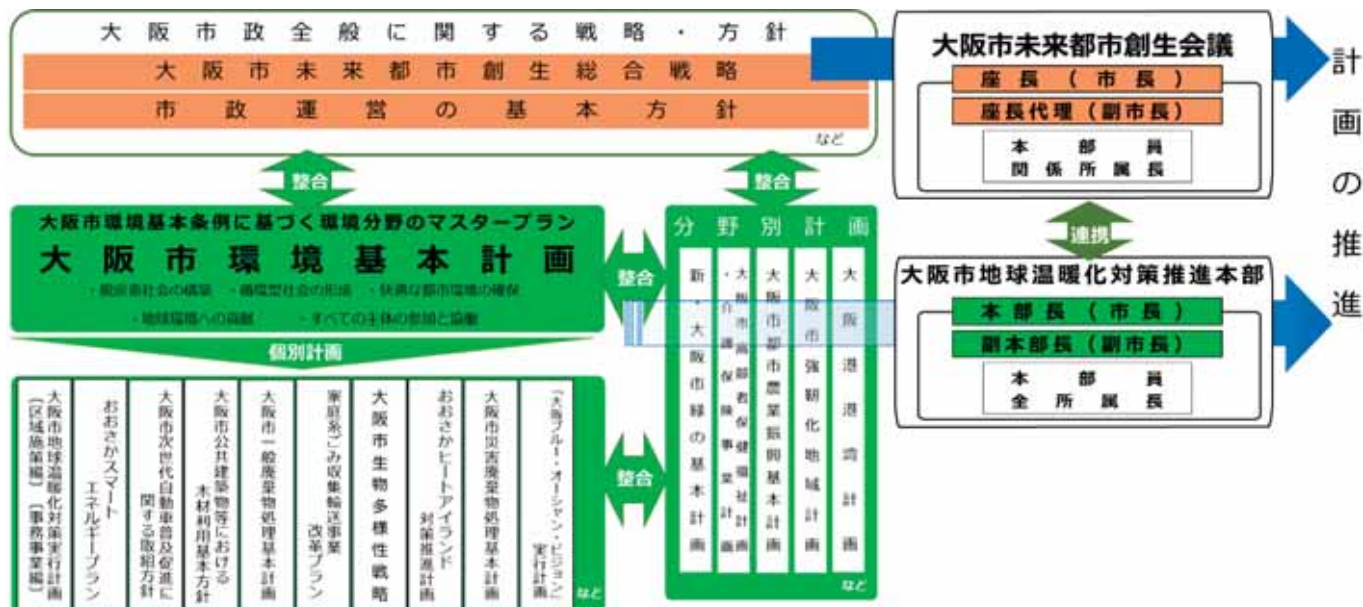
環境施策全般を推進していくため、市長を本部長とする「大阪市地球温暖化対策推進本部」の枠組みを活用するとともに、財源を確保し、積極的に活用する仕組みを構築して、環境施策を総合的かつ強力に推進していきます。

また、大阪市では、市政全般に関わる中期的な戦略として「大阪市未来都市創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定しています。総合戦略では、SDGs※の理念に沿って、あらゆるステークホルダー※と連携・分担を行い環境・経済・社会に関わる様々な課題を統合的に解決していく視点をもって取り組んでいくこととしており、市長を座長とする「大阪市未来都市創生会議」を設置し、SDGs と総合戦略を一体的に推進していくこととしています。

SDGs の達成に貢献することをめざす本計画の推進にあたっては、総合戦略と連携を図ることにより、市政全般にわたり環境面から横串を通す機能の強化を図ります。

さらに、本計画を効果的に推進していくためには、地域、市民、事業者・経済団体、環境NPO/NGO 等の参加・協力が重要であることから、各ステークホルダーが参加でき、取組みの方向性や具体案について幅広く検討を行う枠組みを構築し、計画の推進及び SDGs の達成に向けたパートナーシップの強化を図ります。

#### 庁内の推進体制



第2節 施策効果の検証

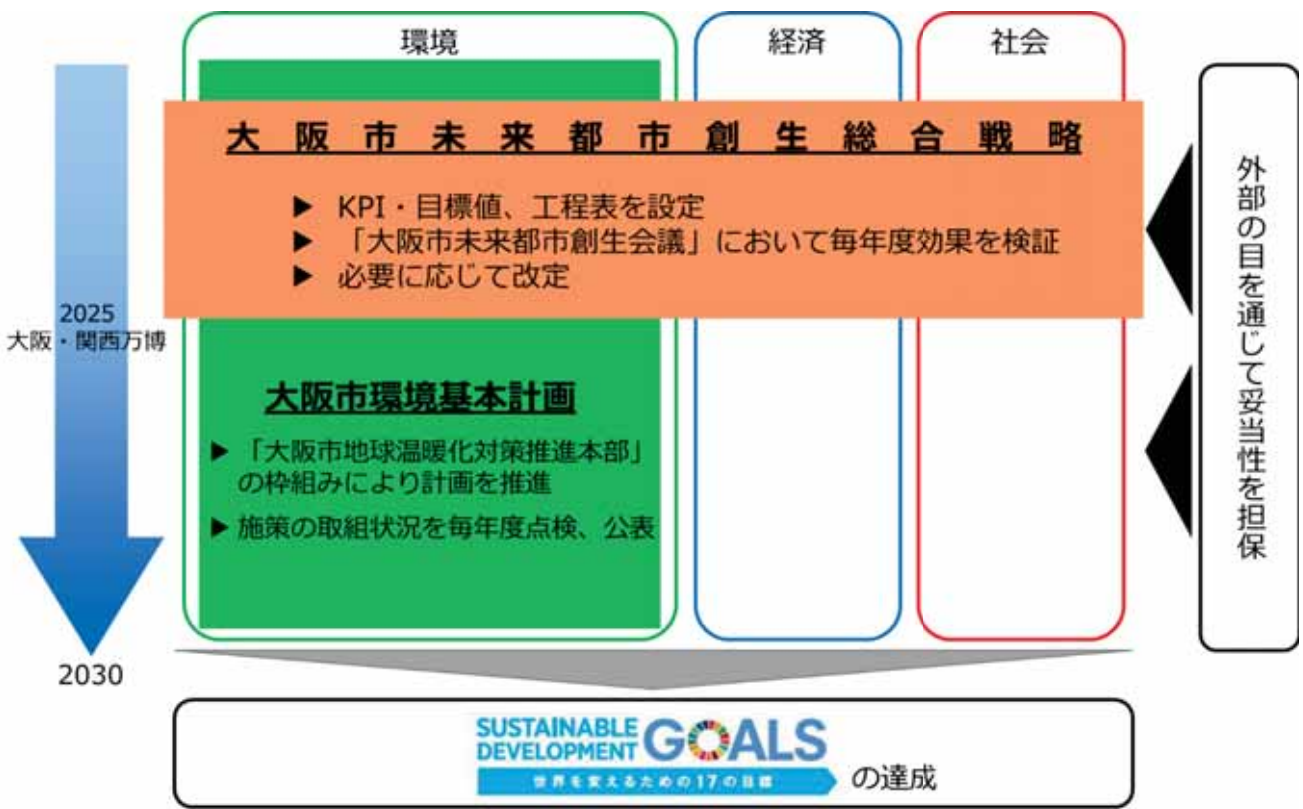
PDCA サイクルの手法に基づき、各施策の取組み状況を毎年度点検するとともに、その結果を環境白書に掲載し、市民に公表します。また、環境・経済・社会等の変化に柔軟かつ的確に対応していくため、必要に応じて「大阪市地球温暖化対策推進本部」の枠組みを活用して目標の達成状況を点検・評価し、適宜見直しを行います。

「PDCA サイクルのイメージ図」



また、総合戦略は、アクションプランとしての性格を有する5か年の戦略であり、具体的施策ごとにKPI（重要業績評価指標）及び目標値、工程表を設定するとともに、「大阪市未来都市創生会議」において毎年度効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定することとしています。このような総合戦略の効果検証の仕組みを活用し、環境のほか、経済・雇用、こども・教育、健康・福祉、防災など各分野における施策の効果を同時に検証します。

さらに、行政内部だけでなく外部の目も通じて効果検証の妥当性・客観性を担保するとともに、取組みの課題の共有や改善策の検討を行う仕組みを構築します。



# 資料編

## 目 次

|   |                                   |    |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 改定経過等                             | 1  |
|   | （１）大阪市環境基本計画の改定経過                 |    |
|   | （２）大阪市環境審議会 委員名簿                  |    |
| 2 | 改定計画（案）に対するパブリック・コメント実施結果         | 3  |
| 3 | 基本的な施策の体系と関連する個別・分野別計画の関係         | 5  |
| 4 | 計画の目標水準とその達成に向けた施策項目              | 7  |
| 5 | 大阪市未来都市創生総合戦略（令和６年３月）における環境分野の目標値 | 10 |
| 6 | 環境教育等を推進する大阪市の施策                  | 11 |
| 7 | 用語の解説                             | 12 |

## 1 改定経過等

### (1) 大阪市環境基本計画の改定経過

| 年 月 日           | 項 目            | 内 容                           |
|-----------------|----------------|-------------------------------|
| 2024 年 4 月 18 日 | 第 43 回大阪市環境審議会 | ・ 大阪市環境基本計画の中間見直しについて（諮問）     |
| 11 月 9 日        | 「環境サミット」の実施    | ・ 環境に対する思いや意見について             |
| 11 月 11 日       | 第 44 回大阪市環境審議会 | ・ 大阪市環境基本計画の改定（案）について         |
| 12 月 17 日       | 大阪市環境審議会       | ・ 大阪市環境基本計画の中間見直しについて（答申）     |
| 年 月 日～<br>年 月 日 | パブリック・コメントの実施  | ・ 大阪市環境基本計画（改定計画）（案）についての意見募集 |

## (2) 大阪市環境審議会 委員名簿

(敬称略 50 音順 ◎会長 ○会長代行)

|   |         |                    |                |
|---|---------|--------------------|----------------|
|   | 石川 聡子   | 大阪教育大学教育学部教授       |                |
| ○ | 今西 純一   | 京都大学大学院地球環境学堂教授    |                |
|   | 岩崎 拓海   | 公 募 委 員            |                |
|   | 貫上 佳則   | 大阪公立大学大学院工学研究科教授   |                |
| { | 澤井 貞子   | 一般社団法人大阪府医師会       | (2024年7月26日まで) |
|   | 細井 雅之   | 一般社団法人大阪府医師会       | (2024年7月26日から) |
| ◎ | 下田 吉之   | 大阪大学大学院工学研究科教授     |                |
|   | 曾谷 紀子   | 大阪環境ネット            |                |
|   | 高村 ゆかり  | 東京大学未来ビジョン研究センター教授 |                |
|   | 田中 晃代   | 近畿大学総合社会学部教授       |                |
|   | 辻岡 信也   | 大阪弁護士会             |                |
| { | 永井 広幸   | 大阪市会環境対策特別委員長      | (2024年7月16日まで) |
|   | 永田 典子   | 大阪市会環境対策特別委員長      | (2024年7月16日から) |
|   | 西尾 チヅル  | 筑波大学ビジネスサイエンス系教授   |                |
|   | 春名 康彦   | 日本労働組合総連合会大阪府連合会   |                |
|   | 日裏 深雪   | 公 募 委 員            |                |
|   | 藤田 香    | 近畿大学総合社会学部教授       |                |
|   | 松井 孝典   | 大阪大学大学院工学研究科助教     |                |
|   | 松本 敬介   | 大阪商工会議所            |                |
| { | 森山 よしひさ | 大阪市会建設港湾委員長        | (2024年7月16日まで) |
|   | 野上 らん   | 大阪市会建設港湾委員長        | (2024年7月16日から) |
|   | 雪本 修    | 公益社団法人大阪市工業会連合会    |                |
|   | 吉田 長裕   | 大阪公立大学大学院工学研究科准教授  |                |

## 2 改定計画（案）に対するパブリック・コメント実施結果

### 1 意見募集の概要

#### （1）意見募集期間

令和 年 月 日（ 曜日）～ 令和 年 月 日（ 曜日）

#### （2）募集方法

送付、ファックス、電子メール、電子申請・オンラインアンケートシステム

#### （3）閲覧・配付場所

①大阪市環境局環境施策部環境施策課（あべのルシアス 13 階）

②各区役所および出張所

④市民情報プラザ（大阪市役所 1 階）

⑤大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）

### 2 意見募集結果

#### （1）意見の受付通数

〔パブリック・コメント実施後に記載〕

#### （2）受付通数の内訳

〔パブリック・コメント実施後に記載〕

#### （3）実施結果の公表場所

〔パブリック・コメント実施後に記載〕

(4) 提出された意見の内訳

〔パブリック・コメント実施後に記載〕

(5) 提出された意見の分類と計画への反映状況

〔パブリック・コメント実施後に記載〕

### 3 基本的な施策の体系と関連する個別・分野別計画の関係

|                                |             |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
|--------------------------------|-------------|---------------------|---------|--------|---------------|----------------|-----------------------|------------------|----------------|-------------|----------------|--------------------|------------|------------------------|-------------|-----------------------|----------------|-----------|-----------------------|--------------|-----------------------|------------------|-----------------------|
|                                | 大阪府庁内環境管理計画 | 大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 | 大阪市景観計画 | 大阪港湾計画 | 大阪市都市農業振興基本計画 | 大阪市災害廃棄物処理基本計画 | 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 | 家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン | 大阪市産業廃棄物処理指導方針 | 大阪市障がい者支援計画 | 大阪市一般廃棄物処理基本計画 | おおさかヒートアイランド対策推進計画 | 大阪市生物多様性戦略 | 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画 | 新・大阪市緑の基本計画 | 大阪市公共建築物等における木材利用基本方針 | 市設建築物設計指針（環境編） | 大阪市強化地域計画 | 大阪市次世代自動車普及促進に関する取組方針 | 大阪市自転車活用推進計画 | 大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編） | おおさかスマートエネルギープラン | 大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編） |
| 第1節 脱炭素社会の構築                   |             |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| 第1項 再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の活用     |             |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 再生可能エネルギーの活用                 | ●           | ●                   |         |        |               |                |                       |                  |                |             | ●              | ●                  | ●          |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 都市インフラ等における未利用エネルギーの活用       | ●           | ●                   | ●       |        |               |                |                       |                  |                |             | ●              | ●                  | ●          |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 帯水層蓄熱の活用                     | ●           | ●                   |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                | ●                  |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 水素エネルギーの活用                   | ●           |                     |         |        |               | ●              |                       |                  |                |             |                | ●                  |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| 第2項 徹底した省エネルギーの推進              |             |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 事業者における省エネ対策                 | ●           | ●                   |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                | ●                  | ●          |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● ライフスタイルの変革                   | ●           | ●                   |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                | ●                  |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● エコ住宅、ZEB・ZEHの普及促進            | ●           | ●                   |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● VPPの推進                       |             |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| 第3項 移動の脱炭素化                    |             |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 公共交通の整備と利用促進                 | ●           |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                | ●                  | ●          |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 自転車の活用促進                     |             |                     |         | ●      |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 次世代自動車の普及促進                  | ●           |                     |         |        | ●             |                |                       |                  |                |             |                | ●                  | ●          |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● エコドライブの促進                    | ●           |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                | ●                  | ●          |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 道路交通の円滑化                     | ●           |                     |         |        |               | ●              |                       |                  |                |             |                |                    | ●          |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| 第4項 脱炭素型のまちづくり                 |             |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 建築物の環境配慮                     | ●           | ●                   |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                | ●                  | ●          |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 脱炭素型都市の拠点形成                  | ●           |                     |         |        |               | ●              |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 環境・エネルギー産業の振興                | ●           |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 公共施設における対策の推進                | ●           | ●                   | ●       |        |               |                | ●                     |                  |                |             |                | ●                  | ●          |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 民間開発における環境配慮の促進              | ●           |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    | ●          |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| 第5項 CO <sub>2</sub> 吸収源に関する取組み |             |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 国産木材の利用拡大                    | ●           |                     |         |        |               |                |                       |                  | ●              |             |                | ●                  |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| 第6項 気候変動への適応に関する取組み            |             |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 水環境や水資源に関する取組み               | ●           |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             | ●              | ●                  |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 自然生態系に関する取組み                 | ●           |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                | ●                  | ●          |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 災害対応への取組み                    | ●           |                     |         |        |               | ●              |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）の推進 |             |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             | ●              |                    | ●          |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| 第2節 循環型社会の形成                   |             |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| 第1項 2Rを優先した取組みの推進              |             |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 市民・事業者への普及啓発                 | ●           |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                | ●                  |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 生ごみの減量（食品ロス削減）               |             |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                | ●                  | ●          |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づく取組み    |             |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| 第2項 分別・リサイクルの推進                |             |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 家庭系ごみ対策                      | ●           |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                | ●                  |            |                        |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 事業系ごみ対策                      | ●           |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                | ●                  |            | ●                      |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |
| ● 福祉施策との連携                     |             |                     |         |        |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            | ●                      |             |                       |                |           |                       |              |                       |                  |                       |

|                                  |                                | 大阪府庁内環境管理計画 | 大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 | 大阪府景観計画 | 大阪府港湾計画 | 大阪府都市農業振興基本計画 | 大阪府災害廃棄物処理基本計画 | 大阪府高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 | 家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン | 大阪市産業廃棄物処理指導方針 | 大阪市障がい者支援計画 | 大阪市一般廃棄物処理基本計画 | おおさかヒートアイランド対策推進計画 | 大阪市生物多様性戦略 | 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画 | 新・大阪市緑の基本計画 | 大阪市公共建築物等における木材利用基本方針 | 市設建築物設計指針（環境編） | 大阪市強靱化地域計画 | 大阪市次世代自動車普及促進に関する取組方針 | 大阪市自転車活用推進計画 | 大阪市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） | おおさかスマートエネルギープラン | 大阪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） |
|----------------------------------|--------------------------------|-------------|---------------------|---------|---------|---------------|----------------|-----------------------|------------------|----------------|-------------|----------------|--------------------|------------|------------------------|-------------|-----------------------|----------------|------------|-----------------------|--------------|-----------------------|------------------|-----------------------|
| 第3項 環境に配慮した適正処理                  |                                |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 産業廃棄物処理業者への適正指導              | ●           |                     |         |         |               |                |                       |                  | ●              |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 廃棄物のもつエネルギーの活用や環境配慮          | ●           | ●                   | ●       |         |               |                |                       |                  |                |             | ●              |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 3R+Renewableの推進に係る検討         |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             | ●              |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
| 第4項 ごみ収集体制を活かした安心なまちづくり          |                                |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 行政サービスの効率化                   |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             | ●              |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● きめ細かな行政サービスの提供               |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             | ●              |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              | ●                     |                  |                       |
|                                  | ● 災害廃棄物の処理体制の構築                |             |                     |         |         |               |                |                       |                  | ●              |             | ●              |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              | ●                     |                  |                       |
| 第3節 快適な都市環境の確保                   |                                |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
| 第1項 自然との共生・生物多様性保全の推進            |                                |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 生物多様性の保全                     | ●           |                     |         |         |               |                |                       |                  | ●              | ●           | ●              |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● みどりの保全と緑化の推進、農地の保全           | ●           |                     |         |         |               |                |                       |                  | ●              | ●           | ●              | ●                  |            |                        |             |                       |                |            | ●                     |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 水辺空間の保全・創造                   |             |                     |         |         |               |                |                       |                  | ●              | ●           | ●              | ●                  |            |                        |             |                       |                |            |                       | ●            |                       |                  |                       |
|                                  | ● 都市景観の保全と創造                   |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              | ●                     |                  |                       |
|                                  | ● まちの美化の促進                     |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
| 第2項 気候変動やヒートアイランド現象による暑熱環境悪化への対策 |                                |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 気温上昇抑制を目的とした「緩和策」の推進         | ●           | ●                   |         |         |               |                |                       |                  | ●              |             | ●              | ●                  |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 暑熱環境による人への影響を軽減する「適応策」の推進    | ●           |                     |         |         |               |                |                       |                  | ●              | ●           | ●              | ●                  |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
| 第3項 都市環境の保全・改善の取組み               |                                |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 大気汚染対策                       | ●           |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● アスベスト対策                      |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 水質汚濁対策                       |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             | ●              | ●                  |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 地盤環境の保全                      |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             | ●              |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 騒音・振動、悪臭対策                   |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 化学物質対策                       |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  | ●                     |
|                                  | ● 公害健康被害の救済                    |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
| 第4節 地球環境への貢献                     |                                |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 国連機関等への協力、支援                 | ●           |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             | ●              |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 都市間協力の推進                     | ●           |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             | ●              |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 官民連携による海外展開                  | ●           |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             | ●              |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 賢い消費者（スマートコンシューマー）への変革促進     |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             | ●              | ●                  |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 地球環境に貢献する事業活動の促進             | ●           |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             | ●              |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
| 第5節 すべての主体の参加と協働                 |                                |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
| 第1項 環境教育、啓発の推進                   |                                |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 環境教育                         | ●           |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             | ●              | ●                  | ●          | ●                      |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 情報発信、普及啓発                    | ●           |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             | ●              | ●                  | ●          | ●                      |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 担い手の育成、パートナーシップの強化           | ●           |                     |         |         |               |                |                       |                  | ●              |             | ●              |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 環境貢献者の表彰                     | ●           |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             | ●              | ●                  |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
| 第2項 環境影響評価による環境配慮の推進             |                                |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
| 第3項 大阪府が率先する取組み                  |                                |             |                     |         |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく取組み |             |                     | ●       |         |               |                |                       |                  |                |             |                |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  |                       |
|                                  | ● 大阪府庁内環境管理計画に基づく取組み           | ●           |                     | ●       |         |               |                |                       |                  |                |             | ●              | ●                  |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  | ●                     |
|                                  | ● グリーン購入の推進                    |             |                     |         |         |               |                |                       | ●                |                |             | ●              |                    |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  | ●                     |
|                                  | ● 市設建築物における環境配慮の推進             | ●           | ●                   | ●       |         |               |                | ●                     |                  |                |             | ●              | ●                  |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  | ●                     |
|                                  | ● 次世代自動車の率先導入                  | ●           |                     | ●       |         | ●             |                |                       |                  |                |             | ●              | ●                  |            |                        |             |                       |                |            |                       |              |                       |                  | ●                     |

## 4 計画の目標水準とその達成に向けた施策項目

### 1 「第1節 脱炭素社会の構築」における目標水準とその達成に向けた施策項目

- 2030年度大阪市区域からの温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減

(単位：万トン-CO2)

|               | 基準年度<br>(2013年度) | 直近の状況<br>(2021年度) | 基準<br>年度比 | 目標<br>(2030年度) | 基準<br>年度比 | 削減量     |
|---------------|------------------|-------------------|-----------|----------------|-----------|---------|
| 温室効果ガス<br>排出量 | 2,076            | 1,613             | -22.3%    | 1,034          | -50%      | ▲ 1,042 |

| 大阪市環境基本計画 第3章                  |                    | 施策による削減可能量※          |         |
|--------------------------------|--------------------|----------------------|---------|
| 施策項目                           | 具体的な取組み            | 主な施策                 | 主な削減量   |
| 第1項 再生可能エネルギーや未<br>利用エネルギー等の活用 | ●再生可能エネルギーの活用      | 太陽光発電の導入促進           | ▲ 1.8   |
|                                |                    | 計                    | ▲ 1.8   |
| 第2項 徹底した省エネ<br>の推進             | ●事業者における省エネ対策      | 中小規模事業者への省エネ促進に向けた取組 | ▲ 42.1  |
|                                |                    | 高効率機器の導入             | ▲ 29.8  |
|                                |                    | エネルギー管理の実施           | ▲ 12.4  |
|                                | ●ライフスタイルの変革        | 高効率給湯器及び照明の導入        | ▲ 29.9  |
| 第4項 脱炭素型のまちづく<br>り             | ●エコ住宅、ZEB・ZEHの普及促進 | 新築建築物の省エネ基準適合推進      | ▲ 10.1  |
|                                |                    | 建築物の省エネ化             | ▲ 28.5  |
|                                | ●建築物の環境配慮          | 建築物の省エネ化 【再掲】        | —       |
|                                | ●民間開発における環境配慮の推進   | 高効率機器の導入 【再掲】        | —       |
|                                |                    | 電力排出係数の改善            | ▲ 201.2 |
|                                |                    | 計                    | ▲ 354.0 |
| 第3項 移動の脱炭素化                    | ●公共交通の整備と利用促進      | 交通流対策の推進などの運輸部門対策    | ▲ 27.2  |
|                                | ●道路交通の円滑化          |                      |         |
|                                | ●次世代自動車の普及促進       | 次世代自動車の普及            | ▲ 23.4  |
|                                |                    | 電力排出係数の改善            | ▲ 10.8  |
|                                |                    | 計                    | ▲ 61.4  |

※根拠は「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕（改定計画）」（令和6年5月）による。

## 2 「第2節 循環型社会の形成」における目標水準とその達成に向けた施策項目

### ●2025年度の大阪市のごみ処理量を84万トンに削減

(単位：万トン)

| 区分                | 基準年度<br>(2014年度) | 直近状況<br>(2023年度) | 基準<br>年度比 | 目標<br>(2025年度) | 基準<br>年度比 | 施策項目            | 具体的な取組み                                                                                                                                      |
|-------------------|------------------|------------------|-----------|----------------|-----------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ごみ排出量             | 103              | 93               | ▲ 10      | 95             | ▲ 8       | 第1項 2Rを優先した取組み  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●生ごみの減量</li> <li>●市民・事業者への普及啓発</li> <li>●区ごとのごみ減量目標設定</li> <li>●「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づく取組み※</li> </ul> |
| 資源化による<br>ごみ処理量の減 | ▲ 9              | ▲ 6              | 3         | ▲ 11           | ▲ 2       | 第2項 分別・リサイクルの推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭系ごみ対策</li> <li>●事業系ごみ対策</li> <li>●福祉施策との連携</li> </ul>                                              |
| ごみ処理量             | 94               | 87               | ▲ 7       | 84             | ▲ 10      |                 | —                                                                                                                                            |

### ●2025年度のワンウェイのプラスチック（容器包装等）を 2005年度比で25%排出抑制（リデュース）する

| 区分             | 基準年度<br>(2005年度) | 直近の状況<br>(2023年度) | 目標<br>(2025年度) | 施策項目           | 具体的な取組み                                                                                                                     |
|----------------|------------------|-------------------|----------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ワンウェイ<br>プラ収集量 | —                | ▲21%              | ▲25%           | 第1項 2Rを優先した取組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者への普及啓発</li> <li>●区ごとのごみ減量目標設定</li> <li>●「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づく取組み※</li> </ul> |

#### ※「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づく取組み

- ・エコバッグを常に携帯する運動の推進（大阪エコバッグ運動）
- ・環境イベント、HP、チラシなどによる市民への意識啓発
- ・庁舎、関連施設における使い捨てプラスチック使用削減及びプラスチックごみの適正処理の一層の推進
- ・職員による使い捨てプラスチック使用削減及びプラスチックごみの適正処理の取組みの徹底 など

※上記の目標は個別計画と整合させているため、目標については、大阪市一般廃棄物処理基本計画の目標年度と同じ2025年度までの目標としている。2026年度以降は、改定後の個別計画に定める目標をめざすこととする。

### 3 「第3節 快適な都市環境の確保」における目標水準とその達成に向けた施策項目

- 2030年度に自然や生き物を身近に感じる市民の割合を50%とする。

| 区分                 | 基準年度<br>(2018年度) | 直近の状況<br>(2023年度) | 基準<br>年度比 | 目標<br>(2025年度) | 基準<br>年度比 | 施策項目          | 具体的な取組み                                                                                                     |
|--------------------|------------------|-------------------|-----------|----------------|-----------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然や生き物を身近に感じる市民の割合 | 30.4%            | 30.0%             | —         | 50%            | 64%増      | 第1項 自然との共生の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●生物多様性の保全</li> <li>●緑の保全と緑化の推進、農地の保全</li> <li>●水辺空間の保全・創造</li> </ul> |

- 2025年度末の緑被率約10.4%（2012年度値）を維持もしくはそれ以上を達成。 ※1

| 区分  | 基準年度<br>(2012年度) | 直近の状況<br>(2012年度) | 基準<br>年度比 | 目標<br>(2025年度) | 基準<br>年度比 | 施策項目          | 具体的な取組み     |
|-----|------------------|-------------------|-----------|----------------|-----------|---------------|-------------|
| 緑被率 | 約10.4%           | 約10.4%            | —         | 現状以上           |           | 第1項 自然との共生の推進 | ●緑の保全と緑化の推進 |

- 2025年の地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数を2000年より3割減らす。 ※1

| 区分                 | 基準年度<br>(2000年)<br>(1998-2002) | 直近の状況<br>(2021年)<br>(2019-2023) | 基準<br>年度比 | 目標<br>(2025年)<br>(2023-2027) | 基準<br>年度比 | 施策項目              | 具体的な取組み                                                                                                                            |
|--------------------|--------------------------------|---------------------------------|-----------|------------------------------|-----------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数 | 46日                            | 41日                             | 1.1割減     | 32日                          | 3割減       | 第2項 ヒートアイランド対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●気温上昇抑制を目的とした「緩和策」の推進</li> <li>・人工排熱の低減</li> <li>・建物・地表面の高温化抑制</li> <li>・都市形態の改善</li> </ul> |

- 大気環境、水環境、ダイオキシン類、騒音にかかる国の環境基準を達成。  
二酸化窒素及び非メタン炭化水素については、大阪市環境保全目標を達成。

| 区分      | 目標<br>(2030年度)                   | 施策項目                   | 具体的な取組み     |
|---------|----------------------------------|------------------------|-------------|
| 大気環境    | 国の環境基準を達成※2                      | 第3項 都市環境の保全・改善<br>の取組み | ●大気汚染対策     |
|         | 大阪市環境保全目標を達成<br>(二酸化窒素、非メタン炭化水素) |                        |             |
| 水環境     | 国の環境基準を達成                        |                        | ●水質汚濁対策     |
| ダイオキシン類 |                                  |                        | ●化学物質対策     |
| 騒音      |                                  |                        | ●騒音・振動、悪臭対策 |

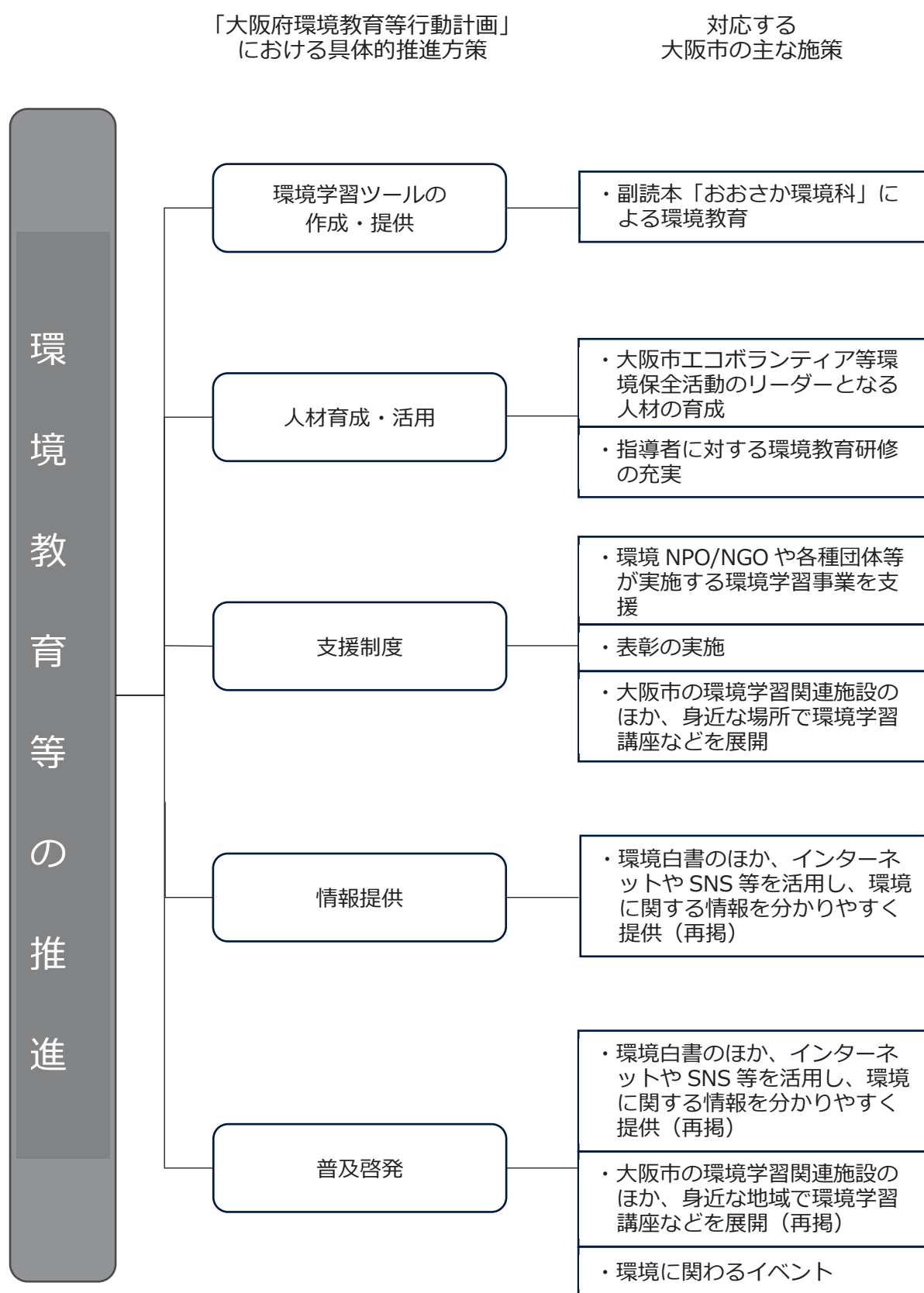
※1 上記の目標はそれぞれの個別計画と整合させているため、個別計画の目標年度と同じ2025年度までの目標としている。これらについては、2026年度以降、それぞれ改定後の個別計画に定める目標をめざすこととする。

※2 国の環境基準のうち、光化学オキシダントについては、全国的にも環境基準達成率が極めて低い水準（2022年度達成率は一般局で0.1%、自排局で0%）となっており、国は光化学オキシダントの改善傾向を評価するための指標の検討を行うとともに、越境大気汚染への対策や科学的知見の充実等を図ることとしている。大阪市は発生源対策を通じて環境濃度の改善をめざす。

## 5 大阪市未来都市創生総合戦略（令和 6 年 3 月）における環境分野の目標値

| 具体的な施策         | K P I                                            | 目標値                                     |
|----------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| ゼロカーボンおおさかの実現  | 自立・分散型エネルギー導入量                                   | 府域250万kW以上<br>(2030年度)                  |
|                | 国際的な気候変動対策等への<br>取組みとして海外で環境分野の<br>ノウハウを提供した事業者数 | 75事業者<br>(2025年度)                       |
|                | 市域の温室効果ガス排出量                                     | 温室効果ガス排出量を<br>2013年度比で50%削減<br>(2030年度) |
| 循環型社会の形成       | 年間ごみ処理量                                          | 84万トン<br>(2025年度)                       |
|                | ペットボトル資源のリサイクル率<br>(プラスチックごみ削減目標)                | 100%<br>(2025年度)                        |
| 快適な都市環境の<br>確保 | 自然や生き物を身近に感じる<br>市民の割合                           | 50%以上<br>(2030年度)                       |
|                | 地球温暖化の影響を除外した<br>熱帯夜日数                           | 2000年の46日より3割減<br>(2025年度)              |

## 6 環境教育等を推進する大阪市の施策



## 7 用語の解説

### あ行

#### 愛知目標（P13）

2010 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で採択された世界目標。

2020 年までに生物多様性の損失を食い止めるための緊急かつ効果的な行動をとることが合意され、各国に求められる行動が 20 にまとめられています。

#### アスベスト（P2、24、47）

石綿とも呼ばれ、天然に産する繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性等に優れているため、建設資材をはじめ広い用途に使用されていましたが、多量の吸引により、アスベスト肺、肺がん等の原因になるとされ、現在、日本において新規の使用等はされていません。

#### インバウンド（P23、39）

訪日外国人客のこと。

#### エコアクション 21（P31、63）

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）。

あらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境の改善に取り組んでいただけるよう工夫されています。

#### エネルギーインフラ（P33）

インフラストラクチャー（インフラ）とは社会基盤であり、エネルギー供給についての基盤のこと。

#### エネルギーの面的利用（P34、35、65）

コージェネレーション等の自立分散型電源の導入と、複数の建物を熱導管や電力自営線でつなぐことにより、建物間で電力や熱の融通を行い、エネルギーの最適化・効率化を図るシステムのこと。

#### おおさか環境科（P55）

大阪市立の小中学校及び義務教育学校の授業の中で使用するための副読本。

環境省作成の「授業に活かす環境教育」の体系図等を参考に、大阪市が子どもに学習してほしい内容を「生物多様性」「循環」「地球温暖化」「エネルギー」「都市環境保全」の 5 つの分野に分類しています。5 つの分野それぞれで、小学校 3・4 年生→小学校 5・6 年生→中学生と、発達段階に応じた内容を学習いただけるよう作成し、大阪での状況や対策など、大阪独自の内容を中心として掲載しています。

## おおさか環境ネットワーク（P63）

「持続可能な未来を子どもたちへ」という理念のもと、大阪市内を活動拠点とする環境保全活動や環境教育など環境活動を行う市民団体、環境 NPO／NGO、事業者などにより構成される、大阪市環境局が立ち上げたネットワーク。各主体間の連携と協働のもとで、環境問題解決に向けた行動を実践するための取組みを進めています。

## 大阪市エコ住宅（P31）

大阪市では、省エネルギー・省 CO<sub>2</sub> に配慮された住宅の普及を促進するため、一定の基準を満たす住宅の建設・改修計画を「大阪市エコ住宅」として認定し、竣工した際には、認定プレートを交付する「大阪市エコ住宅認定制度」を実施しています。

## 大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕（P57）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、大阪市の事務事業に関して、温室効果ガスの排出の削減等を行うために策定した計画。

## 大阪市庁内環境管理計画（P57）

大阪市が独自に取り組む環境マネジメントシステムで、大阪市の事務事業の実施にあたって、全庁的な推進のもと、温室効果ガス排出削減など環境への負荷の低減に取り組んでいます。

## 大阪市廃棄物減量等推進員（ごみゼロリーダー）（P38）

地域においてごみの減量・リサイクルを推進するリーダー。

大阪市と連携し、市民の皆さんに対する「ごみ減量アクションプラン・市民の行動メニュー」の啓発や地域での自主的な減量・リサイクル活動の実施に取り組んでいます。

おおむね各振興町会に 1 名の方に委嘱し、約 4,000 名の方々に活動していただいています。

## 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン（P4、13、38、42、47）

社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することをめざす世界共通のビジョン。

## 大阪 水・環境ソリューション機構<sup>オウエッサ</sup>（OWESA）（P53、66）

大阪市・府と大阪・関西の経済界が、行政が持つこれまでの豊富な経験と、民間が持つ先進的な技術を活かして、海外の水・環境問題解決に貢献するとともに、大阪・関西企業の海外展開を通じた地域経済活性化を図るために設立した組織。

## オープンイノベーション（P34）

新技術等の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の結集を図ること。

## **温室効果ガス（P13、14、15、24、25、29、35、36、40、57）**

赤外線を吸収し、地球温暖化を引き起こす二酸化炭素などのガス。

## **温度差エネルギー（P29）**

海や川の水温は、夏も冬もあまり変化がなく、大気との温度差があります。これを「温度差エネルギー」といい、ヒートポンプや熱交換器を使って、冷暖房などに利用でき、エネルギーの有効活用を行うことができます。

## **か行**

## **カーボンニュートラル（P3、13、14、42、68）**

ライフサイクル全体で見たときに、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量と吸収量とがプラスマイナスゼロの状態のこと。

## **拡大生産者責任（P40）**

生産者が、自ら生産する製品等について、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方。

## **環境影響評価（P57、64）**

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）とは、大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮をするための制度のこと。

## **環境と開発に関するリオ宣言（P13）**

1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択された宣言。

「人類は、自然と調和しつつ健康で生産的な生活を送る資格を有すること」や「持続可能な開発を達成するため、環境保護は、開発過程の不可分の部分とならなければならない、それぞれ分離しては考えられないものである。」とされています。

## **環境マネジメントシステム（EMS）（P31、57、63）**

企業等の事業組織が、環境法令等を遵守することにとどまらず、自主的、継続的に環境の改善に取り組んでいくための行動を、計画・実行・点検・見直しのPDCAサイクルで行う一連の手続きで運用する自律的なシステムのこと。

## 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）（P54）

各国の財務省、金融監督当局、中央銀行からなる金融安定理事会の下に設置。投資家等に適切な投資判断を促すため、気候関連財務情報の開示を企業等に求めることを目的としています。

## 気候変動（はじめに、P2、8、13、14、18、24、29、36、38、42、46、51、52、54）

地球におけるエネルギーの流れは、様々な要因により、様々な時間スケールで変動しており、太陽から受け取ったエネルギーを源として、様々な形態を取りながら、海洋・陸地・雪氷・生物圏の間で相互にやりとりされています。これらを気候変動といい、地球上の温室効果ガス濃度が増えると、エネルギーバランスに影響が生じ、地球から宇宙へのエネルギー放射が行われにくくなり、地球温暖化を引き起こします。

## 気候変動枠組条約（気候変動に関する国際連合枠組条約）（P13）

地球温暖化対策に関する取組みを国際的に協調して行っていくため、1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択され、1994年に発効した条約。

本条約は、気候に危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準で、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することを目的としており、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施などの義務を課しています。

## グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）（P36、44、51）

土地利用において自然環境の有する防災・減災、地域振興、環境などの機能を人工的なインフラの代替手段や補足的手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。

## グリーン購入（P57）

商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

2001年4月から「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、国や地方公共団体はグリーン調達に努めています。

## クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）（P26、46）

「気候変動適応法」に基づき、適当な冷房設備を有する等の要件を満たす施設を、誰もが利用できる暑さをしのげる施設として、市町村長が指定した施設のこと。クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）は、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表されたときに、あらかじめ公表している開放可能日等において開放することとなっている。

## クールスポット（P26、46）

屋外空間において人が涼しく感じる場所のこと。

## 下水高度処理水（P45）

下水処理場における放流水について、環境負荷が少なくなるよう処理を加え、放流している処理水のこと。

大阪市の下水処理場では、市内河川の汚れの原因となる有機物などをさらに除去するため、急速ろ過池を整備したり、大阪湾の赤潮の発生の原因になるリンや窒素を、さらに除去するための高度処理施設の整備を、既存の水処理施設の改築にあわせて進めています。

## 光化学オキシダント（P2、19、25、47）

光化学スモッグの主要な成分で、オゾン、アルデヒド等を主成分とする酸化性物質の総称。工場や自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生し、日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすいことが知られている。また、健康影響については、目や喉に対する刺激や頭痛を引き起こすことが知られている。

## 国際フェアトレード認証制度（P45）

国際フェアトレードラベル機構による認証制度で、原料の生産から完成品となるまでの全過程において、有機農法の推奨や水質・土壌保全などの生産地の環境保全に関する規約や、生産者への最低価格保証などの社会的な基準を順守しているコーヒーやバナナ、カカオ、綿製品などの製品を認証しています。

## 国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）（P52、66）

1990年に開催された「国際花と緑の博覧会」の精神を継承し、大阪の環境保全の経験を活かすため、鶴見緑地に誘致した、大阪に存在する唯一の国連機関です。開発途上国等における廃棄物管理を中心とする環境上適正な技術（EST）の普及等を進めています。

## コージェネレーション（P31、65）

一つのエネルギー源から二つ以上の有効なエネルギーを得るシステムのこと。エンジンやタービン等によって発電すると同時に、稼働時に発生する排熱を回収して利用することで、高いエネルギー効率を得ることが可能となります。

## コミュニティ回収（P39、63）

大阪市が実施している「古紙・衣類分別収集」を収集曜日や収集場所を変えずに、大阪市に代わって地域活動協議会等の地域コミュニティが契約する再生資源事業者が収集する制度。地域の皆さんが主体となって分別収集に協力いただき、大阪市からは古紙等の収集量に応じた支援を行っています。

### **再生可能エネルギー（P29、33、37、46、57、58、65）**

一度利用しても比較的短期間に再生が可能で枯渇しないエネルギー。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など。

### **サーキュラーエコノミー（循環経済）（P3、42）**

資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムのこと。

### **サプライチェーン（P53、66）**

CO<sub>2</sub> 排出量において、事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出量を合計した排出量のこと。

事業者の原料調達・物流・製造・使用・廃棄等の各工程に関わる事業者全体の排出量が含まれています。

### **シェアリング（P38）**

個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む）、他の個人等と共同利用すること。

### **資源集団回収（P39）**

家庭から出る新聞、雑誌、段ボールなどの古紙や古布などの資源を町会、自治会、子ども会、マンション管理組合などの住民団体が自主的に収集し、再生資源業者に引き渡すことにより、資源を活かす取組み。

### **次世代自動車（P32、40、46、57、64）**

窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなど環境にやさしい自動車のこと。具体的には、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車があります。

### **自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）（P54）**

自然資本等に関する企業のリスク管理と開示枠組みを構築するために設立された国際的組織。世界の資金の流れをネイチャーポジティブに貢献できるように変えることで、生態系や自然資本を守る、後押しをすることを目的としています。

## 自然共生サイト（P49）

環境省のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた取組みの一つ。企業の森や里地里山、ビオトープなど「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定します。認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM」として国際データベースに登録され、30by30 目標の達成に貢献します。

## 持続可能なイノベーション（P9、62）

イノベーション（技術革新）のうち、低炭素や資源の循環に配慮したもの。

産業革命以降、人類は、利便性を向上させ、豊かさを享受してきました。しかしながら、人類の持続可能性を含めた環境破壊の危機を迎えています。恵み豊かな地球を次世代に引継ぐためには、持続可能なイノベーションが必要とされています。

## 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（はじめに、P2、13）

### 持続可能な開発目標（<sup>エスディー・ジーズ</sup>SDGs）（はじめに、P2、5、6）

2015 年にニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」において、150 を超える加盟国首脳の参加のもと、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標を掲げました。この目標が、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継であり、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」です。

## 循環型社会（P14、15、16、25、38、57）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された社会。

「循環型社会形成推進基本法」では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

## 森林環境譲与税（P35）

パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年度税制改正において、創設された税。

森林環境譲与税は、法令上用途を定められており、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないとされています。

## ステークホルダー（P7、66、70）

利害関係者のこと。

## **生物多様性（P14、16、38、44、45、46、49、50、51、55、63、64）**

人間を含む全ての生き物は、他の多くの生き物と相互に関わり合って生きており、こうした生き物たちの豊かな「個性」と「つながり」のこと。

「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つの多様性があるとされています。

## **生物多様性条約（P13）**

生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的として採択された条約。

1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択されました。

## **創蓄省エネ（P33）**

エネルギーを自ら創り出す「創エネ」、エネルギーを蓄える「蓄エネ」、エネルギーを効率的に使う「省エネ」による低炭素社会の構築をめざすもの。

国土交通省では、まち・住まい・交通の「創エネ」「蓄エネ」「省エネ」化に向けた地域・事業者の先駆的な取組みを総合的に支援しています。

## **た行**

## **ダイオキシン類（P25、44、48）**

塩素を含む有機化合物質の一種で、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成されます。

## **帯水層蓄熱（P30、33、58、64、65、68）**

地中熱利用技術の一つ。

地下水を多く含む地層（帯水層）から熱エネルギーを取り出した後、空調利用で生じた排熱を元の地層に蓄え、約半年後の空調に利用するもので、特に高効率な省エネと高い温室効果ガス削減効果等が期待できます。

## **脱炭素社会（P14、25、29、37、57）**

温室効果ガスの人為的な排出と森林などによる吸収のバランスにより、排出量が実質ゼロとなる社会のこと。

## **地域活動協議会（P43、61）**

おおむね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための協議会。

## 地域コミュニティ（P2、4、8、43、61、63）

地域の人々が、教育や労働、消費、祭りなどに関わりながら日常的に生活し、住民相互の交流が行われている地域社会。

## 地域循環（P8）

### 地域循環共生圏（P50）

循環可能な資源を、ごみとして処分するのではなく、なるべく地域で循環させること。

国の「第五次環境基本計画」では、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」をめざすこととしています。

## デコ活（P31、54、63）

環境省が進める「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」のこと。2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向け、2022 年 10 月に発足した国民の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しするための国民運動です。

## 都市インフラ（P24、30）

都市の基盤となる、浄水場や下水処理場などのインフラ施設のこと。

## な行

### ナッジ（P31）

「ひじで突く」、「そっと後押しする」という意味。（nudge）

選択を禁じることも経済的なインセンティブを大きく変えることもなく、人々のより望ましい行動を促す情報提供や仕掛けの考え方のこと。

### なにわの伝統野菜（P45、50）

100 年以上前から大阪市内で栽培され、大阪の農業と食文化を支えてきた歴史、伝統をもつ野菜。「大阪市なにわの伝統野菜」として、現在 10 品目認証している（2024 年 11 月）。

〔天王寺蕪、田辺大根、金時人参、大阪しろな、毛馬胡瓜、玉造黒門越瓜、勝間南瓜、源八もの、難波葱、大阪黒菜〕

### 生ごみの 3 きり運動（P39、63）

大阪市における生ごみの減量施策のこと。

「使いきり」：食材を必要な分だけ買い、正しく保存して無駄なく活用しましょう。

「食べきり」：必要な量だけ作るようにし、料理は食べきるようにしましょう。

「水 き り」：水きりをするだけで、生ごみを減らすことができ、悪臭対策や、ごみ出しの手間、さらに、ごみを運んだり、燃やしたりするコストを減らすこともできます。

## ナレッジキャピタル（P34）

知的創造拠点のこと。

企業、研究者、クリエイターが世界の「感性」「技術」を持ち寄り、交わり、協力することで新たな価値を生み出していく複合施設として、2013 年 4 月にうめきた（大阪駅北地区）のグランフロント大阪に開設されています。

## 二国間クレジット制度（JCM）（P52、53）

発展途上国への温室効果ガス削減技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用する制度。（Joint Crediting Mechanism）

## 人間環境宣言（ストックホルム宣言）（P12）

1972 年にストックホルムで開催された国連人間環境会議で、人間環境の保全と向上に関し、世界の人々を励まし、導くため共通の見解と原則が必要であると考えのもとにされた宣言。

## ネイチャーポジティブ（自然再興）（P3、13、14、42、49）

愛知目標をはじめとするこれまでの目標がめざしてきた生物多様性の損失を止めることから一歩前進させ、損失を止めるだけではなく回復に転じさせるという強い決意を込めた考え方。

## は行

## パリ協定（はじめに、P2、13、24、29、66）

2020 年以降の地球温暖化対策に関する国際枠組み。パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で 2015 年 12 月に採択されました。

発展途上国を含む全ての参加国・地域が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組み。産業革命前からの世界の平均気温の上昇を 2℃未満（努力目標 1.5℃）に抑え、21 世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としています。

## 微小粒子状物質（PM2.5）（P26、47）

浮遊粒子状物質（SPM）のうち、粒径 2.5μm（0.0025mm）以下の小さなもの。

粒径が小さいため、肺の奥深くまで届いて沈着しやすく、呼吸器系統への影響のほか、肺がんや循環器疾患の原因になるといわれています。

## ヒートアイランド現象（P18、24、33、36、44、45、46、64）

都市部の気温が郊外と比較して高くなる現象。

都市部でのエネルギー消費に伴う排熱の増加や緑地の減少、高層ビルなどによる通風の阻害、道路がアスファルトやコンクリートで固められていることなどから、地表面からの水分蒸発が少なくなることなどによって起きます。

## ビルエネルギーマネジメントシステム（<sup>ベムス</sup>BEMS）（P31）

ビル等のエネルギーの使用状況等を「見える化」し、データを蓄積する機器のこと。

## フードドライブ（P39、63、68）

家庭で余っている未開封のもので、常温で保存でき、賞味期限が一定期間（受付先が設定する期間）以上残っている食品を持ち寄り、社会福祉施設や団体等に寄付する活動のこと。

## ペロブスカイト太陽電池（P58、68）

次世代型太陽電池のこと。特徴として、少ない製造工程で製造が可能であり、プラスチック等の軽量基盤の利用が可能であり軽量性や柔軟性を確保しやすいとされています。

## ポリ塩化ビフェニル（PCB）（P2、24、44、48）

不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質で、絶縁油、熱媒体等広い用途に使用されていました。生体に対する毒性があり、脂肪組織に蓄積しやすくなっています。

## ま行

## マイクロプラスチック（P2）

微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。

含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されています。

## 未利用エネルギー（P29、30、33）

有効活用の可能性があるにもかかわらず、これまで活用されてこなかったエネルギー。

現在は活用が進んでいるものとして、ごみの焼却過程で発生する熱エネルギーや、下水処理過程における消化ガスなどがあげられます。

## ら行

## レインフォレスト・アライアンス認証（P45）

国際的な非営利環境保護団体であるレインフォレスト・アライアンスによる認証制度で、農地拡大による森林破壊などを防止する方法として持続可能な農園などを認証しています。認証農園で生産される農産物は、コーヒー、紅茶、野菜、果物などです。

## レジリエンス（P64）

復元力、回復力、弾力のこと。（resilience）

防災やまちづくりにおいて、困難な状況にもかかわらず、適応する力の意も含みます。

## AI (P9、34、65)

人工知能のこと。(Artificial intelligence)

## BCP (P33)

事業継続計画のこと。(Business Continuity Plan)

企業などが災害や事故で被害を受けても重要業務を継続・復旧させること。

## DX (P3、65)

総務省によると、デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取組みをさす概念であるとされています。(Digital Transformation)

## EbA (P51)

気候変動に対する生態系を活用した適応策のこと。(Ecosystem-based Adaptation)

例として、都市内に樹林や草原を配置することにより都市域の高温を緩和し熱中症リスクを低減するなど。

## Eco-DRR (P51)

生態系を活用した防災・減災のこと。(Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)

例として、湿地等の雨水貯留・浸透機能の確保・向上により洪水被害を緩和するなど。

## エスコ ESCO事業 (P35、57)

民間事業者が設計・施工、維持管理、事業効果の検証などの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー改修工事を実施し、その結果得られる効果（エネルギー削減量及び光熱水費の削減額）を保証する事業。

## ESD (P55)

持続可能な開発のための教育。(Education for Sustainable Development)

今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESD とは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動です。

## ESG 投資 (P3、54)

環境 (Environment)・社会 (Social)・企業統治 (Governance) といった要素を含めて投資先の中長期的な企業価値を考慮する投資。

## EXPO グリーンチャレンジ (P58)

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会が実施。大阪・関西万博をきっかけに企業や学校、自治体などの団体を通じ、個人へ脱炭素行動を広げていく取組み。

## IPBES (P13)

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム。(Inter-governmental Science Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services)

生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして、2012 年 4 月に設立された政府間組織で、2024 年 9 月 1 日現在、147 カ国が参加しています。IPBES の成果物（アセスメントレポートなど）は世界中の科学者・専門家らによって作成され、総会（IPBES 加盟国政府により構成）による承認の後、公表されます。

## IPCC (P13)

気候変動に関する政府間パネル。(Intergovernmental Panel on Climate Change)

世界気象機関及び国連環境計画により 1988 年に設立された組織で、195 の国・地域が参加しています。各国政府を通じて推薦された科学者が参加し、気候変動に関して科学的、技術的及び社会経済的な見地から包括的な評価を行い、5～7 年ごとに評価報告書、及び不定期に特別報告書等を作成・公表しています。各報告書は参加国がコンセンサスで承認・採択します。

## IoT (P9、31、34、65、67)

IoT (Internet of Things) とは、モノのインターネットと呼ばれています。これまでインターネットに接続されてきたパソコンやスマートフォンに加えて、自動車や家電など様々なモノがインターネットにつながるようになってきており、モノがインターネットを経由して通信することを意味します。

## MSC 認証制度 (P45)

責任ある漁業を推奨する国際的な非営利団体である海洋管理協議会 (Marine Stewardship Council) による認証制度で、水産資源や海洋環境を守って獲られた天然水産物を認証しています。

## OECD (P49)

保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域のこと。(Other Effective area-based Conservation Measures)

## PFOS、PFOA (P44、47)

PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA (ペルフルオロオクタン酸) は、いずれも有機フッ素化合物の一種。2000 年代はじめごろまで、様々な工業で利用されていましたが、2009 年以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進み、現在では、日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されています。

## RE100 (P62)

事業の使用電力を 100%再エネで賄うことをめざす企業連合のこと。

## RSPO 認証制度 (P45)

パーム油は世界一消費量の多い植物油ですが、マレーシアやインドネシアではパーム油を生産するアブラヤシ農園の拡大などにより熱帯雨林が伐採され、野生動物の生息地の減少など生物多様性の損失が深刻となっています。

こうしたことから、環境への影響に配慮した持続可能なパーム油の生産を推進するために設立された国際的な非営利団体である「持続可能なパーム油のための円卓会議 (Roundtable on Sustainable Palm Oil)」が、手つかずの森林や保護価値の高い地域にアブラヤシ農園を開発しないなど、法的、経済的、環境・社会的要件を規定した「原則と基準」を定め、「持続可能なパーム油」を認証しています。

## SBT (P62)

企業版 2℃目標のこと。(science based targets)

各企業が産業革命前からの気温の上昇を摂氏 2 度未満に抑えるために、科学的根拠に基づいて設定される、温室効果ガスの排出削減目標のことで、承認を受けるには現実性のある目標設定が求められています。

## SDGs (表紙、はじめに、P2、3、4、5、6、7、8、10、13、15、24、25、29、38、44、50、54、55、62、65、66、68、70)

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略。

解説は、資-18 の「持続可能な開発目標 (SDGs)」を参照。

## SDGs 未来都市及び自治体 SDGs モデル事業 (P3、4)

SDGs を原動力とした地方創生を推進するため内閣府が公募し、SDGs の達成に向け優れた提案を行った自治体を「SDGs 未来都市」として、さらに先導的な取り組みを「自治体 SDGs モデル事業」として選定します。

## Society 5.0 (P9)

狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会。わが国がめざすべき未来社会の姿として、第 5 期科学技術基本計画 (平成 28 年 1 月 22 日閣議決定) において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として Society5.0 が初めて提唱されました。同計画で示された Society5.0 の概念を具体化し、現実のものとするために、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画 (令和 3 年 3 月 26 日閣議決定) では、わが国がめざすべき Society5.0 の未来社会像を「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ (well-being) を実現できる社会」と表現されています。

## **TCFD (P54)**

気候関連財務情報開示タスクフォースのこと。(Taskforce on Climate-related Financial Disclosures)

解説は、資－15の「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」を参照。

## **TNFD (P54)**

自然関連財務情報開示タスクフォースのこと。(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)

解説は、資－17の「自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)」を参照。

## **Team OSAKA ネットワーク (P53、62、66)**

アジア諸都市等の低炭素社会の構築に向けたプロジェクトを創出・形成するため、環境技術を有する大阪・関西の事業者が、大阪市及び公益財団法人地球環境センター(GEC)や大学等と連携する場。このネットワークを通じて、事業者の海外進出や大阪・関西経済の活性化を図るとともに、国際環境分野における日本の役割に貢献しています。

## **Well-being (P2、3)**

「大阪市未来都市創生総合戦略」においては、「多様な幸せ」とされています。

## **ZEB (ゼブ : ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) (P31、37、57)**

建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギー利用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした建築物のこと。

## **ZEH (ゼッチ : ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) (P31)**

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした住宅のこと。

## **30by30 目標 (P13、49)**

2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030年グローバルターゲットの1つに盛り込まれました。

### **3R+Renewable（スリーアール・プラス・リニューアブル）（P14、40、42）**

3R とはごみ減量のための取組みのことをいい、「Reduce（リデュース）」、「Reuse（リユース）」、「Recycle（リサイクル）」からなります。「Reduce」はごみを出さないようにする発生抑制、「Reuse」は使えるものは何度も使う再使用、「Recycle」はごみとせず資源として利用する再生利用を意味します。また、2019 年 5 月に国により策定された「プラスチック資源循環戦略」には、再生可能資源への代替を意味する「Renewable（リニューアブル）」が新たに加えられました。